

## 東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画認可変更申請対応について

令和2年7月13日  
再処理廃止措置技術開発センター

### ○ 令和2年7月13日 面談の論点

- 資料1 7/16会合資料構成案について
- 資料2 TVF受入槽等の液量管理について(7/16会合資料1-1)
- 資料3 HAW及びTVFにおける事故対処の方法、設備及びその有効性評価について(7/16会合資料2-5)
- 資料4 再処理施設の火災に対する防護について(7/16会合資料2-7)
- 資料5 再処理施設の溢水に対する防護について(7/16会合資料2-8)
- 資料6 再処理施設の制御室の安全対策について(7/16会合資料2-9)
- 資料7 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書  
(7/16会合資料2-1 修正案)
- 東海再処理施設の安全対策に係る7月までの面談スケジュール(案)について
- その他

以上

7/16 東海再処理施設安全監視チーム会合資料構成(案)

資料 1 前回までの会合における議論のまとめに対する回答

- 資料 1-1 TVF 受入槽等の液量管理について
- 資料 1-2 外部事象発生時における可搬型の事故対処設備の防護方針について
- 資料 1-3 外部事象の影響評価における各影響評価ガイドとの整合性について
- 資料 1-4 近隣の産業施設の火災・爆発影響評価における燃料輸送車両及び船舶を火災源とした影響評価について

資料 2 廃止措置計画の変更認可申請(7月申請予定)案件について

【地震対策】

- 資料 2-1 TVF 第二付属排気筒の耐震性について

【津波対策】

- 資料 2-2 TVF の設計津波に対する影響評価に関する説明書
- 資料 2-3 HAW の設計津波に対する影響評価に関する説明書
- 資料 2-4 再処理施設に関する設計及び工事の計画  
(HAW の耐津波補強工事)

【事故対処の有効性評価】

- 資料 2-5 HAW 及び TVF における事故対処の方法、設備及びその有効性評価について

【竜巻対策】

- 資料 2-6 再処理施設の廃止措置を進めていく上での竜巻に対する影響評価及び防護方策について

【内部火災、溢水、制御室の安全対策の基本的考え方】

- 資料 2-7 TRP の廃止措置を進めていく上での火災に対する防護について
- 資料 2-8 TRP の廃止措置を進めていく上での溢水に対する防護について
- 資料 2-9 TRP の廃止措置を進めていく上での制御室の安全対策について

【その他】

- 資料 2-10 TVF の溶融炉の結合装置の製作及び交換について
- 資料 2-11 TVF 浄水配管等の一部更新について

以上

【資料 2】

廃止措置計画の変更認可申請(7月申請予定)案件について

【概要】

○令和 2 年 7 月末に申請を予定している再処理施設の廃止措置計画の変更認可申請案件について、添付資料の通り取りまとめた。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

添付資料

7月末変更申請予定案件	6/29会合	7/16会合
【地震対策】		
TVF建家の地震応答計算書	資料1	
TVFの機器・配管系の耐震性計算書	資料1	
TVF第二付属排気筒の耐震性について		資料2-1
【津波対策】		
TVFの設計津波に対する影響評価に関する説明書		資料2-2
HAWの設計津波に対する影響評価に関する説明書		資料2-3
再処理施設に関する設計及び工事の計画(HAWの耐津波補強工事)		資料2-4
【事故対処の有効性評価】		
HAW及びTVFにおける事故対処の方法、設備及びその有効性評価について	資料2	資料2-5
【竜巻対策】		
再処理施設の竜巒に対する影響評価及び防護方策について	資料3	資料2-6
【火山事象対策】		
再処理施設の火山影響(降下火砕物)に対する防護について	資料4	
【外部火災対策】		
再処理施設の外部火災に対する防護について	資料5	
【内部火災、溢水、制御室の安全対策の基本的考え方】		
再処理施設の火災に対する防護について		資料2-7
再処理施設の溢水に対する防護について		資料2-8
再処理施設の制御室の安全対策について		資料2-9
【その他(安全対策以外の設計・工事の計画)】		
TVFの溶融炉の結合装置の製作及び交換について		資料2-10
TVF浄水配管等の一部更新について		資料2-11

## 【資料1-1】

〈6/8 監視チームにおける議論のまとめ〉

1. 議題1について

- ① ガラス固化技術開発施設(TVF)の耐震性を確保すべき設備について
  - 貯液量制限等の検討

## ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟

### 受入槽等の液量管理について

#### 【概要】

- ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟において高放射性廃液貯蔵場(HAW)から高放射性廃液を受け入れる受入槽及び回収液槽については、それらを直接指示している据付ボルトの強度について、実機構造に基づく荷重試験を実施した。
  - ・ 設計地震動が作用した際の発生せん断力は荷重試験の結果から定めた許容荷重を下回り、必要な耐震性が確保できることを示した。
  - ・ しかしながら、機構としてリスクの大きい高放射性廃液を取り扱うという観点を重要視し、更なる耐震裕度を確保するために、貯槽の液量を管理して地震時に発生する荷重を低減する方法を検討した。
  - ・ ガラス固化技術開発施設の運転は、高放射性廃液貯蔵場(HAW)にある高放射性廃液を安定なガラス固化体へ処理し、再処理施設全体のリスク低減を行う重要な作業であることも考慮し、液量管理によってガラス固化処理工程に影響が及ばないよう、これまでの運転におけるタイムチャート等の詳細や運用条件に基づき検討を行った。
- 濃縮器の据付ボルト強度は材料規格に基づく保守的なもので評価し、地震時のせん断荷重が許容荷重を満足していることを確認している。ただし、余裕が少ないことを保守的に考慮し、実際の運転で扱う液量等に基づいて、液量管理による耐震性裕度確保について検討した。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟  
 受入槽（G11V10）及び回収液槽（G11V20）の  
 据付ボルトのせん断強度と安全裕度の向上に関する検討について

ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の受入槽及び回収液槽の据付ボルトについて、廃止措置計画用設計地震動が作用した際のせん断荷重の評価結果（最大 50 kN/本（ボルト有効断面積に対するせん断応力は 205 MPa), 45°C 条件）は、実機を模擬して実施した荷重試験の結果から算定された許容荷重（供用状態 Ds : 71 kN/本, 45°C 条件）を満足する結果が得られている（付表）。

しかしながら荷重試験に基づく許容荷重は実機の実力値に近くその裕度は大きくない。そこで、リスクの大きい高放射性廃液を取り扱うという観点からさらなる耐震裕度を確保する方策として、貯槽の液量を管理した場合に地震時に据付ボルトに作用する荷重がどの程度低減可能かについての評価を行った。受入槽の機器設計では工程後段にある濃縮器で濃縮した高放射性廃液（設計上想定する密度 1.6 g/cm<sup>3</sup>）を貯槽の荷重条件としているが、高放射性廃液貯蔵場（HAW）から受け入れる高放射性廃液の密度は 1.28 g/cm<sup>3</sup>以下であることから、この 2 つの条件に基づき評価を実施した（付図）。

実際の運転（直近の 16-1, 17-1, 19-1 キャンペーン）における高放射性廃液の受入時濃度は最大で 1.23 g/cm<sup>3</sup>程度、濃縮器（G12E10）での濃縮処理後の高放射性廃液の密度は最大でも 1.315 g/cm<sup>3</sup>程度である。また、通常運転では濃縮後の高放射性廃液を受入槽・回収液槽で扱うことはない。濃縮後の高放射性廃液を受入槽・回収液槽で扱う場合というのは、機器故障等で固化処理運転を中断せざるを得なくなった際に、工程内に残留した濃縮後の高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ返送するために一時的に受け入れるときである。

したがって、現実的には受入槽で通常運転時に扱う高放射性廃液の条件として密度 1.6 g/cm<sup>3</sup>の高放射性廃液を仮定する必然性はなく、高放射性廃液貯蔵場（HAW）から受け入れる高放射性廃液の設計上の密度である 1.28 g/cm<sup>3</sup>に基づいて耐震裕度確保の検討を行うことは十分妥当である。その上で管理する液量を設定するにおいて以下の特徴を考慮する。

- ・通常運転状態で受入槽の液量が最大となるのは、高放射性廃液貯蔵場（HAW）から高放射性廃液を受け入れた直後である（参考 1 参照）。
- ・受入後に分析の結果が出るまで、約 1 日程度は上記液量を保持する。その後に濃縮器に 1 バッチ／日当たり 0.46 m<sup>3</sup>を払い出す操作を開始するので、最大液量を保持する期間は約 1 日程度と短い。
- ・受入槽の最大容量は 11 m<sup>3</sup>で、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の高放射性廃液貯槽（最大容量 120 m<sup>3</sup>）と比べると 1/10 であることから、高放射性廃液を保持することのリスクは相対的に小さい。
- ・ガラス処理運転の中止等の非通常時の運用においては濃縮後の高放射性廃液を高放射性廃液

貯蔵場（HAW）に返送する場合もあり、そのために一時的にこれらの密度の高い高放射性廃液を受入槽・回収液槽に受け入れる必要がある。ただし、返送する溶液すべてを一度に受け入れる必要はなく、複数回に分けて返送することができる。（参考 3 参照）

このようなガラス固化処理の運転状態及び運用の特徴に基づき、通常運転時（G12E10 での濃縮済み高放射性廃液を受入槽では扱わない状態）においては、受入槽・回収液槽で扱う高放射性廃液の密度を  $1.28 \text{ g/cm}^3$  以下で管理し、その条件において耐震裕度を確保するための液量管理を行う方針とする。

その液量管理の目安を求めるに当たり、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の高放射性廃液貯槽における耐震裕度確保の考え方を倣えば、保守性の高い材料規格値に基づく許容荷重以下となる液量が目安となり、受入槽については付表及び付図に基づき  $5.5 \text{ m}^3$ （許容荷重が  $34 \text{ kN}/\text{本}$  となるときの液量）となる。

ところで、今後計画しているガラス固化処理運転を行うには 7 日間に一回当たり標準的に  $3.22 \text{ m}^3$  の高放射性廃液の受入が必要となる。参考 1 に示した検討結果より、受入槽の管理上必要となる最低液位を水封の扱いを工夫することにより低減する（最低液量を  $2.2 \text{ m}^3$  に低減する）ことで、最大液量を  $5.5 \text{ m}^3$  に管理しても数値の上では上記の運転が可能となる ( $3.22 \text{ m}^3 + 2.2 \text{ m}^3 = 5.42 \text{ m}^3 < 5.5 \text{ m}^3$ )。

しかしながら、

- ・高放射性廃液の受入操作は比較的長い配管（高放射性廃液貯蔵場（HAW）から T21 トレーナーを通して受入槽を結ぶ配管）を使ってスチームジェットにより液移送すること。
- ・運転員が液位計を目視しながら送液量を制御すること。

といった理由から送液操作では送液の誤差や配管内からの液戻りが発生する。これらを考慮すると上記の余裕分 ( $5.5 \text{ m}^3 - 5.42 \text{ m}^3 = 0.08 \text{ m}^3$ ) の範囲で運転することは現実的ではない。

一方、材料規格値に基づいて許容荷重を求める場合（設計規格の SSB-3121）、3 つの評価式から最小値を採用する規定となっているが、評価式の内、ひずみ硬化の大きいオーステナイトステンレス鋼を  $40^\circ\text{C}$  超で用いる場合に対するものは  $F$  値= $1.35 \text{ Sy}$  となっている。当該据付ボルトはオーステナイトステンレス鋼である SUS316 製であることから、許容荷重となる  $34 \text{ kN}/\text{本}$  以上であっても  $F$  値= $1.35 \text{ Sy}$  に基づく  $38 \text{ kN}/\text{本}$ （付図より約  $7 \text{ m}^3$  の液量に相当）までは材料規格の保守性に含まれる余裕として見なせる。

また、高放射性廃液貯蔵場（HAW）から高放射性廃液を受け入れて、受入槽の液量が最大となる期間は 1 サイクル（7 日間/サイクル）の初めの 1 日間のみである。年間の溶融炉運転日数が約 160 日（計画しているガラス固化処理運転において年間最大 80 本のガラス固化体を製造する）であることを考慮すると、受入槽が最大液量を保持している期間は約 23 日/年程度にとどまる。

以上のことから、受入槽の管理液量の管理目標値（受入操作時の受入槽液量の制御上の目標値）を  $5.5 \text{ m}^3$  とするが、送液精度や配管内液戻り等による変動分として最大 10 %未満の増加程度は一時的に許容できるとし、その場合の最大液量 ( $6.0 \text{ m}^3$ ) を管理値とするような運用を行えば、耐震裕度の確保と実運転の成立性を両立させることは可能と考える。

一方、非通常時には濃縮済み高放射性廃液（ $1.28 \text{ g/cm}^3$ を超える密度）を受入槽・回収液槽において受け入れる可能性がある。その具体的な場合とは、機器トラブル等によりガラス固化処理運転途中で工程を停止し、工程内の高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ戻す場合である。このような事象は非定常で頻度も少なく、受入槽での保持期間も一時的なものである。そのため、その際の液量目安としては、上述した通常運転時の考え方と合わせて材料規格値に基づく許容荷重（密度  $1.6 \text{ g/cm}^3$ ）に基づき管理目標値を  $4 \text{ m}^3$ 、管理値を  $4.5 \text{ m}^3$ とする。ただし、より緊急性の高い状況（高放射性廃液の閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能の喪失やセルへの溶液の漏えい等が生じた場合）においては速やかに高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ移送することを優先し、1週間程度の短期間の溶液貯留を条件として液量管理を適用しないこととする。

以上をまとめると受入槽・回収液槽の運用条件は下表のようになる。

耐震裕度確保のための受入槽・回収液槽の運用条件

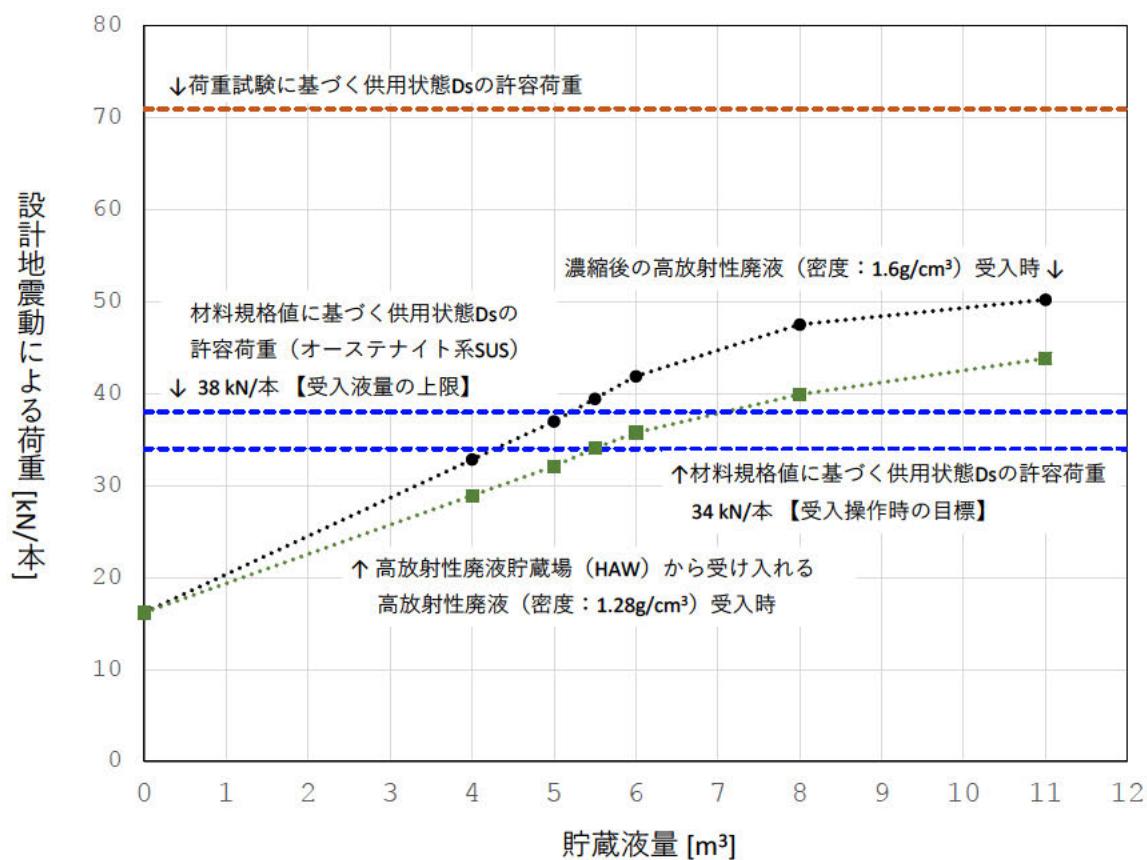
		通常運転時	非定常時	緊急時
密度条件		$1.28 \text{ g/cm}^3$ 以下	$1.6 \text{ g/cm}^3$ 以下	$1.6 \text{ g/cm}^3$ 以下
液量 管理	管理値	$6.0 \text{ m}^3$ 以下	$4.5 \text{ m}^3$ 以下	無し
	管理目標値	$5.5 \text{ m}^3$	$4 \text{ m}^3$	

以上より、受入槽・回収液槽においては高放射性廃液を取り扱うという観点を重要視し、液量管理による耐震裕度向上に向けた運用を当面の間行うことについて検討を進める。

付表 廃止措置計画用設計地震動に対する受入槽・回収液槽据付ボルトの発生荷重と各許容荷重

高放射性廃液 密度	設計地震動において据付ボルトに加わる 最大せん断荷重		荷重試験に基づく 許容せん断荷重 (供用状態 Ds)	材料規格値に基づく 許容せん断荷重 (供用状態 Ds)
	液量 満水 (11 m <sup>3</sup> ) 時	液量 低減 (5.5 m <sup>3</sup> ) 時		
1.6 g/cm <sup>3</sup>	50 kN/本	39 kN/本	71 kN/本	34 kN/本
1.28 g/cm <sup>3</sup>	44 kN/本	34 kN/本		(38 kN/本 *)

※ 材料規格において、ひずみ硬化の大きいオーステナイトステンレス鋼を40°C超で用いる場合の許容せん断荷重から求まる値 (F値=1.35Sy)。当該据付ボルトはオーステナイトステンレス鋼であるSUS316製であることから、この許容せん断荷重の方が本来の材料特性を反映した許容値とみなすことができる。したがって、34 kN/本は荷重について10%程度の裕度を持ったものと考えられる。



付図 受入槽・回収液槽の貯蔵液量と地震時の据付ボルトに発生するせん断応力の関係

(参考 1) ガラス固化処理施設 (TVF) におけるガラス固化処理運転の基本フローと液量管理時の運転対応案

ガラス固化処理施設 (TVF) において、高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場 (HAW) から受け入れて、溶融炉へ供給するまでの設備構成を参考 1-図 1 に示す。また、これまでの運転におけるタイムチャート（運転に伴う各貯槽・設備における液量の時間変動を示したもの）を参考 1-図 2 に示す。（直近の運転に基づく液位を抑えたパターン）

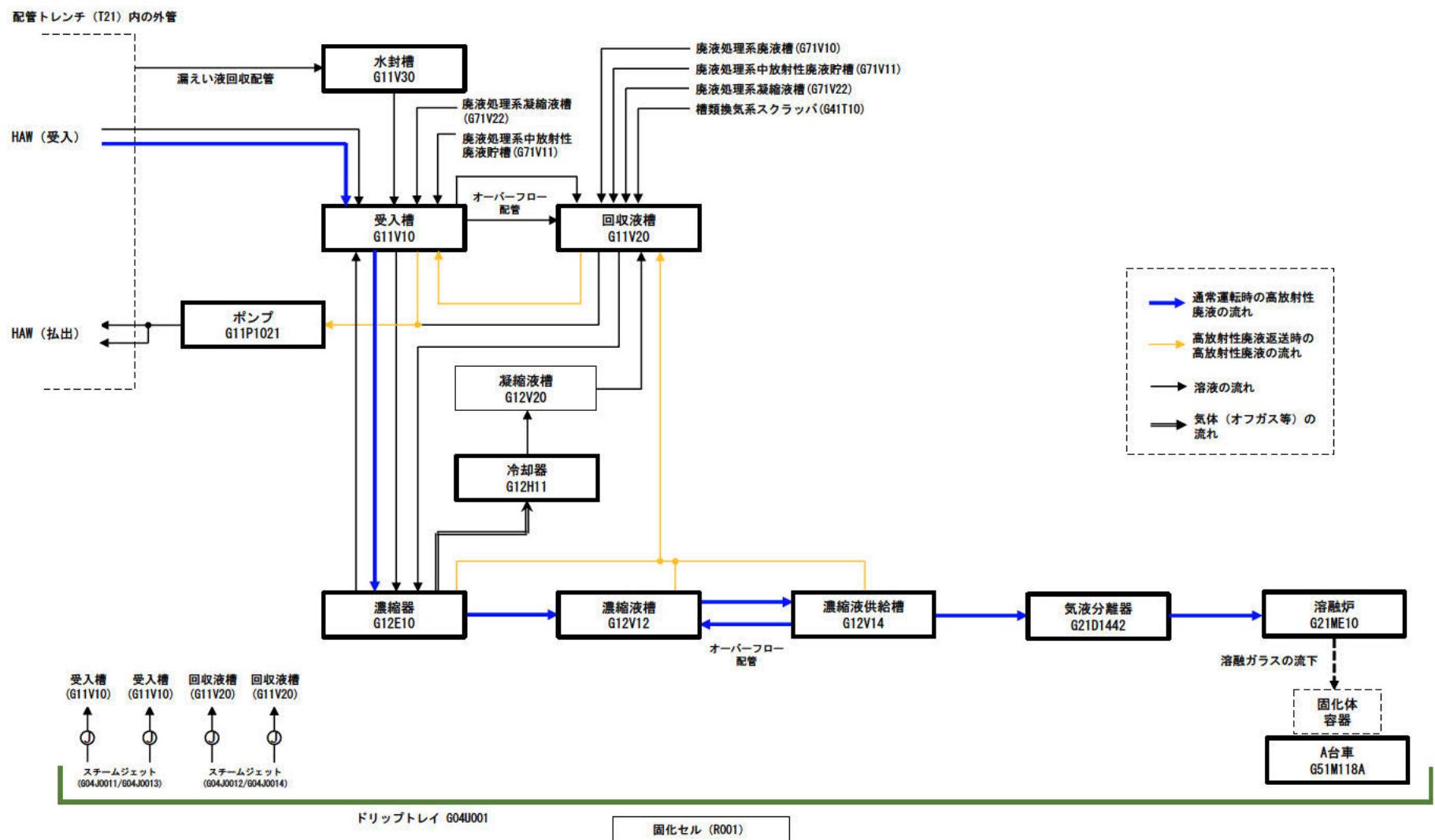
高放射性廃液貯蔵場 (HAW) からの高放射性廃液の受入は、一定期間ごとにバッチ操作で受け入れる（通常時は  $3.22 \text{ m}^3$  の高放射性廃液を 7 日に 1 回の頻度で受け入れる）。受入後には次の濃縮操作及びガラス固化処理のためにサンプリングと分析を行うとともに、IAEA による査察（ランダム査察）を受ける。その後、濃縮器による濃縮操作（バッチ操作で 1 回あたり  $0.46 \text{ m}^3$  を受け入れて約 1.3 倍程度に濃縮する）のために、1 日に 1 回程度の供給（受入槽→濃縮器）を行い、7 日程度で受け入れた液量に相当する高放射性廃液の濃縮操作を終える。溶融炉への濃縮済み高放射性廃液の供給は常時連続して行う必要があり、そのために濃縮液槽には一定量以上の濃縮済み高放射性廃液が入っている必要がある。

受入槽の運用上の条件として、液位と液量の関係を参考 1-図 4 に示す。配管でつながっている高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の中間貯槽との間の水封のために、負圧分を考慮して接続配管が液浸する液位（液位計読み取り値で  $700 \text{ mm}$ 、液量にして約  $2.7 \text{ m}^3$  分）を最低液位として確保している。水封は高放射性廃液貯蔵場 (HAW) の中間貯槽側でも行っているため、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 側での水封を確実にすることで受入槽の最低液位を下げる事が可能であるが、パルセータ作動の最低条件である液位（液位計読み取り値で  $570 \text{ mm}$ 、液量にして約  $2.2 \text{ m}^3$  分）以下にすることは運転管理の点から難しい。

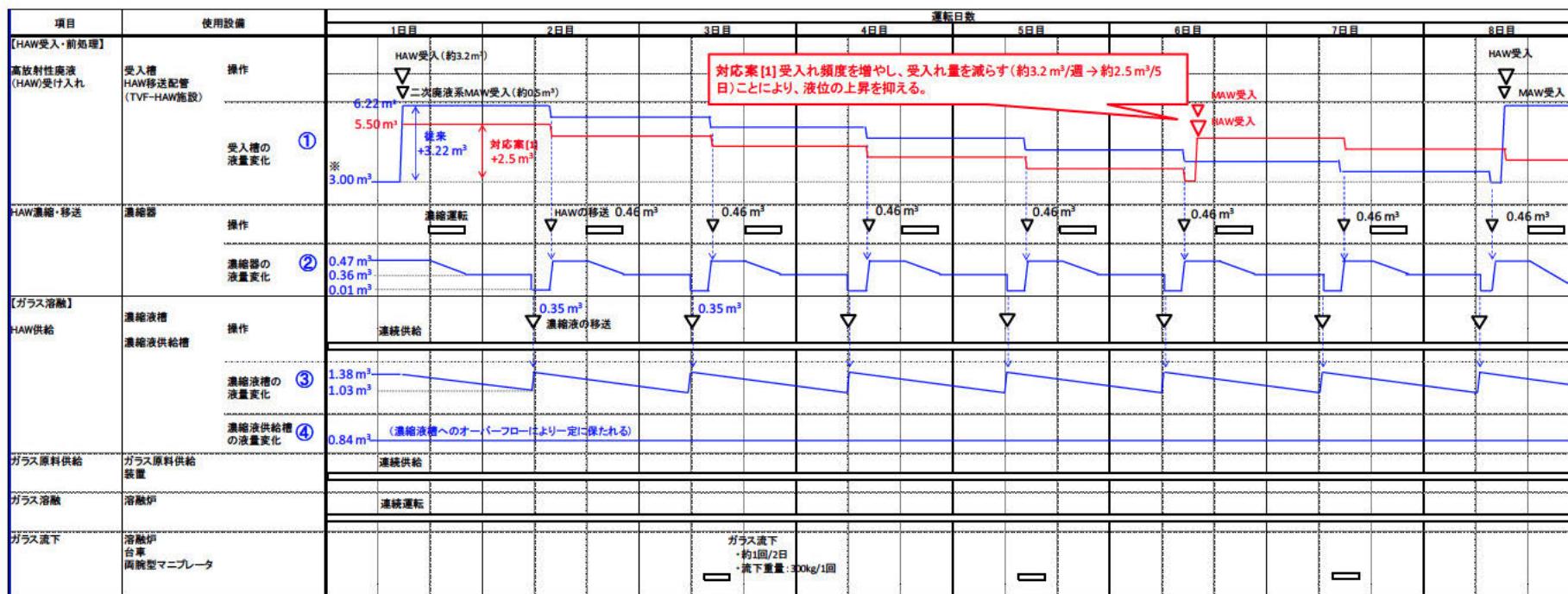
耐震裕度確保の目安として、保持している溶液の重量を考慮した上で設計地震動作用時における据付ボルト発生せん断荷重を、材料規格から求まる許容荷重以下に抑制しようとする場合、付図より約  $5.5 \text{ m}^3$  程度と見なせる（ただし、材料規格の解説にあるように、ひずみ硬化の大きいオーステナイトステンレス鋼を  $40^\circ\text{C}$  超で扱う場合の本来の許容荷重はより高い値となり、本据付ボルトに当てはめると 10% 程度の余裕がある）。上述した通常運転での受入槽の最大液量は  $6.22 \text{ m}^3$  であるため、約  $5.5 \text{ m}^3$  では収まらない。そこで、ガラス固化処理（溶融炉の運転）を阻害せずに、高放射性廃液の受入を液量管理の下で行うための検討の対応案として以下を検討している。

- [1] 受入れ頻度を増やし、受入れ量を減らす（約  $3.2 \text{ m}^3$ /週 → 約  $2.5 \text{ m}^3$ /5 日）ことにより、受入槽の最大液位を抑える（参考 1-図 2）。
- [2] 水封管理は HAW 施設側で担保し、受入槽の最低管理液位をパルセータ作動管理液位（約  $2.2 \text{ m}^3$ ）まで下げる（参考 1-図 3）。

対応 [1] では受入操作頻度が 7 日間から 5 日間に短くなることから、受入時の高放射性廃液の分析作業や IAEA の査察対応への影響が大きい。一方、対応 [2] では液封管理を行う場所を変えるだけで、ガラス固化処理運転への影響は少ない。

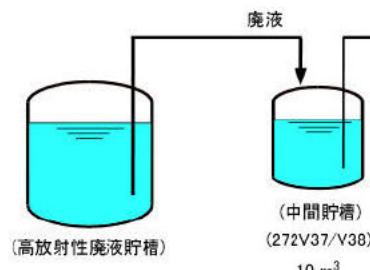


参考 1-図 1 ガラス固化処理における高放射性廃液の取り扱いフロー図

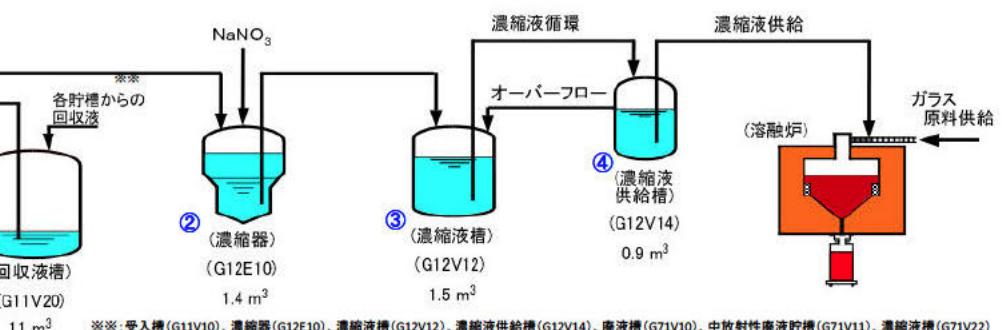


※ : 受入槽(G11V10)は、HAW施設との水封管理として、700 mm(約2.7 m<sup>3</sup>)を保持している。パルセータ作動の液位下限は、W-570mm(約2.2 m<sup>3</sup>)である。

〔高放射性廃液貯蔵場〕

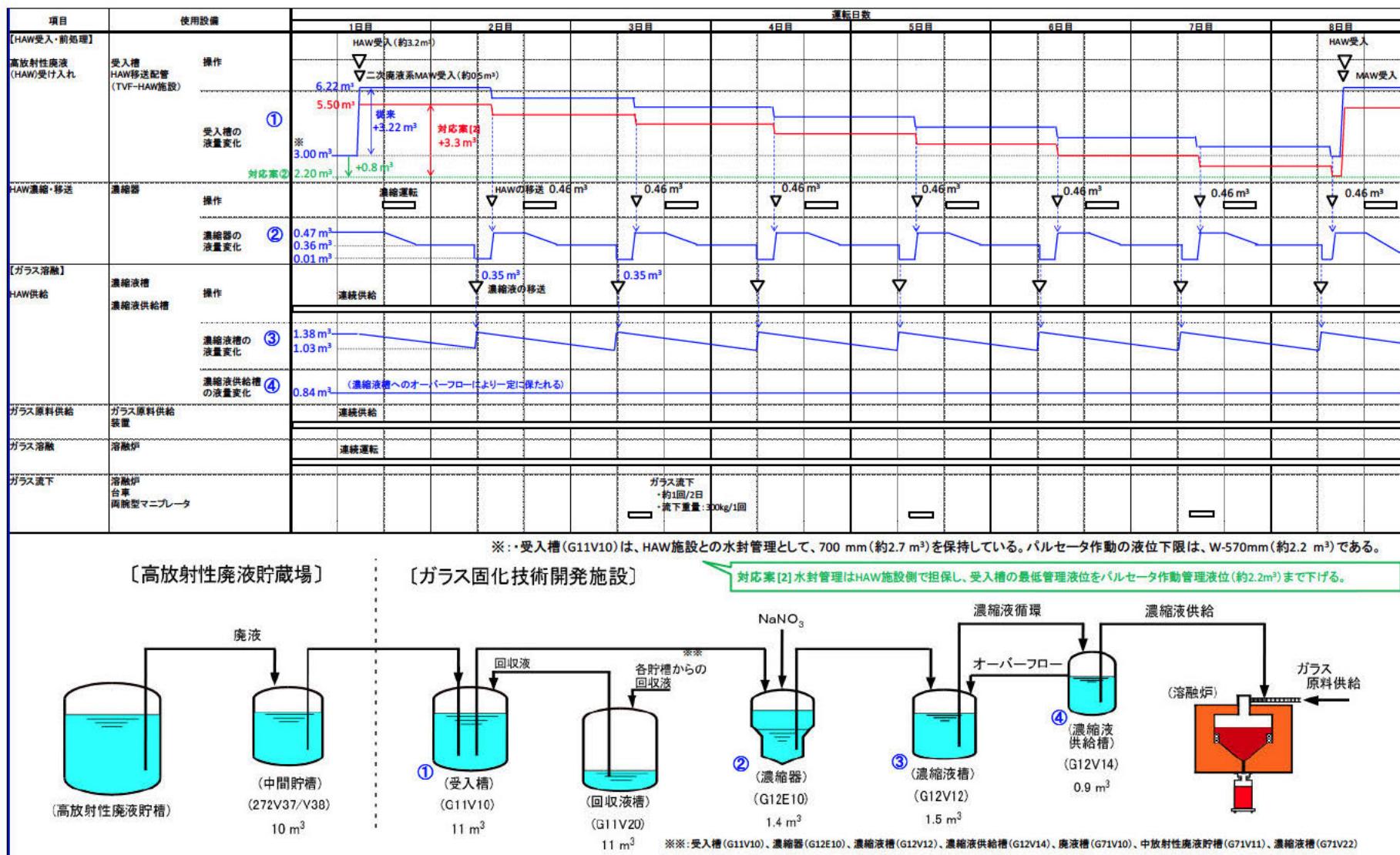


〔ガラス固化技術開発施設〕

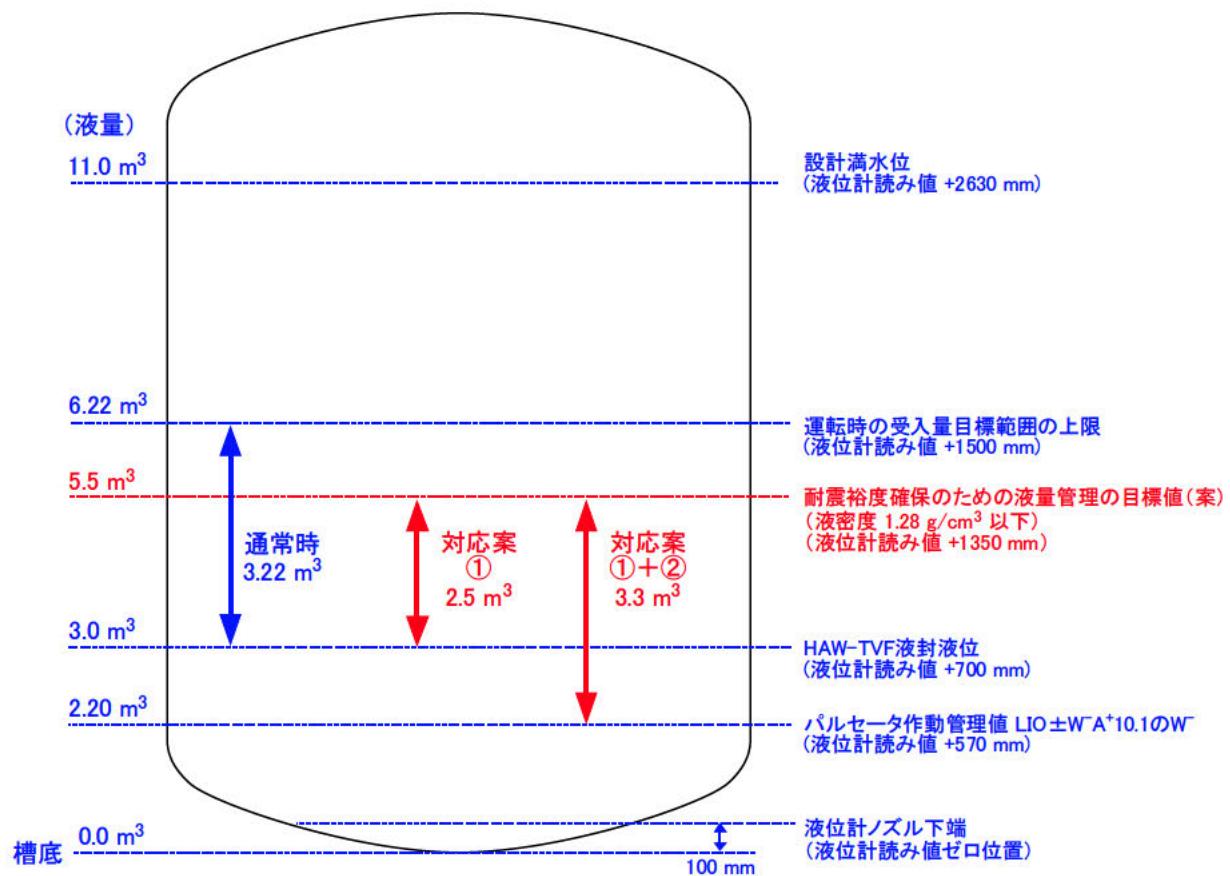


※※:受入槽(G11V10)、濃縮器(G12E10)、濃縮液槽(G12V12)、濃縮液供給槽(G12V14)、廃液槽(G71V10)、中放射性廃液貯槽(G71V11)、濃縮液槽(G71V22)

参考 1-図 2 ガラス固化処理運転の基本的なタイムチャート概要と受入槽の液量管理に係る対応案 ①



参考 1-図 3 ガラス固化処理運転の基本的なタイムチャート概要と受入槽の液量管理に係る対応案 ②



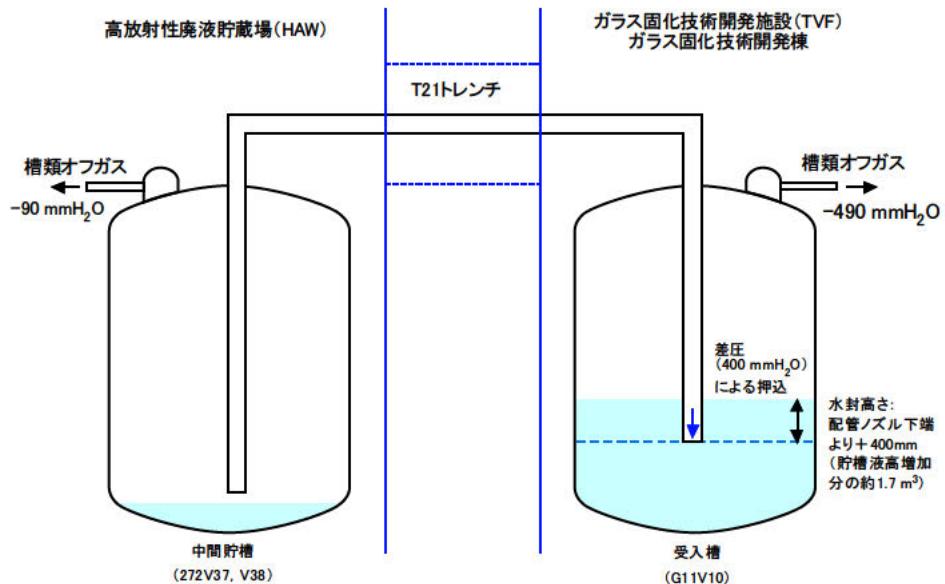
(参考 2) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟 受入槽 (G11V10) と高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 中間貯槽 (272V37, V38) の間の水封について

ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟 受入槽 (G11V10) と高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 中間貯槽 (272V37, V38) は両建家間を結ぶ T21 トレンチを通じて配管により接続されている。それぞれの建家に設置されている貯槽類は、各々の槽類換気設備によって負圧に維持されているものの、その圧力（負圧圧力）は異なっている。したがって、負圧圧力の異なる建家間の槽を配管で直接接続した場合、負圧圧力の低い側へ空気が流れることになる。このような状態となったとしても、流入した空気は適切な換気系統により処理されることから安全上の問題は生じないが、個々の建家で独立している換気系統の運転において圧力や流量の変動の要因ともなり得ることから、建家間で換気系統の運転の独立性を確保するために、このような配管を通じた空気の流れが通常は生じないように負圧圧力の差に応じて配管を水封することとしている。

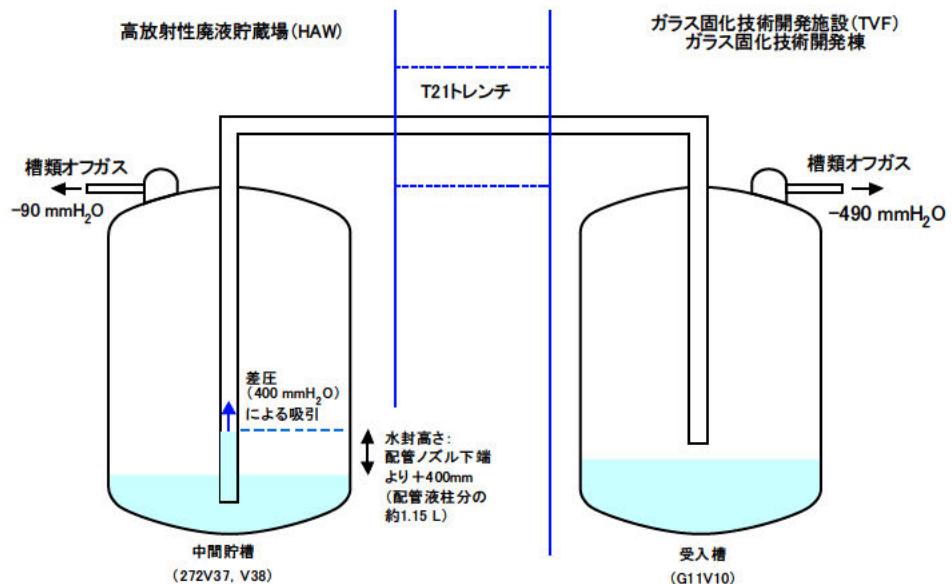
ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の受入槽の負圧は-490 mmH<sub>2</sub>O、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 中間貯槽の負圧は-90 mmH<sub>2</sub>O であることから、水封に必要な液柱高さは 400 mmH<sub>2</sub>O となる。なお、水封が必要な配管は、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) からガラス固化技術開発棟へ高放射性廃液をスチームジェットにより送液するための配管で、ガラス固化技術開発棟から高放射性廃液貯蔵場 (HAW) へ高放射性廃液を返送するための配管は、ポンプ移送で閉止バルブがついていることから水封は不要である。

これまでの運転においては、参考 2-図 1 の上段に示す通り受入槽側で水封を確保するよう各槽の最低液位を管理している（運転管理上の要求はないが、高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 中間貯槽側でも水封液位を維持している）。参考 1 で示した対応案②では参考 2-図 1 の下段の状態となる。水封に必要な液量の観点からは、吸引される側である高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 中間貯槽側で水封を行った方が少ない液量で水封可能である。なお、運転していない状態（インターチェンジ期間）においては、水封のために貯槽内に貯留している溶液は洗浄液（硝酸水溶液）等の低放射性の溶液である。

【ガラス固化技術開発棟側で水封をとる場合(これまでの運用)】



【高放射性廃液貯蔵場側で水封をとる場合】



参考2-図1 高放射性廃液貯蔵場とガラス固化技術開発棟間における水封の概念図

(参考3) ガラス固化処理施設(TVF)におけるガラス固化処理運転中断時の高放射性廃液の払い出しの基本手順について

### 1. 高放射性廃液の返送手順

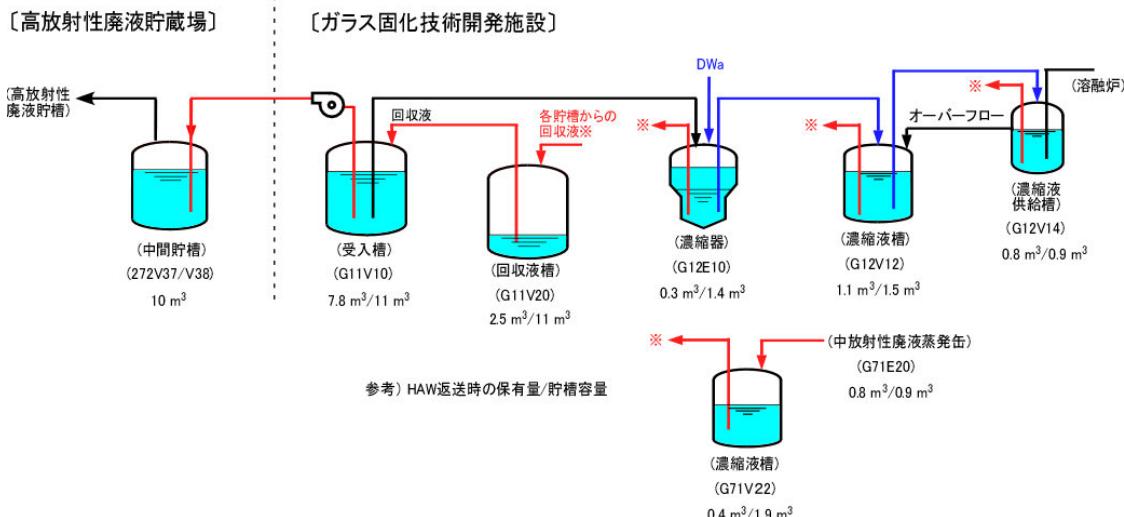
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟のガラス固化処理運転において、機器故障等によって運転を中断する場合(短期に復旧可能な軽微な停止を除く)、工程内に残留している高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場(HAW)へ返送する。その際の基本的手順は以下の通りである。

- ① 受入槽(G11V10)の残液を高放射性廃液貯蔵場(HAW)へ返送し、受入槽の容量を空ける。
- ② 濃縮器(G12E10)、濃縮液槽(G12V12)、濃縮液供給槽(G12V14)の残液と濃縮液槽(G71V22)にある中放射性廃液の濃縮液(高放射性廃液相当として扱う濃縮液)を回収液槽(G11V20)へ送液する。中放射性廃液蒸発缶(G71E20)の廃液は、直接回収液槽へ送液できないため、空にした濃縮液槽(G71V22)にいったん払い出してから、回収液槽へ送液する。
- ③ 回収液槽に受け入れた高放射性廃液を受入槽へ送液する。
- ④ 受入槽に回収した高放射性廃液を高放射性廃液貯蔵場(HAW)へ返送する。
- ⑤ 空にした各槽の洗浄を行う。洗浄手順は、始めに濃縮器に純水を満たした後、その溶液を濃縮液槽、濃縮液供給槽、回収液槽の順に送液して、最後に受入槽を経由して高放射性廃液貯蔵場(HAW)へ送液する。

直近において上記のような高放射性廃液の返送を行った実績(令和2年2月)においては、受入槽から高放射性廃液貯蔵場(HAW)への送液は4回に分けて以下のように実施した。

- ・1回目(令和2年2月13日)：送液量 7.4 m<sup>3</sup> (上記①の操作)
- ・2回目(令和2年2月18日)：送液量 7.0 m<sup>3</sup> (上記②～③の操作)
- ・3回目(令和2年2月21日)：送液量 2.4 m<sup>3</sup> (上記⑤の操作の1バッチ目)
- ・4回目(令和2年2月27日)：送液量 2.2 m<sup>3</sup> (上記⑤の操作の2バッチ目)

いずれの返送操作も一回当たり一週間以内に実施できている。



参考3-図1 令和2年2月の高放射性廃液の返送時の各槽の状態

## 2. 高放射性廃液の返送時の最大液量の試算

非定常状態において工程中に残留し返送が必要となる高放射性廃液の最大量は、回収液槽、濃縮器、濃縮液槽、濃縮液供給槽の液量及び中放射性廃液蒸発缶の濃縮液の合計として求められる。

運転管理上では、各槽の最大液量（液位計 L0+ 時の液量）の総計となり、その場合は以下の表の通り約 8.6 m<sup>3</sup>となる。回収液槽のみ、通常運転時は 2.5 m<sup>3</sup>の液量しか保持しないため、この液量で計算している。また、受入槽の残液は前述した返送手順①の通り、先に全量を高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ返送するため加算していない。

ただし実際に返送できるのは各槽の最低液量を差し引いた量（A-B）となり、約 7.7 m<sup>3</sup>である。

この場合、受入槽の最低液量が 3 m<sup>3</sup>であることを考慮すると、一括して受入槽にまとめた時の液量（10.7 m<sup>3</sup>）は受入槽の最大液量を超えないため、一度で受け入れて返送することが可能である。

運転管理上の工程内最大液量（液位計の L0+ の液位基準）						
濃縮器 G12E10	濃縮液槽 G12V12	濃縮液供給槽 G12V14	回収液槽 G11V20	濃縮液槽 G71V22	中放射性 廃液蒸発缶 G71E20	合計 (A)
1.10 m <sup>3</sup>	1.46 m <sup>3</sup>	0.84 m <sup>3</sup>	2.50 m <sup>3</sup>	1.80 m <sup>3</sup>	0.87 m <sup>3</sup>	8.57 m <sup>3</sup>

各貯槽の最低液量						
濃縮器 G12E10	濃縮液槽 G12V12	濃縮液供給槽 G12V14	回収液槽 G11V20	濃縮液槽 G71V22	中放射性 廃液蒸発缶 G71E20	合計 (B)
0.02 m <sup>3</sup>	0.02 m <sup>3</sup>	0.02 m <sup>3</sup>	0.30 m <sup>3</sup>	0.47 m <sup>3</sup>	0.02 m <sup>3</sup>	0.85 m <sup>3</sup>

一方、参考 1 に示した基本タイムチャートに基づけば、濃縮器以降の工程中の高放射性廃液が最大液量となるのは受入槽から濃縮器へ高放射性廃液の供給が終わった時点となり、約 7.9 m<sup>3</sup>となる。この場合も上記と同様に実際に返送できるのは各槽の最低液量を差し引いた量（A' - B）となり、約 7.1 m<sup>3</sup>である。

したがって、一括して受入槽にまとめても液量（10.1 m<sup>3</sup>）は受入槽の最大液量を超えないため、一度で受け入れて返送することが可能である。

基本タイムチャートに基づく工程内最大液量						
濃縮器 G12E10	濃縮液槽 G12V12	濃縮液供給槽 G12V14	回収液槽 G11V20	濃縮液槽 G71V22	中放射性 廃液蒸発缶 G71E20	合計 (A')
0.47 m <sup>3</sup>	1.38 m <sup>3</sup>	0.84 m <sup>3</sup>	2.50 m <sup>3</sup>	1.80 m <sup>3</sup>	0.87 m <sup>3</sup>	7.86 m <sup>3</sup>

上記の工程中の残留液量を液量管理の目安（4 m<sup>3</sup>）の下で高放射性廃液貯蔵場（HAW）へ返送することを考慮すると、2 回に分割して返送する必要がある。

【資料 2-5】

HAW 及び TVF における事故対処の方法、

設備及びその有効性評価について

【概要】

高放射性廃液貯蔵場(HAW)及びガラス固化技術開発施設(TVF)における事故対処の有効性評価として、事象進展に応じた防護策を検討し、津波襲来後の事故対処の実効性の観点から、津波漂流物の影響等を考慮した作業環境を想定して評価を行う計画であり、その方針について示す(令和2年7月変更申請予定)。

両施設における事故対処は、地震、津波等により電源、ユーティリティを供給する安全系関連施設の機能が喪失した場合に、恒設設備の代替として緊急安全対策を含む可搬型設備等により必要な冷却機能及び閉じ込め機能を回復させる対応を行うものであり、訓練を通じて具体的な操作手順に要する時間、体制、対策に要する資源(水源、燃料、電源)等を確認する。

また、今後、予定している安全対策(HAW周辺の地盤改良、津波漂流物防護柵の設置、プルトニウム転換技術開発施設管理棟駐車場の地盤改良等)の実施状況に応じた有効性評価を行う。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 【資料2-5】

### HAW 及び TVF における事故対処の方法、設備 及びその有効性について【全体方針】

HAW 及び TVF の事故対処の有効性の評価においては、必要な崩壊熱除去機能及び閉じ込め機能を回復させる対応について、アクセスルートの確保、事故対処設備及び予備品等の確保、手順書の整備、訓練の実施及び体制の整備を行い、評価を行う計画である。具体的には、今後以下の項目を実施し HAW 及び TVF の全体的な有効性を評価する。

- ①商用及び非常用発電機からの給電を行う既存の電源建家が地震又は津波により機能喪失した場合に、津波の影響を受けない高台で耐震性を確保した地盤(PCDF 管理棟駐車場)に設置もしくは保管している移動式発電機、電源接続盤、可搬型設備等により電源を確保する。【令和3年4月変更申請、令和5年3月工事完了予定】
- ②可搬型設備の保管場所からのアクセスルート(PCDF 管理棟駐車場)は、耐震性を確保し、事故対処が確実に行えるようにする。【令和3年4月変更申請、令和5年3月工事完了予定】
- ③事故対処時の津波漂流物の影響を低減するため、津波漂流物防護柵等を設置し事故対処が確実に行えるようアクセスルートを確保する。【令和3年1月変更申請、令和4年6月工事完了予定】
- ④事故対処設備は、可搬型設備の予備機を分散配備するなど事故対処の信頼性を確保する。【HAW について実施済み】

また、以下の工事についても上記の有効性評価を行う際に考慮するものとする。

○HAW の崩壊熱除去機能に係る対策(可搬型設備の分散配置、冷却水コイル及び HAW 貯槽への直接注水に係る接続口の追加設置等)

【令和2年10月変更申請、令和3年6月工事完了予定】

○TVF の崩壊熱除去機能に係る対策(可搬設備の分散配置、冷却水コイル及び受入槽、濃縮液槽等への直接注水に係る接続口の設置、影響緩和策としてセルへの導出にかかるインテーク弁の改造)

【令和2年10月変更申請、令和3年5月工事完了予定】

○TVF 制御室の換気対策工事(全電源喪失時の可搬型設備(プロワ、フィルタ)による制御室の換気対策)

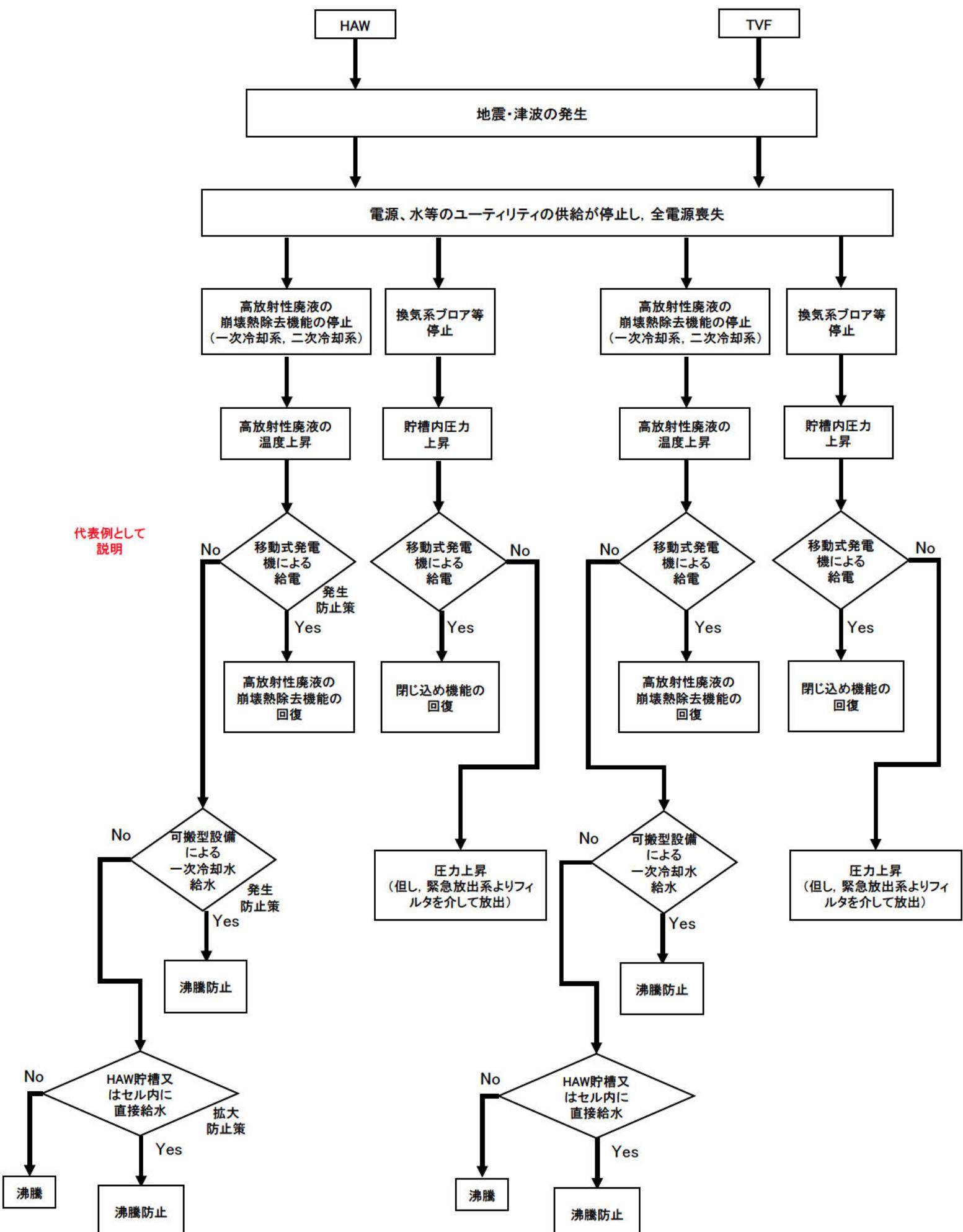
【令和2年10月変更申請、令和3年12月工事完了予定】

○TVF のガラス固化体保管に係る安全対策

令和2年7月段階では、上記①～③の工事は終了していないものの、④の可搬型設備の分散配備を行い、PCDF 管理棟駐車場に配備した移動式発電機や可搬型エンジ

ンポンプを用いた事故対処が可能であることから、代表例として HAW の崩壊熱除去機能喪失時の対応について示す（別図-1 参照）。なお、現段階での事故対処は、津波漂流物に対するアクセスルートの確保に係る対応が十分とは言えないことから、津波軌跡解析に基づく津波漂流物を選定し（8月末予定）、ウェットサイトを想定した訓練等を実施した上で有効性評価を行い、令和3年1月申請にて HAW 及び TVF の事故対処の有効性について変更申請を行う。

以上



別図-1 HAW, TVFにおける崩壊熱除去機能, 閉じ込め機能の確保に  
関わる対応フロー

【資料 2-7】

## 再処理施設の火災に対する防護について

### 【概要】

- 高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟について、火災に対して、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が損なわれないように講ずる「安全対策の基本的考え方」を示す。
- 上記の考え方により防護対象とする設備を整理したうえで、重要な安全機能に影響を及ぼす可能性のある火災源を調査し影響評価する。その評価結果を踏まえて必要な火災防護対策を提示する。
- 以上の内容を取りまとめた上で、令和2年7月に廃止措置計画の変更申請を予定。また、対策工事に係る変更申請を令和3年4月に予定している。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 再処理施設の廃止措置を進めていく上での火災防護対策の基本的考え方

廃止措置段階にある再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場（HAW）と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、その重要性を踏まえて安全対策を最優先で講じる必要がある。

このため、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、地震対策や津波対策と同様、施設内での火災（以下「内部火災」という。）に対しても、重要な安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が損なわれることのないよう以下の対策を講じる。火災防護対策に係る全体の流れを別紙一1に示す。

### 1. 防護対象について

- ① 高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の各建家に設置されている安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設<sup>\*1</sup>を内部火災の防護対象とする。
- ② 火災防護対象の系統及び機器をもとに火災防護対象の範囲を特定する。

### 2. 火災影響評価について

- ① 火災源について、現場調査（ウォークダウン）を行い防護対象に対して影響を及ぼす可能性のある火災源を特定する。
- ② 内部火災影響評価ガイドに基づく火災影響評価を行い、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に係る防護対象設備に対して、火災影響により2系統がともに機能喪失に至る火災源を特定する。

### 3. 火災防護対策について

- ① 安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が損なわれることを防止するため、火災発生防止、火災の感知・消火、火災の影響軽減の観点から、以下の対策を講じる（表-1参照）。
  - ・ 火災発生防止として、内包する発火性物質又は引火性物質が漏えいして火災が発生した場合に防護対象に影響を及ぼすおそれのある火災源に対して、漏えい受皿の設置等の対策を行う。

- ・ 火災感知・消火として、火災の早期検知の観点から、隣接区域からの火災伝搬の影響がないことを火災影響により確認した上で、防護対象が設置されている区域に対して、既設の煙感知器に加えて、温度監視機能付きの監視カメラを設置する。また、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。
  - ・ 火災の影響軽減として、火災影響の結果を踏まえ、系統分離が必要な箇所に対して、対策工事に係る安全性について検討した上で、耐火バリアでの分離、離隔距離の確保等の対策を行う。
- ② 一方、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、火災影響に耐えるように対策することが困難な場合<sup>※2</sup>には、代替策としての有効性を確認した上で事故対処設備<sup>※3</sup>等により閉じ込め及び崩壊熱除去に必要な安全機能が維持できるようとする。
- 上記を踏まえ、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の火災防護対策に係る廃止措置変更認可申請を令和3年4月に行う。
- 上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画的に廃止措置を進めることができるよう、それぞれのリスクに応じた対策を講じることとする。

※1 火災に対して安全機能を維持すべき対象設備は、別添6-1-2-1「再処理施設の廃止措置を進めていく上での地震対策の基本的考え方」で示した崩壊熱除去機能及び閉じ込め機能を担う設備とする。

なお、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、不燃材料又は難燃材料で構成され、火災影響により安全機能が損なわれない設備（配管、塔槽類、ダクト、フィルタ等）は火災影響評価対象から除外する。また、非常用発電機については、内部火災の影響により使用できない場合には、事故対処設備（移動式発電機からの給電系統）で代替する。

※2 高放射性廃液貯蔵場（HAW）の電源系統については、多重性を確保するため2系統が設けられている。なお、HAWの安全系ケーブルは、1号系及び2号系が同一のケーブルラックに収納され混在した状態となっている。この電源系統を系統分離する際には、片系の給電状態となり、不測の事態が生じた場合は給電が停止し、安全機能が喪失する。このような状態を避けるために、系統分離を実施する前に新たな電源系統を

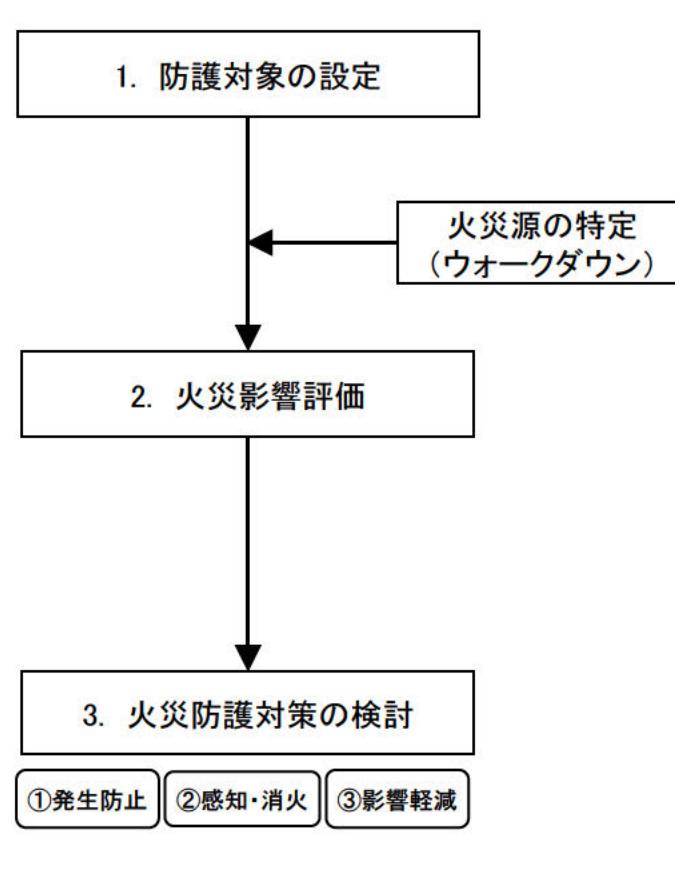
設置する必要がある。これに対して、HAWでは、既設設備との干渉、保守作業に必要なスペース確保が困難、保安上のリスク等から、系統分離のための新たな電源系統（盤）を設置することが困難な状況である。このため、電源系統（盤）の火災防護対策として、火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。さらに、万一、火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備（移動式発電機）による電源確保を行う（別紙－2参照）。なお、電源系統（ケーブル）については、工事の手順、安全性等について検討した上で設置を判断する。

※3 別添6-1-2-1「再処理施設の廃止措置を進めていく上での地震対策の基本的考え方」に示した事故対処設備。

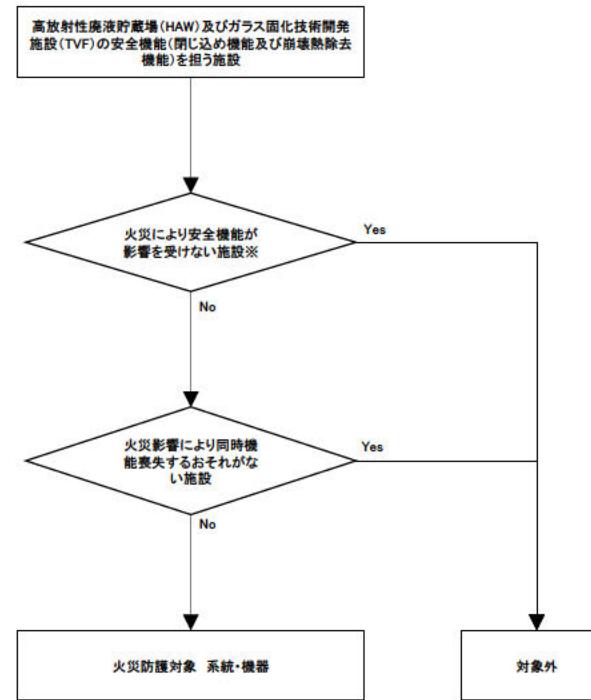
表-1 火災防護審査基準の要求事項に対する現状及び対策

火災防護審査基準				HAW	TVF			
		現状	追加の実施内容	代替策	現状	追加の実施内容	代替策	
火災防護対策	原子炉施設は火災の発生を防止するために以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。	発火性又は引火性物質対策	①漏えいの防止、拡大防止	・発火性物質又は引火性物質の漏えいの防止対策、拡大防止対策を講ずること。 ただし、雰囲気の不活性化等により、火災が発生するおそれがない場合は、この限りでない。	・発火性物質又は引火性物質を内包する機器については、溶接構造の採用等により漏えい防止対策を講じている。	・発火性物質又は引火性物質を内包する機器については、溶接構造の採用等により漏えい防止対策を講じている。	・発火性物質又は引火性物質を内包する機器(槽類換気系排風機、冷凍機)に漏えい受皿等を設置し、漏えいした潤滑油が拡大することを防止する。	
			②配置上の考慮	発火性物質又は引火性物質の火災によって、原子炉施設の安全機能を損なうことがないように配置すること。	・火災影響評価により、発火性物質又は引火性物質の火災によって安全機能が損なわることがないことを確認している。	・火災影響評価により、発火性物質又は引火性物質を内包する機器(槽類換気系排風機、冷凍機)の火災によって、防護対象機器に影響があることを確認している。	・火災影響評価により、発火性物質又は引火性物質を内包する機器(槽類換気系排風機、冷凍機)に漏えい受皿等を設置し、漏えいした潤滑油が拡大することを防止する。	
			③換気	換気ができる設計であること。	・油内包設備が設置されている区域は、換気している。	・油内包設備が設置されている区域は、換気している。	・油内包設備が設置されている区域は、換気している。	
			過電流による過熱防止	電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱防止のため、保護继電器及び遮断器の組合せ等により故障回路の早期遮断を行い、過熱、焼損の防止する設計であること。	・電気系統は、保護继電器及び遮断器を設置している。	・電気系統は、保護继電器及び遮断器を設置している。	・電気系統は、保護继電器及び遮断器を設置している。	
火災発生防止	安全機能を有する構築物、系統及び機器は、以下の各号に掲げるとおり、不燃性材料又は難燃性材料を使用した設計であること。ただし、当該構築物、系統及び機器の材料が、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)である場合、もしくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合であつて、当該構築物、系統及び機器に火災が発生しないように以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。	機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、及びこれらの支持構造物	機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体、及びこれらの支持構造物のうち、主要な構造材は不燃性材料を使用すること。	・安全機能に係る設備は、不燃性材料又は難燃性材料を使用している。	・安全機能に係る設備は、不燃性材料又は難燃性材料を使用している。	・安全機能に係る設備は、不燃性材料又は難燃性材料を使用している。	・安全機能に係る設備は、不燃性材料又は難燃性材料を使用している。	
			建屋内の変圧器及び遮断器	建屋内の変圧器及び遮断器は、絶縁油等の可燃性物質を内包していないものを使用すること。	・建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しない乾式を使用している。	・建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しない乾式を使用している。	・建屋内に設置する変圧器及び遮断器は、絶縁油を内包しない乾式を使用している。	
		ケーブル	ケーブルは難燃ケーブルを使用すること。	・ケーブルは難燃ケーブルを使用している。	・ケーブルは難燃ケーブルを使用している。	・ケーブルは難燃ケーブルを使用している。	・ケーブルは難燃ケーブルを使用している。	
			換気設備のフィルタ	換気設備のフィルタは、不燃性材料又は難燃性材料を使用すること。ただし、チャコールフィルタについては、この限りでない。	・換気設備のフィルタは、難燃性材料又は不燃性材料を使用している。	・換気設備のフィルタは、難燃性材料又は不燃性材料を使用している。	・換気設備のフィルタは、難燃性材料又は不燃性材料を使用している。	
		保温材	保温材は金属、ロックウール又はグラスウール等、不燃性のものを使用すること。	・保温材は、ロックウール、グラスウール、金属等の不燃性材料を使用している。	・保温材は、ロックウール、グラスウール、金属等の不燃性材料を使用している。	・保温材は、ロックウール、グラスウール、金属等の不燃性材料を使用している。	・保温材は、ロックウール、グラスウール、金属等の不燃性材料を使用している。	
			建屋内建材への不燃材	建屋内装材は、不燃性材料を使用すること。	・建物内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料等を使用している。	・建物内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料等を使用している。	・建物内装材は、建築基準法に基づく不燃性材料等を使用している。	
落雷、地震等の自然現象	落雷、地震等の自然現象によって、原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように以下の各号に掲げる火災防護対策を講じた設計であること。	落雷(避雷針の設置)	(1)落雷による火災の発生防止対策として、建屋等に避雷設備を設置すること。	・建屋に避雷針を設置している。	・建屋に避雷針を設置している。	・建屋に避雷針を設置している。	・建屋に避雷針を設置している。	
		地震(地盤、倒壊防止)	(2)安全機能を有する構築物、系統及び機器は、十分な支持性能をもつ地盤に設置するとともに、自らが破壊又は倒壊することによる火災の発生を防止すること。	・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震重要度(S、B 及びC )に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止している。	・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震重要度(S、B 及びC )に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止している。	・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震重要度(S、B 及びC )に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止している。	・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、耐震重要度(S、B 及びC )に応じた地震力が作用した場合においても支持することができる地盤に設置し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止している。	
火災の感知・消火	火災感知設備及び消火設備は、以下の各号に掲げるように、安全機能を有する構築物、系統及び機器に火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること。	火災感知設備	早期感知の方策	早期に火災を感知し、かつ、誤作動(火災でないにもかかわらず火災信号を発すること)を防止するための方策がとられていること。なお、感知の対象となる火災は、火炎を形成できていない状態で燃焼が進行する無炎火災を含む。 ・早期に火災を感知するための方策) ・固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等をそれぞれ設置することは、例えば、熱感知器と煙感知器のような感知方式が異なる感知器の組合せや熱感知器と同等の機能を有する赤外線カメラと煙感知器のような組合せとなってい ・感知器の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる受信機が用いられていること。	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置する。 ・消防法に基づき、煙感知器を設置している。 ・既設の煙感知器は、火災の発生場所を特定することができる。 ・消防法に基づき、煙感知器を設置している。	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置する。 ・既設の煙感知器は、火災の発生場所を特定することができる。	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置する。 ・既設の煙感知器は、火災の発生場所を特定することができる。	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置する。 ・既設の煙感知器は、火災の発生場所を特定することができる。
			配置	消火栓は、全ての火災区域の消火活動に対処できるよう配置すること。	・消火栓は、消防法に準拠して配置している。	・消火栓は、消防法に準拠して配置している。	・消火栓は、消防法に準拠して配置している。	・消火栓は、消防法に準拠して配置している。
		移動式消火設備	移動式消火設備	移動式消火設備を配備すること	・移動式消火設備として、消防ポンプ付水槽車及び化学消防自動車を配備している。	・移動式消火設備として、消防ポンプ付水槽車及び化学消防自動車を配備している。	・移動式消火設備として、消防ポンプ付水槽車及び化学消防自動車を配備している。	・移動式消火設備として、消防ポンプ付水槽車及び化学消防自動車を配備している。
			系統分離	(2)原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区内又は隣接火災区画の間の延焼を防止する設計であること。具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 a.互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間に3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。 b.互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間に水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間に仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。 c.互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間に1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。 ※隔壁等の設計の妥当性が、火災耐久試験によって確認されていること。 ※系統分離をb.(6m 隔離+火災感知・自動消火)又はc.(1時間の耐火能力を有する隔壁等+火災感知・自動消火)に示す方法により行う場合には、各々の方法により得られる火災防護上の効果が、a.(3時間以上の耐火能力を有する隔壁等)に示す方法によって得られる効果と同等であることが示されていること。この場合において、中央制御室においては、自動消火に代えて、中央制御室の運転員による手動消火としても差し支えない。	・要求に示されている系統分離対策がなされていない箇所がある。	・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機)による電源確保を行う。	・要求に示されている系統分離対策がなされていない箇所がある。	・ケーブルの系統分離対策として2系統間に間仕切りを設置し延焼防止を行う。(動力ケーブル)
火災の影響軽減	隣接区域/区画における火災への対応							
火災影響評価	原子炉施設内のいかなる火災によっても、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること。 また、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できることを、火災影響評価により確認すること。 (参考) 「高温停止及び低温停止できる」とは、想定される火災の原子炉への影響を考慮して、高温停止状態及び低温停止状態の達成、維持に必要な系統及び機器がその機能を果たすことができることをいつ。		内部火災影響評価ガイドに基づき、安全機能に影響を及ぼす可能性のある火災源を現場調査で抽出し上で、その影響を評価している。 火災影響がある設備は以下の通り。 ・ケーブル ・盤・動力分電盤、高圧受電盤、低圧配電盤、冷却塔制御盤	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡回の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。	・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機)による電源確保を行う。	・内部火災影響評価ガイドに基づき、安全機能に影響を及ぼす可能性のある火災源を現場調査で抽出し上で、その影響を評価している。 火災影響がある設備は以下の通り。 ・ケーブル ・槽類換気系排風機 ・冷凍機	・ケーブルの系統分離対策として2系統間に間仕切りを設置し延焼防止を行う。(動力ケーブル) ・油内包設備である槽類換気系排風機、冷凍機については、漏えい受皿を設置する。 ・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡回の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。	・ケーブルの系統分離対策として2系統間に間仕切りを設置し延焼防止を行う。(動力ケーブル)

# 火災防護対策の全体の流れ



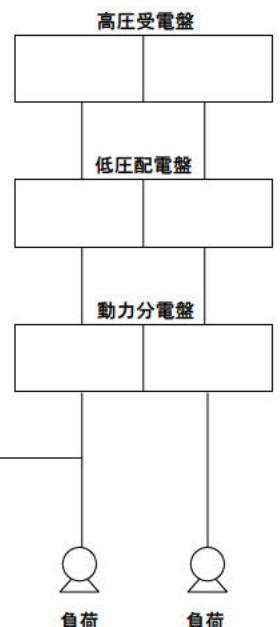
## 1. 防護対象の設定



### 火災防護対象の抽出結果

高放射性廃液貯蔵場(HAW)	ガラス固化技術開発施設
槽類換気系排風機	槽類換気系排風機
セル換気系排風機	セル換気系排風機
高圧受電盤(第6変電所)	高圧受電盤(第11変電所)
低圧配電盤(第6変電所)	低圧動力配電盤(第11変電所)
動力分電盤	動力分電盤
二次系の送水ポンプ	一次冷却水ポンプ
冷却塔	二次冷却水ポンプ
浄水ポンプ	冷却塔
緊急電源接続盤	圧力放出系排風機
	緊急電源接続盤

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災防護範囲



系統及び機器をもとに防護対象範囲を特定

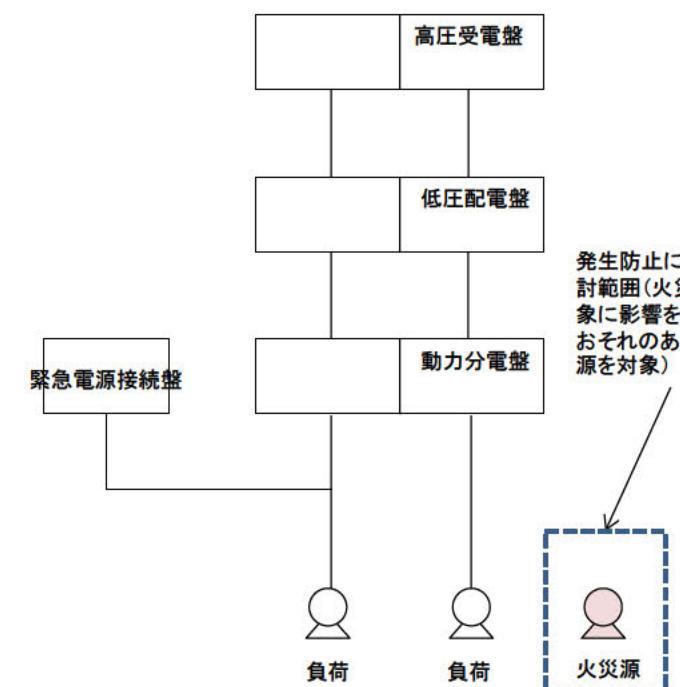
防護対象範囲の特定

## 3. 対策検討

### ①発生防止

- ・防護対象に火災影響を及ぼす可能性のある火災源に対して、漏えい受皿等の対策を行う。

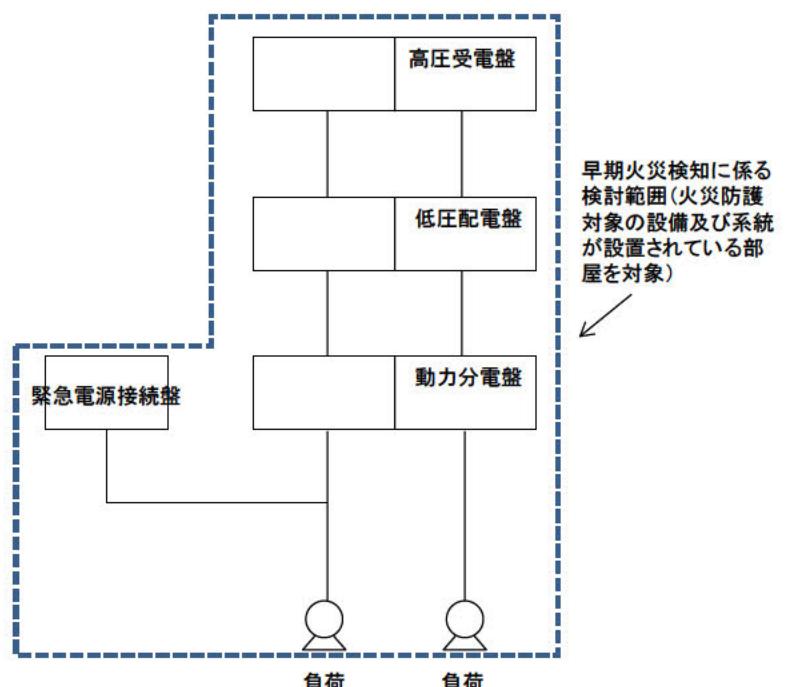
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災防護範囲における発生防止の検討



### ②検知・消火

- ・火災防護対象が設置されている部屋に対して、既設の煙感知器に加え、温度監視機能付き監視カメラの設置等の対策を行う。

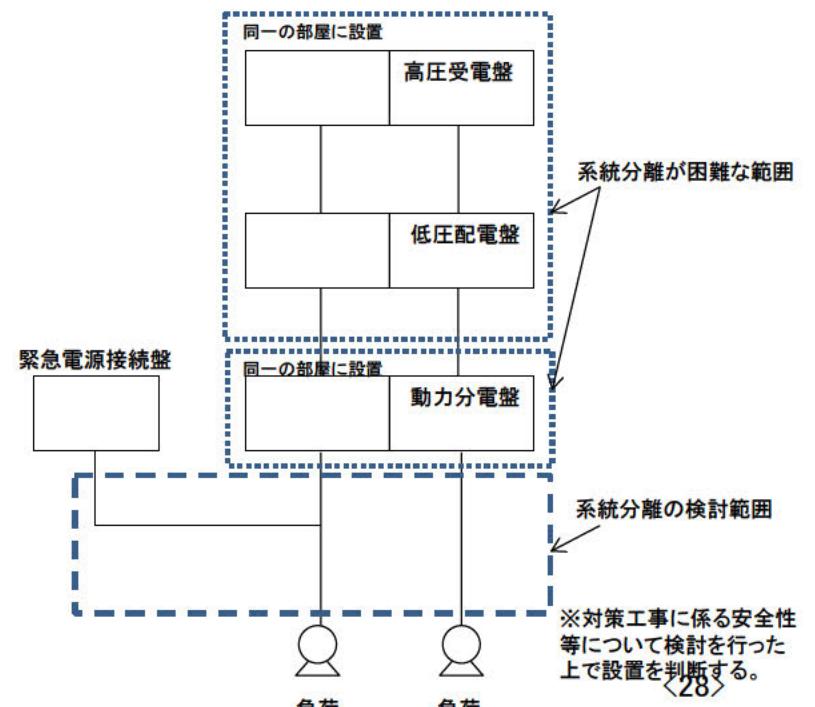
高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災防護範囲における早期火災検知の検討



### ③影響緩和

- ・火災影響評価の結果、系統分離が必要な箇所について、耐火バリアでの分離、離隔距離の確保等の対策を行う。

高放射性廃液貯蔵場(HAW)の火災防護範囲における系統分離の検討



## 高放射性廃液貯蔵場（HAW）の電源系統の系統分離について

高放射性廃液貯蔵場（HAW）の安全機能（閉じ込め及び崩壊熱除去）を有する電源系統（盤、ケーブルを含む）は、多重性を有するものでなければならないことから、2系統設けられており、當時、負荷側へ給電している。

なお、HAW の安全系ケーブルは、1号系及び2号系が同一のケーブルラックに収納され混在した状態となっている。

この既設の電源系統を系統分離する場合、片系の給電状態となり、不測の事態が生じた場合は、給電が停止し、安全機能（閉じ込め及び崩壊熱除去）が喪失する。

このような状態を避けるためには、系統分離を実施する前に、多重性を確保するための新たな電源系統を設置する必要がある。

従って、新たに設置する電源系統の工事上の成立性を確認するための調査を行った。この結果、以下の理由により、HAWにおいては、電源系統（盤）の系統分離にあたって新たな電源系統の設置が困難であることが分かった。

### ① 電源系統（高圧受電盤、低圧配電盤）

HAW の電気室（W461）に設置されている高圧受電盤及び低圧配電盤の系統分離を行うために、新たに設置する場所として以下のケースについて調査を行った。

調査結果を別図-1に示す。

ケース 1：電気室（W461）に設置する場合

ケース 2：隣接区域の廊下に設置する場合

ケース 1、2 ともに、既設設備との干渉、保守作業に必要なスペース確保が困難、保安上のリスクから、系統分離のための新設盤を設置することは困難である。

### ② 電源系統（動力分電盤）

HAW の電気室（G355）に設置されている動力分電盤の系統分離を行うために、新たに設置する場所として以下のケースについて調査を行った。

調査結果を別図-2に示す。

ケース 1：電気室（G355）に設置する場合

ケース 2：隣接区域の廊下に設置する場合

ケース 3：その他の区域に設置する場合

ケース 1、2、3 ともに、既設設備との干渉、保守作業に必要なスペース確保が困難、保安上のリスクから、系統分離のための新設盤を設置することは困難である。

上記の調査結果から、HAWにおいては、電源系統（盤）の系統分離に対しては、火災の早期検知を図るために設置された既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温

度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。  
また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。

なお、万一、火災が発生した場合は、予備ケーブルの配備による給電系統の確保を行うとともに、事故対処設備（移動式発電機からの給電系統）による電源確保を行う。

以 上

## 電源系統(高圧受電電盤、低圧配電盤)の系統分離に係る調査

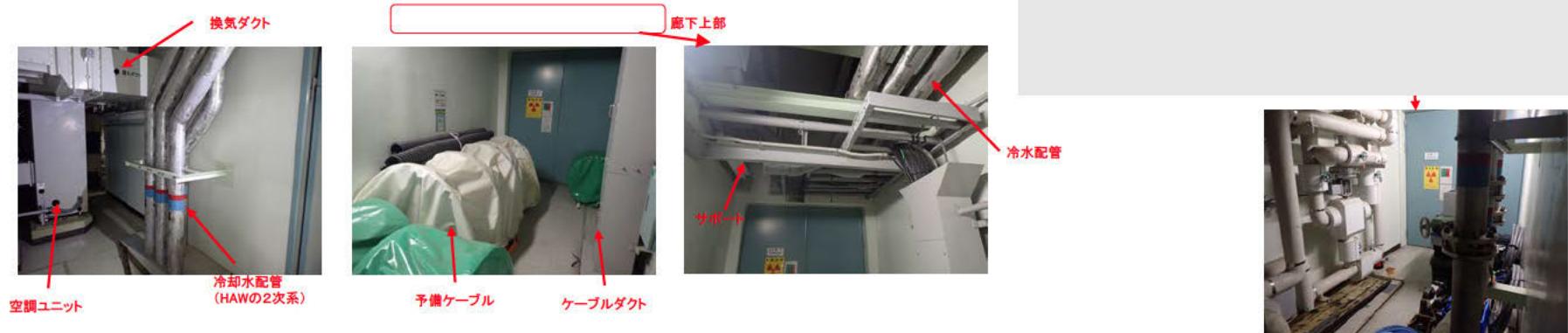
### ケース1(電気室W461内に設置する場合)

- ・電気室W461の中央部のスペースの幅は約370cmである。
- ・新設盤の設置に必要な幅は約310cmであり、W461中央部に設置した場合には、既設盤との間隔が約30cmとなる。このため、盤の開閉や引き出し等の作業に支障が生じるとともに、電気室内への機器の搬入や搬出が困難となる。また、作業員が通行した際に盤に接触して誤作動したり、感電等のリスクが生じる。
- ・新設盤の設置に必要な高さは約240cmであり、W461上部に設置されている照明灯、サポート、ダクトに干渉する。
- ・また、同部屋に新設盤を設置することは、より既設の盤と近接することになり、系統分離の目的にそぐわない。



### ケース2(隣接区域の廊下に設置する場合)

- ・電気室前の廊下には冷却水配管(HAWの2次系)、ケーブルダクト、換気ダクト、空調ユニット、予備ケーブル等が設置されており、使用可能なスペースは、幅約180cmである。
- ・新設盤の設置に必要なスペースは幅約310cmであり、設置は困難である。
- ・新設盤の設置に必要な高さは約240cmであり、廊下上部に設置されているサポート、冷水配管等に干渉する。
- ・また、新設盤を設置した場合に、盤の上部に溢水源(冷水配管)があり、溢水対策(没水、被水)として、堰の設置や被水防止板の設置が必要となり、寸法的に設置が成立しない。

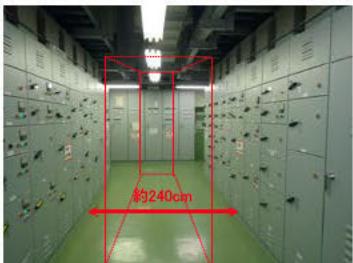


以上の調査結果から、既設設備との干渉、保守作業に必要なスペース確保が困難、保安上のリスクから、系統分離のための新設盤を設置することは困難である。

# 電源系統(動力分電盤)の系統分離に係る調査

## ケース1(電気室G355内に設置する場合)

- 電気室G355の中央部のスペースの幅は約240cmである。
- 新設盤の設置に必要な幅は約100cmであり、G355中央部に設置した場合には、既設盤との間隔が約70cmとなる。このため、盤の開閉や引き出し等の作業に支障が生じるとともに、電気室内への機器の搬入や搬出が困難となる。また、作業員が通行した際に盤に接触して誤作動したり、感電等のリスクがある。
- 新設盤の設置に必要な高さは約290cmであり、G355上部に設置されている照明灯、サポート、ダクト(建家セル換気系)に干渉する。
- また、同部屋に新設盤を設置することは、より既設の盤と近接することになり、系統分離の目的にそぐわない。



- ケーブルの敷設状況**
- 動力分電盤から各機器へのケーブルは、安全系(1号系、2号系)、一般系が混在した状態で敷設されている。

## ケース2(隣接区域の廊下に設置する場合)

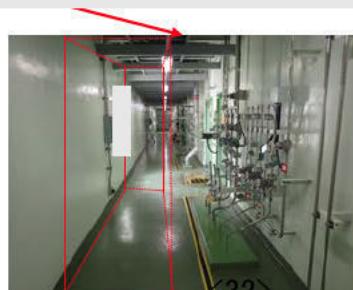
- 電気室前の廊下に、長さ約6000cm × 奥行約220cmのスペースがある。
- 新設盤の設置に必要なスペースは長さ約6000cm × 奥行約100cmであり、平面的には納まる。
- しかし、新設盤の設置に必要な高さは約290cmであり、廊下上部に設置されている照明灯、サポート、ダクト(建家セル換気系)、冷却水配管(HAWの1次系)に干渉する。
- 新設盤を設置した場合に、盤の上部に溢水源(冷却水配管)があり、溢水対策(没水、被水)として、堰の設置や被水防止板の設置が必要となる。堰を設置する場合は、メンテナンスエリアを考慮して設置すると通行スペースがなくなる。また、壁際のケーブルダクトの移設が必要となる。被水防止板を設置する場合は、さらに盤の高さが高くなることから、廊下上部の照明灯、サポート、ダクト、配管と干渉する。



## ケース3(その他の区域に設置する場合)

- 電気室前以外の廊下には、通路沿いに配管等が設置されている。
- 新設盤の設置に必要な奥行は約100cmであり、廊下に設置した場合には、通路が確保できない。
- 新設盤の設置に必要な高さは約290cmであり、廊下上部に設置されている照明灯、サポート、ダクト(建家セル換気系)、冷却水配管(HAWの1次系)に干渉する。
- 新設盤を設置した場合に、盤の上部に溢水源(冷却水配管)があり、溢水対策(没水、被水)として、堰の設置や被水防止板の設置が必要となる。堰を設置する場合は、メンテナンスエリアを考慮して設置すると通行スペースがなくなる。また、壁際のケーブルダクトの移設が必要となる。被水防止板を設置する場合は、さらに盤の高さが高くなることから、廊下上部の照明灯、サポート、ダクト、配管と干渉する。

以上の調査結果から、既設設備との干渉、保守作業に必要なスペース確保が困難、保安上のリスクから、系統分離のための新設盤を設置することは困難である。



## 高放射性廃液貯蔵場（HAW）に係る火災影響評価について

高放射性廃液貯蔵場（HAW）の火災防護対策に係る設計として、内部火災影響評価ガイドを参考に、重要な安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に影響を及ぼす可能性のある火災源を調査した上で、防護対象設備に対する影響を評価している。

安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）の維持に必要な設備について、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の抽出結果<sup>※1)</sup>を別表-1に示す。ガラス固化技術開発施設（TVF）の抽出結果<sup>※1)</sup>を別表-2に示す。

高放射性廃液貯蔵場（HAW）の火災影響について整理した結果を別表-3に示す。なお、TVFについては評価中である。

現状の評価結果において、HAW の崩壊熱除去に係る 1 次冷却水系のポンプ等は火災影響により多重性、多様性を有する安全機能が喪失することはないものと評価している。

また、閉じ込め機能については、槽類換気系排風機の動力ケーブル火災により他の排風機の動力ケーブルも損傷することから両排風機が機能喪失するおそれがある。セル換気系排風機についても動力ケーブル火災により両排風機が機能喪失するおそれがあることに対して対策が必要と評価している。

電源設備については、高圧受電盤、低圧配電盤及び動力分電盤について、電源盤の内部火災により機能喪失するおそれがある。これに対して、全電源喪失時に機能維持のための給電対策に使用する緊急電源接続盤については、重要系の動力ケーブル火災により機能喪失に至るおそれがあることから、対策が必要と評価している。

※1) 安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、火災の影響を受けない不燃材料で構成され、火災の影響が無い設備（配管、塔槽類、ダクト、フィルタ等）は火災影響評価対象から除外する。また、非常用発電機については、内部火災の影響により使用できない場合には、事故対処設備（移動式発電機からの電源系統）で代替する。

別表-1 高放射性廃液貯蔵場（HAW）における火災影響評価対象

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	火災防護対象 ○：該当 ×：非該当		火災防護対象 設置区画
高放射性廃液を閉じ込める機能	設備・系統	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器	高放射性廃液を内蔵する系統	×	※1
			高放射性廃液貯槽	×	※1
			中間貯槽	×	※1
			分配器	×	※1
			水封槽	×	※1
		高放射性廃液を内蔵する系統及び機器を設置するセル	ドリップトレイ	×	※1
			高放射性廃液貯蔵セル	×	※1
			中間貯蔵セル	×	※1
			分配器セル	×	※1
		槽類換気系統及び機器	槽類換気系統	×	※1
			洗浄塔	×	※1
			除湿器	×	※1
			電気加熱器	×	※1
			フィルタ	×	※1
			よう素フィルタ	×	※1
			冷却器	×	※1
	設備・系統	セル換気系統及び機器	排風機	○	A421
			セル換気系統	×	※1
			セル換気系フィルタ	×	※1
			セル換気系排風機	○	A422
電気・計装制御等		スチームジェット	×	※1	—
		漏えい検知装置	×		G444
		トランスマッタラック	×	※1	
		主制御盤	×		G441
		高圧受電盤（第6変電所）	○		W461
		低圧配電盤（第6変電所）	○		W461
		動力分電盤	○		G355

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	火災防護対象 ○：該当 ×：非該当		火災防護対象 設置区画
崩 壊 熱 除 去 機 能	設備 ・ 系 統 等	一次系冷却水系統	×	※1	—
		熱交換器	×	※2	G341～G352
		一次系の送水ポンプ	×	※2	G341～G352
		一次系の予備循環ポンプ	×	※2	G353
		ガンマポット	×	※1	—
	二次系冷却 水系統及び 機器	二次系冷却水系統	×	※1	—
		二次系の送水ポンプ	○		屋上
		冷却塔	○		屋上
	二次系冷却 水系統及び 機器	浄水ポンプ	○		屋上
		浄水貯槽	×	※1	—
電 気 ・ 計 裝 制 御 等	主制御盤		×	※1	G441
	高圧受電盤（第6変電所）		○		W461
	低圧配電盤（第6変電所）		○		W461
	動力分電盤		○		G355
事故対処 設備	緊急放出系	緊急放出系統	×	※1	—
		水封槽	×	※1	—
		緊急放出系フィルタ	×	※1	—
	冷却水供給 系統	二次系冷却水系統の接続口	×	※1	—
		純水供給系統の接続口	×	※1	—
	電源供給系	緊急電源接続盤	○		G449

※1 火災により安全機能が影響を受けない施設。

- ・不燃材料又は難燃材料で構成されており、火災により安全機能に影響しない。
- ・当該系統・機器が機能喪失しても安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が別の系統・機器により維持される系統・機器

※2 当該系統・機器が設置されている区域で火災が発生した場合に、火災影響により同時機能喪失するおそれがない施設

別表-2 ガラス固化技術開発施設 (TVF) における火災影響評価対象

系統等	閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	火災防護対象 ○：該当 ×：非該当	火災防護対象 設置区画	
高放射性廃液を閉じ込める機能	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器	高放射性廃液を内蔵する系統	×	※1
		受入槽	×	※1
		回収液槽	×	※1
		水封槽	×	※1
		濃縮器	×	※1
		濃縮液槽	×	※1
		濃縮液供給槽	×	※1
		気液分離器	×	※1
		溶融炉	×	※1
		ポンプ	×	※1
		ドリップトレイ（固化セル）	×	※1
	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器を設置するセル	固化セル	×	※1
	溶融ガラスを閉じ込める機能	A台車	×	※1
		槽類換気系統	×	※1
		冷却器	×	※1
高放射性廃液を閉じ込める機能	槽類換気系統及び機器	凝縮器	×	※1
		デミスタ	×	※1
		スクラッパ	×	※1
		ベンチュリスクラッパ	×	※1
		吸収塔	×	※1
		洗净塔	×	※1
		加熱器	×	※1
		ルテニウム吸着塔	×	※1
		よう素吸着塔	×	※1
		フィルタ	×	※2

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	火災防護対象 ○：該当 ×：非該当		火災防護対象 設置区画
		セル換気系統 及び機器	排風機	○	A011
			セル換気系統	×	※1
			フィルタ	×	※1
			排風機	○	A311
			第二付属排気筒	×	※1
	設備・系統	セル冷却系 統・冷却水系 統及び機器	セル冷却系統	×	※1
			冷却水系統	×	※1
			インセルクーラー	×	※1
			冷凍機	×	※1
			冷却器	×	※1
			ポンプ	×	※3
			膨張水槽	×	※1
	電気・計装制御等	高放射性 廃液を閉じ 込める 機能	スチームジェット	×	※1
			安全保護回路	×	※1
			セル内ドリップトレイ液面上限警報	×	※1
			ransミッタラック	×	※1
			工程制御盤	×	※1
			工程監視盤(1)～(3)	×	※1
			変換器盤	×	※1
			計装設備分電盤	×	※1
			プロセス用動力分電盤	○	A018
			電磁弁分電盤	×	※1
	電気・ 計装制御等	高圧受電盤（第11変電所）	○		W260, W261
		低压動力配電盤（第11変電所）	○		W260, W261
		無停電電源装置	×	※1	W363
		低压照明配電盤（第11変電所）	×	※1	
		直流電源装置（第11変電所）	○	※1	W260, W261

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	火災防護対象 ○：該当 ×：非該当		火災防護対象 設置区画	
		ガラス固化体取扱設備操作盤	×	※1		
		重量計制御盤	×	※1		
		流加ノズル加熱停止回路	×	※1		
		A台車の定位置操作装置	×	※1		
		A台車の重量上限操作装置	×	※1		
		換気用動力分電盤	○		A311	
		純水貯槽	×	※1		
		ポンプ（純水設備）	×	※1		
崩壊熱除去機能	設備・系統	冷却水（重要系）系統及び機器	冷却水系統	×	※1	
			冷却器	×	※1	
			ポンプ	○	屋上	
			冷却塔	○	屋上	
			膨張水槽	×	※1	
崩壊熱除去機能	電気・計装制御等	高圧受電盤（第11変電所）		○	W260, W261	
		低圧動力配電盤（第11変電所）		○	W260, W261	
		無停電電源装置		○	※1 W363	
		低圧照明配電盤（第11変電所）		×	※1	
		直流電源装置（第11変電所）		○	W260, W261	
		プロセス用動力分電盤		○	W363	
		工程制御盤		×	※1	
		操作盤		×	※1	
		現場制御盤		×	※1	
		電磁弁分電盤（2）		×	※1	
事故対処設備		工程監視盤（1）～（3）		×	※1	
		計装設備分電盤		×	※1	
		固化セル換氣系	固化セル換氣系統	×	※1	
			排風機	○	A012	
			フィルタ	×	※1	
		電源供給系	緊急電源接続盤	○	A221	

※1 火災により安全機能が影響を受けない施設。

- ・不燃材料又は難燃材料で構成されており、火災により安全機能に影響しない。
- ・当該系統・機器が機能喪失しても安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が別の系統・機器により維持され

る系統・機器

- ※2 当該系統・機器が設置されている区域で火災が発生した場合に、火災影響により同時機能喪失するおそれがない施設

別表-3 HAW施設の火災影響評価結果の整理表

## 高放射性廃液貯蔵場(HAW)

火災影響評価対象 設置区画		火災源の有無※1					火災の 可能性	区画内の火災影響評価 対象	同時喪失※2 有:○ 無:-	火災影響評価		対策
番号	名称	潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他				評価結果	安全機能 への影響	
A421	操作室	○	○	○	○	○	有	槽類換気系排風機(K463,K464)	○	・排風機のケーブルは、ケーブル火災及び電気盤火災(電源切替盤)に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
A422	排気機械室	○	○	○	○		有	セル換気系排風機(K103,K104)	○	・排風機のケーブルは、ケーブル火災に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
G355	電気室			○	○		有	1号系動力分電盤(HM-1) 2号系動力分電盤(HM-2)	○	・動力分電盤(HM-1,HM-2)は、電気盤火災に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
G449	廊下			○	○		有	緊急電源接続盤	○	・緊急電源接続盤のケーブルは、ケーブル火災に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
W461	電気室			○	○		有	高圧受電盤(DX) 低圧受電盤(DY)	○	・高圧受電盤は、電気盤火災に対して影響あり。 ・低圧受電盤は、電気盤火災に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
屋上	屋上	○	○	○	○		有	二次系の送水ポンプ(P8160～P8163)	○	・二次系の送水ポンプは、区画内の火災(漏えい油火災、電気盤火災)による冗長な排風機への火災影響はない。	無	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。

## 高放射性廃液貯蔵場(HAW)

火災影響評価対象 設置区画		火災源の有無 <sup>※1</sup>					火災の 可能性	区画内の火災影響評価 対象	同時喪失 <sup>※2</sup> 有:○ 無:一	火災影響評価		対策
番号	名称	潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他				評価結果	安全機能 への影響	
屋上	屋上	○	○	○	○		有	冷却塔(H81～H83)	○	・冷却塔の制御盤は、電気盤火災(制御盤)に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。
屋上	屋上	○	○	○	○		有	浄水ポンプ(P761,762)	○	・浄水ポンプのケーブルは、電気盤火災(電源切替盤)に対して影響あり。	有	・火災の早期検知を図るために既設の煙感知器に加えて、防護対象が設置された区域に温度監視機能付きの監視カメラを設置するとともに、現場巡視の頻度を増加する対応を行う。また、火災の拡大防止のために消火器の追加配備を行う。 ・火災が発生した場合に備えて、予備ケーブルの配備による給電系統の確保、事故対処設備(移動式発電機からの給電系統)による電源確保を行う。

※1 現場ウォークダウンによる調査結果参照。

※2 保守的に区画内の全設備の機能喪失を仮定すると安全機能が喪失する可能性

## 高放射性廃液貯蔵施設(HAW)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	火災源								
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他				
A421	操作室					H471/472, 制御盤, 变圧器	ケーブル	ケーブル	仮置資材		
		K463/464	K463/464	K463/464	ファンコイル(FC110)	水素モニター/サンプリングフード操作盤	H471/472, 制御盤, 变圧器	ケーブル	ケーブル		
				ファンコイル(FC111)		電源切替盤(H-2)	X4650サンプリングフード	ケーブル	ケーブル		
A422	排気機械室										
		排風機K103	排風機K104	排風機K103	排風機K104	排風機K103	排風機K104	電源切替盤(H-7)	ケーブル	ケーブル	
						排氣モニタサンプリングユニット	ファンコイル(FC112)				
						ファンコイル(FC113)					
G341	熱交換器室										
		一次系冷却ポンプP3161	熱交換器H314	一次系冷却ポンプP3161	一次系冷却ポンプP3161				ケーブル		
G342	熱交換器室										
		一次系冷却ポンプP3162	熱交換器H315	一次系冷却ポンプP3162	一次系冷却ポンプP3162				ケーブル		
G343	熱交換器室										
		一次系冷却ポンプP3261	熱交換器H324	一次系冷却ポンプP3261	一次系冷却ポンプP3261				ケーブル		

## 高放射性廃液貯蔵施設(HAW)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	火災源					
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他	
G344	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3262	 熱交換器H325	 一次系冷却ポンプP3262	 一次系冷却ポンプP3262		 ケーブル	
G345	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3361	 熱交換器H334	 一次系冷却ポンプP3361	 一次系冷却ポンプP3361		 ケーブル	
G346	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3362	 熱交換器H335	 一次系冷却ポンプP3362	 一次系冷却ポンプP3362		 ケーブル	
G347	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3461	 熱交換器H344	 一次系冷却ポンプP3461	 一次系冷却ポンプP3461		 ケーブル	
G348	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3462	 熱交換器H345	 一次系冷却ポンプP3462	 一次系冷却ポンプP3462		 ケーブル	
G349	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3561	 熱交換器H354	 一次系冷却ポンプP3561	 一次系冷却ポンプP3561		 ケーブル	
G350	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3562	 熱交換器H355	 一次系冷却ポンプP3562	 一次系冷却ポンプP3562		 ケーブル	
G351	熱交換器室	 一次系冷却ポンプP3661	 熱交換器H364	 一次系冷却ポンプP3661	 一次系冷却ポンプP3661		 ケーブル	

## 高放射性廃液貯蔵施設(HAW)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	火災源						
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他		
G352	熱交換器室								
		一次系冷却ポンプP3662	熱交換器H365	一次系冷却ポンプP3662	一次系冷却ポンプP3662		ケーブル		
G353	圧空製造室								
		P3061/P3062		K63/64	P3061/P3062	K63/64	P3061/P3062	電源切替盤(H-1)	ケーブル
G355	電気室								
		1号系動力分電盤	動力分電盤(一般)				1号系動力分電盤	2号系動力分電盤	ケーブル
		2号系動力分電盤							ケーブル
G441	制御室								
		主制御盤 (プロセス)	主制御盤 (ユーティリティ、換気)				主制御盤 (プロセス)	主制御盤 (ユーティリティ、換気)	
							電源切替盤(H-9)	放射線監視盤	
G444	伝送器室								
		除湿器	漏水検知装置						
		トランシミッタラック							

## 高放射性廃液貯蔵施設(HAW)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象		火災源								
番号	名称			潤滑油		電動機		電気盤		ケーブル		その他
G449	廊下									ケーブル	ケーブル	
		緊急電源接続盤(HM-0)						緊急電源接続盤(HM-0)	電源切替盤(H-3/4)	ケーブル	ケーブル	
										ケーブル	ケーブル	
W461	電気室									ケーブル	ケーブル	
		高圧配電盤	低圧配電盤					高圧配電盤	低圧配電盤	ケーブル	ケーブル	
									直流盤	ケーブル	ケーブル	
								無停電電源装置				
-	屋上									ケーブル	ケーブル	
		二次系冷却ポンプ (P8160)	二次系冷却ポンプ (P8161)	二次系冷却ポンプ (P8160)	二次系冷却ポンプ (P8161)	二次系冷却ポンプ (P8160)	二次系冷却ポンプ (P8161)	冷却塔制御盤 (HB1/HB2/HB3)	電源切替盤(H-5)	ケーブル	ケーブル	
		二次系冷却ポンプ (P8162)	二次系冷却ポンプ (P8163)	二次系冷却ポンプ (P8162)	二次系冷却ポンプ (P8163)	二次系冷却ポンプ (P8162)	二次系冷却ポンプ (P8163)			ケーブル	ケーブル	
		P761/P762	冷却塔(HB1)	P108/109	P761/P762	P761/P762	冷却塔(HB1)			緊急安全対策ケーブル	緊急安全対策ケーブル	

## 高放射性廃液貯蔵施設(HAW)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	火災源						
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他		
—	屋上								
		冷却塔(H82)	冷却塔(H83)	冷却塔(H81)	冷却塔(H82)	冷却塔(H82)	冷却塔(H83)		
									
				冷却塔(H83)		エアハンドリングユニット AC115	エアハンドリングユニット AC116		
									
					エアハンドリングユニット AC117				

## ガラス固化技術開発施設(TVF)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	現場調査結果						
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他		
A311	排気機械室	排風機K50	排風機K51	排風機K50 排風機K51	VFK15 VFV2	排風機K50 排風機K51			
		排風機K52	排風機K54	排風機K52 排風機K54	VFV1	エアスニファプロワ制御盤 排風機K52	排風機K54		
		排風機K55	排風機K56/57	排風機K55 排風機K56/57	LP03.2	移動式電源車用切替盤 (OS-13) 排風機K55	排風機K56		
		排風機K58	排風機K59	排風機K58 排風機K59			排風機K57 排風機K58		
		VFV1		エアスニファプロワKSn1/2			排風機K59 VFV1		
		VFP1重要系動力分電盤		低圧氣中遮断機試験盤 MP51.207	VFP1重要系動力分電盤 LP51.11B/22.8	G71P018ポンプ G71P018ポンプ	VFP1重要系動力分電盤 仮置資機材		
				マニプレーター(G51M130/131) G71P018ポンプ	LP22.3 LP22.3-I		VFP1重要系動力分電盤		
				コンプレッサG78M508	LP22.7	接続電源(G22M3093)			

## ガラス固化技術開発施設(TVF)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象		現場調査結果							
番号	名称			潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル		その他		
A018	保守区域										
						LP21.3(流下ノズル加熱装置電源盤)/21.4(流下ノズル加熱装置整合盤)	LP51.402				
											
						VFK2	VFL1-2				
											
						CTP81-02	工事用電源盤				
											
						LP51.162-1	LP51.403/404				
											
						LP78.1	移動式電源車用切替盤(OS-3)				
							LP51.120-9				
A012	廃棄処理室										
		G43K35	G43K36			G43K35	G43K36	移動式電源車用切替盤(OS-1)	VFK4	G43K35	G43K36
											
					加熱器(G41H84)	加熱器(G41H85)	移動式電源車用切替盤(OS-1)		加熱器(G41H84)	加熱器(G41H85)	

## ガラス固化技術開発施設(TVF)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象		現場調査結果								
番号	名称			潤滑油		電動機		電気盤		ケーブル		その他
A011	廃棄処理室											
A022	ユーティリティ室											

## ガラス固化技術開発施設(TVF)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	現場調査結果						
番号	名称		潤滑油	電動機	電気盤	ケーブル	その他		
A211	排気フィルタ室								
					VRK4				
A221	搬送室								
		緊急電源接続電盤			動力分電盤	移動式電源車用切替盤 (CS-7/CS-15)	ケーブル	動力分電盤	
									
		緊急電源接続電盤			電動式幕操作盤LP51.768-1	動力分電盤			
W260 /261	電気室								
		1号系低圧動力配電盤	1号系高圧動力受電盤		No.2直流水源装置KR3	再処理電源集中管理システム 取扱い中離場子箱1	ケーブル	ケーブル	資機材棚
									
		2号系低圧動力配電盤	2号系高圧動力受電盤		三相1250kVA変圧器盤/コンデンサ盤	照明主分電盤VFL1			
									
					2号系低圧動力配電盤	2号系高圧動力受電盤			
									
					負荷制限盤	RS-1			
									
					1号系低圧動力配電盤	1号系高圧動力受電盤			

## ガラス固化技術開発施設(TVF)

火災影響評価対象設置区画		火災影響評価対象	現場調査結果								
番号	名称		潤滑油		電動機		電気盤		ケーブル		その他
-	屋上										
							三相1250kVA変圧器盤/コンデンサ盤	No.1直流電源装置KR2			
							入出力装置版-15				
		G83P12/22ポンプ			G07AC0304用パッケージ空調機室外機	G07AC05/06/07/08/09用パッケージ空調機室外機	ケーブル接続盤①	移動式電源車用切替盤(CS-11)	G83P12ポンプ	G83P22ポンプ	
					G83P52/53ポンプ	G83P12/22ポンプ	移動式電源車用切替盤(CS-12)	ヒータ凍結防止制御盤	G83P52ポンプ	G83P53ポンプ	
							LP83.1/83.3/83.5		ケーブル		

【資料 2-8】

## 再処理施設の溢水に対する防護について

### 【概要】

- 高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟について、溢水に対して、重要な安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)が損なわれないように講ずる「安全対策の基本的考え方」を示す。
- 上記の考え方により防護対象とする設備を整理したうえで、溢水に対して重要な安全機能が損なわれることのないよう被水影響、没水影響、蒸気影響に係る評価を実施する。その評価結果を踏まえて必要な溢水防護対策を提示する。
- 以上の内容を取りまとめた上で、令和2年7月に廃止措置計画の変更申請を予定。また、対策工事に係る変更申請を令和3年4月に予定している。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 再処理施設の廃止措置を進めていく上での溢水防護対策の基本的考え方

廃止措置段階にある再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場（HAW）と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、その重要性を踏まえて安全対策を最優先で講じる必要がある。

このため、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、地震対策や津波対策と同様、施設内での溢水（以下「内部溢水」という。）に対しても、重要な安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が損なわれることのないよう以下の対策を講ずる。溢水防護対策に係る全体の流れを別紙-1に示す。

### 1. 防護対象について

- ① 高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の各建家に設置されている安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設※<sup>1</sup>を内部溢水の防護対象とする。

### 2. 溢水影響評価について

- ① 内部溢水の影響として、配管等の想定破損、地震による破損に伴う没水影響、被水影響、蒸気影響及び消火活動に伴う没水影響、被水影響を考慮する。
- ② 溢水源については、現場調査による配管ルート等の確認、開口部貫通部等の確認を行い、破損の想定においては単一の溢水源について系統の保有水量が漏えいする、地震についてはB,Cクラスの配管等は全て破損するものとして保守的な溢水量を設定する。
- ③ 保守的な溢水源の設定においてガイドに基づく溢水影響評価を行い、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に係る防護対象設備に対して、没水影響、被水影響、蒸気影響により2系統が共に機能喪失に至る溢水源を特定する。
- ・没水影響については、没水高さが機能喪失高さを超えた場合に防護対象設備が損傷する。
  - ・被水影響については、溢水源と防護対象機器の間に被水防止板等の障害物が無ければ距離によらず被水するものとし、防滴仕様でない設備は被水により損傷する。
  - ・蒸気影響については、防護対象設備がある区画内に蒸気配管がある場合には想定破損、地震起因の破損による蒸気漏えいにより防護対象設備が損傷する。

### 3. 溢水防護対策について

① 安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が損なわれることを防止するため、溢水源、もしくは防護対象機器に対して以下のいずれかの対策を講じる。（表-1、表-2 参照）

- ・ 2系統が共に機能喪失に至ると評価された溢水源に対して、ガイドに基づく想定破損の応力評価、または基準地震動に対する応力評価を実施し、溢水源から除外できるかを評価する。許容応力を満足できないものについては補強対策により溢水源とならないよう対策を行う。
- ・ 被水影響により機能喪失に至るおそれのあるものは、被水防止板、被水防止シートの設置、もしくは耐候仕様とする等の対策を行う。  
なお、電気盤等の電気設備の消火には水を用いない手段で消火活動を行う。
- ・ 没水影響により機能喪失に至るおそれのあるものは、堰を設置する等の対策を実施する。なお、区画境界の扉を開放して消火活動を行う場合には、開放扉からの溢水流出を考慮する。
- ・ 蒸気影響等、建家外からの供給が継続することでの溢水影響により機能喪失に至るおそれがあるものは、供給停止操作を行うよう対策する。また、必要に応じて供給停止操作に必要な手動弁、遮断弁を設置する。

② 一方、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、溢水影響に耐えるように対策することが困難な場合には、代替策としての有効性を確認した上で事故対処設備<sup>※2</sup>等により閉じ込め及び崩壊熱除去に必要な安全機能が維持できるようにする。

上記を踏まえ、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）の溢水防護対策に係る廃止措置変更認可申請を令和3年4月に行う。

上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画的に廃止措置を進めることができるよう、それぞれのリスクに応じた対策を講じることとする。

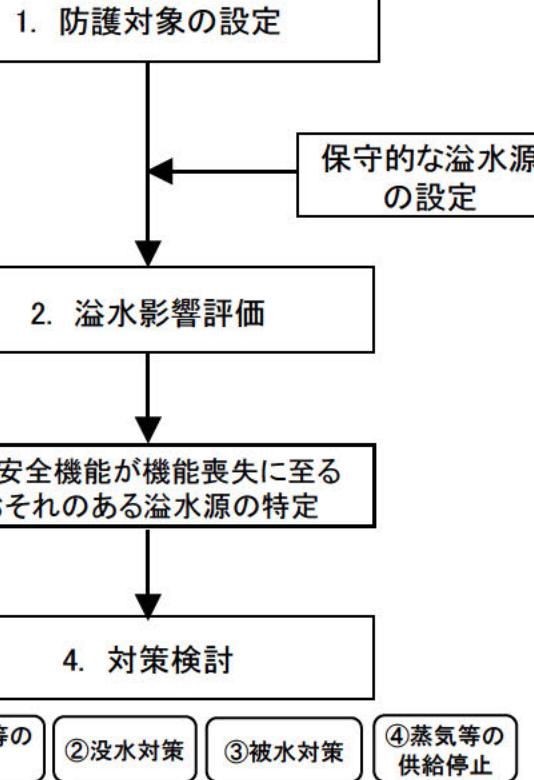
※1 内部溢水に対して安全機能を維持すべき対象設備は、別添 6-1-2-1「再処理施設の廃止措置を進めていく上で地震対策の基本的考え方」で示した崩壊熱除去機能および閉じ込め機能を担う設備とする。

なお、安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、溢水影響により安全機能が損なわれない設備（容器、熱交換器、配管、ダクト、フィルタ等）は溢

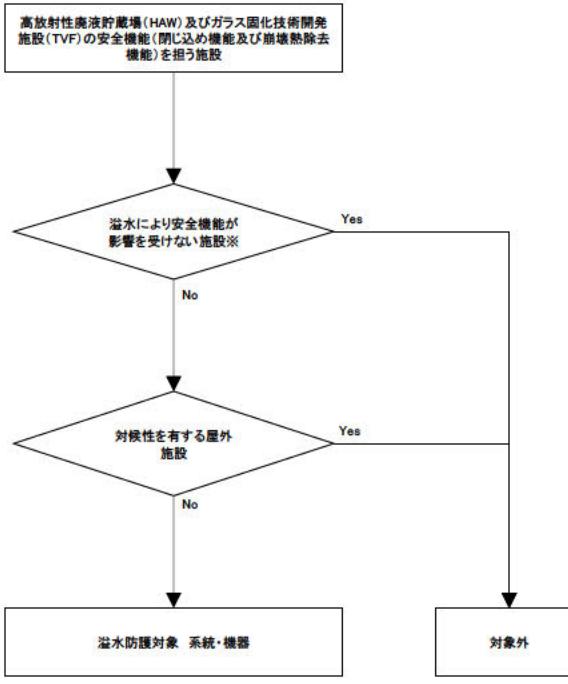
水影響評価対象から除外する。また、屋上に設置する屋外設備は対候性を有することから溢水影響評価対象から除外する。なお、非常用発電機については、建家の耐震性が担保できないことに伴う機器及び配管の様々な破損が想定され、基準の要求を合理的に満足することが困難であることから評価対象から除外する。

※2 別添 6-1-2-1 「再処理施設の廃止措置を進めていく上で地震対策の基本的考え方」に示した事故対処設備。

## 溢水防護対策の全体の流れ



### 1. 防護対象の設定



溢水防護対象の抽出結果

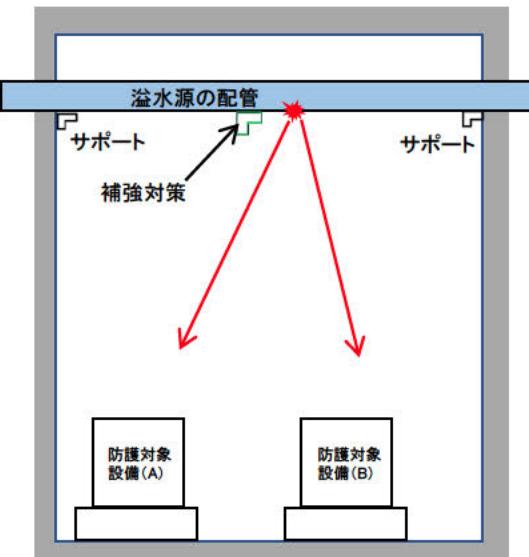
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	ガラス固化技術開発施設(TVF)
槽類換気系排風機	槽類換気系排風機
セル換気系排風機	セル換気系排風機
高圧受電盤(第6変電所)	高圧受電盤(第11変電所)
低圧配電盤(第6変電所)	低圧動力配電盤(第11変電所)
動力分電盤	動力分電盤
一次系の送水ポンプ	一次冷却水ポンプ
二次系の送水ポンプ	圧力放出系排風機
冷却塔	緊急電源接続盤
浄水ポンプ	制御室(計測制御)
緊急電源接続盤	
制御室(計測制御)	

火災防護対象の抽出フロー

### 3. 対策検討

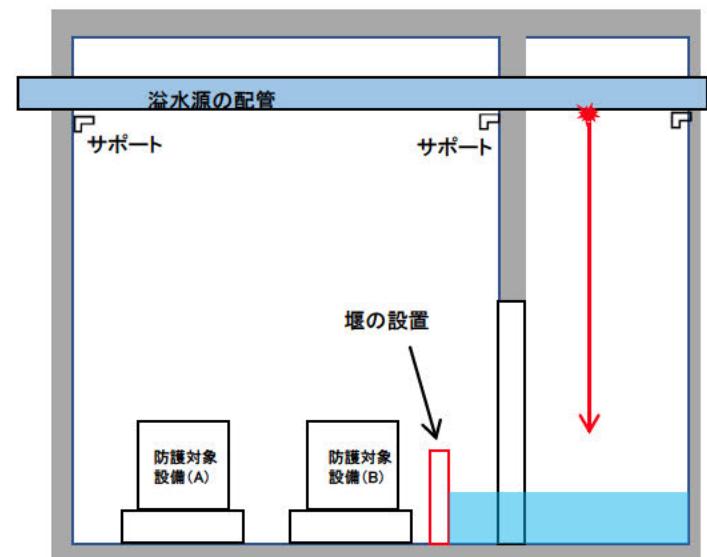
#### ①配管等の補強

- 想定破損、地震起因の破損により安全機能に影響を及ぼすおそれのある配管等の補強対策を行う。



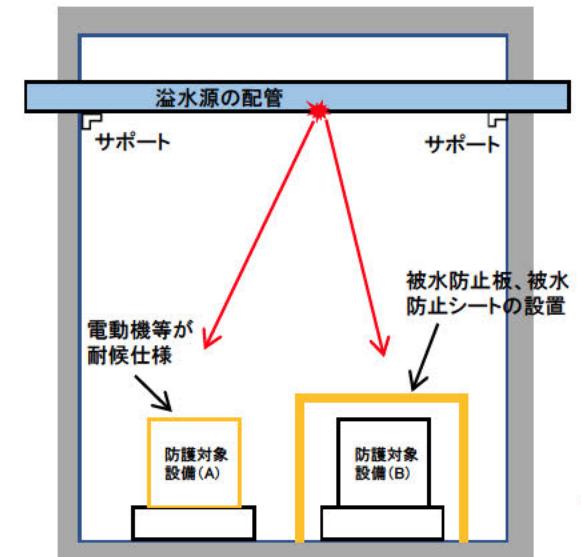
#### ②没水対策

- 没水影響により機能喪失に至るおそれのある防護対象設備に対して、堰の設置等の策を行う。



#### ③被水対策

- 被水影響により機能喪失に至るおそれのある防護対象設備に対して、被水防止板、被水防止シートの設置、もしくは耐候仕様とする等の対策を行う。



#### ④蒸気等の供給停止

- 建家外からの供給が継続することでの溢水影響により機能喪失に至るおそれがある配管について供給停止操作を行う。
- 必要に応じて、手動弁、遮断弁を設置する。

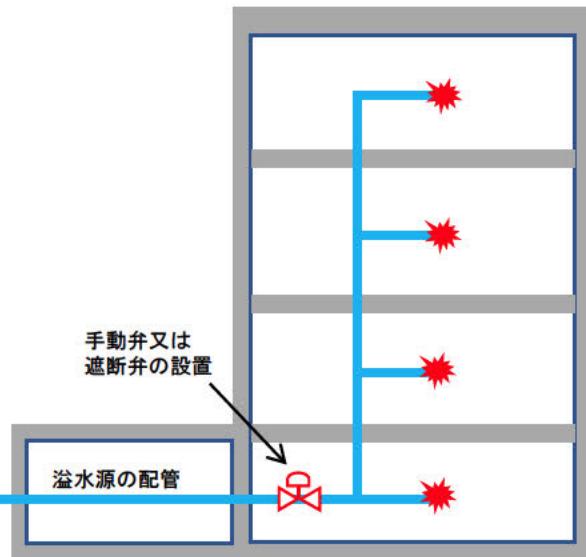


表-1 HAW施設に係る溢水対策の整理表

溢水影響評価に係る要求事項	溢水影響に対する施設の現状	溢水による施設への影響	基本的考え方における対策の内容					
			没水影響 溢水源に対する対策	被水影響 防護対象機器に係る対策	蒸気影響 溢水源に対する対策	被水影響 防護対象機器に係る対策	蒸気影響 溢水源に対する対策	
想定破損による溢水  (没水) ・没水高さが機能喪失高さを上回らないこと。 ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  (被水) ・防滴機能を有すること ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  (蒸気) ・耐蒸気性を有する仕様であること。 ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  なお、配管破損の想定にあたっては、ガイドの附属書Aに基づく詳細な応力評価を実施することにより、破損位置及び破損形状を特定することができる。	<p>【没水】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプは、没水水位が2系統とも機能喪失高さを上回るおそれはないことから、同時に機能喪失しない。<u>予備ポンプについては、機能喪失するおそれがある。</u>  ・閉じ込め機能に係る排風機は、没水水位が機能喪失高さを下回る。  ・電気盤等の電源設備は隣接区域からの溢水により機能喪失のおそれがある。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤には堰を設置しており、没水水位は機能喪失高さを下回る。</p> <p>【被水】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプ等は、防滴仕様である。  ・閉じ込め機能に係る排風機の電動機は防滴仕様である。  ・電気盤等の電源設備がある電気室には被水影響を及ぼす溢水源はない。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤には、被水防止板を設置している。</p> <p>【蒸気】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプ等の設置区間に蒸気源なし。  ・閉じ込め機能に係る排風機の設置区画に蒸気配管がある。  ・電気盤等の電源設備がある電気室には蒸気配管はない。また、隣接区域の境界扉に開口部は無い。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤の設置区画に蒸気配管がある。</p>	<p>【没水】 ・予備送水ポンプが機能喪失するおそれがある。 (冷却機能は1次冷却水ポンプで維持できる。)</p> <p>・電気盤等の機能喪失により、全電源喪失に至るおそれがある。</p>						
地震起因による溢水  ・耐震設計上の重要度分類B,Cクラスに分類される機器、配管について破損を想定する。  (没水) ・没水高さが機能喪失高さを上回らないこと。 ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  (被水) ・防滴機能を有すること ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  (蒸気) ・耐蒸気性を有する仕様であること。 ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。  なお、B,Cクラスの機器、配管であっても、基準地震動による地震力に対して耐震性が確保されるものについては、溢水を考慮しないことができる。	<p>【没水】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプは、没水水位が2系統とも機能喪失高さを上回るおそれはないことから、同時に機能喪失しない。また、予備ポンプについても、機能喪失高さを下回る。  ・閉じ込め機能に係る排風機は、没水水位が機能喪失高さを下回る。  ・電気盤等の電源設備は隣接区域からの溢水により機能喪失のおそれがある。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤には堰を設置しており、没水水位は機能喪失高さを下回る。</p> <p>【被水】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプ等は、防滴仕様である。  ・閉じ込め機能に係る排風機の電動機は防滴仕様である。  ・電気盤等の電源設備がある電気室には被水影響を及ぼす溢水源はない。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤には、被水防止板を設置している。</p> <p>【蒸気】 ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプ等の設置区間に蒸気源なし。  ・閉じ込め機能に係る排風機の設置区画に蒸気配管がある。  ・電気盤等の電源設備がある電気室には蒸気配管はない。また、隣接区域の境界扉に開口部は無い。  ・事故対処設備に係る緊急電源接続盤の設置区画に蒸気配管がある。</p>	<p>【没水】 ・電気盤等の機能喪失により、全電源喪失に至るおそれがある。</p>	<p>(配管破損) ・想定破損により溢水影響を及ぼすおそれのある配管について、応力評価を実施する。 その結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより溢水量を低減する。  ・建家外からの供給に対しては、供給停止操作を行う。</p>	<p>配管等の補強対策による応力低減が図られない場合には、堰の設置等の没水対策を行う。</p>	-	<p>(ポンプ、電動機については防滴仕様であることから、被水影響なし。)</p>	<p>(電動機) ・想定破損により溢水影響を及ぼすおそれのある配管について、応力評価を実施する。 その結果より必要に応じ、補強工事等の実施により発生応力を低減し、溢水源から除外することにより蒸気影響が発生しない設計とする。</p>	<p>(緊急電源接続盤) ・当該配管(空調、温水の用途)の必要性について整理し、溢水源から除外する。</p>
							-	

<p><b>消火水等の放水による溢水</b></p> <p>溢水防護区画での火災発生時に、消火栓による消火活動が想定される場合については、消火活動に伴う放水を想定する。</p> <p>(没水) ・没水高さが機能喪失高さを上回らないこと。 ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。</p> <p>(被水) ・防滴機能を有すること ・多重性を有する設備が同時に機能喪失しないこと。</p> <p>なお、消火時間は火災荷重に基づく等価時間により算出することができる。</p>	<p><b>【没水】</b> ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプは、没水水位が2系統とも機能喪失高さを上回るおそれはないことから、同時に機能喪失しない。<b>予備ポンプについて</b>は、機能喪失するおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>閉じ込め機能に係る排風機は、没水水位が機能喪失高さを下回る。</li> <li>電気盤等の電源設備は隣接区域からの溢水により機能喪失するおそれがある。</li> </ul> <p>(事故対処設備に係る緊急電源接続盤には堰を設置しており、没水水位は機能喪失高さを下回る。)</p> <p><b>【被水】</b> ・崩壊熱除去機能に係る一次冷却水ポンプ等は、防滴仕様である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>閉じ込め機能に係る排風機の電動機は防滴仕様である。</li> <li>電気盤等の電源設備の消火には水を用いない手段で消火活動を行う。</li> </ul> <p>事故対処設備に係る緊急電源接続盤には、被水防止板を設置している。</p>	<p><b>【没水】</b> ・予備送水ポンプが機能喪失するおそれがある。 (冷却機能は1次冷却水ポンプで維持できる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気盤等の機能喪失により、全電源喪失に至るおそれがある。</li> </ul> <p><b>【被水】</b> 影響なし</p>	<p>電気盤等の電気設備の消火には水を用いない手段で消火活動を行う。</p> <p>消火活動においては、区画境界の扉を開放して消火活動を行う。</p> <p>(電気盤等の電気設備の消火には水を用いない手段で消火活動を行う。)</p>
--	---	---	--

## 高放射性廃液貯蔵場（HAW）に係る溢水影響評価について

高放射性廃液貯蔵場（HAW）の溢水防護対策に係る設計として、内部溢水影響評価ガイドを参考に、重要な安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に影響を及ぼす可能性のある溢水源を調査した上で、防護対象設備に対する影響を評価している。

安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）の維持に必要な設備について、高放射性廃液貯蔵場（HAW）の抽出結果<sup>※1)</sup>を別表-1に示す。ガラス固化技術開発施設（TVF）の抽出結果<sup>※1)</sup>を別表-2に示す。

高放射性廃液貯蔵場（HAW）の溢水影響について整理した結果を別表-3に示す。

現状の評価結果において、HAW の崩壊熱除去に係る 1 次冷却水系のポンプ等は溢水影響により多重性、多様性を有する安全機能が喪失することはないものと評価している。

一方で、閉じ込め機能については、同一区画内にある槽類換気系排風機及び、隣接区画内にあるセル換気系排風機が蒸気配管の破損による蒸気漏えいにより、機能喪失に至るおそれがあることから、閉じ込め機能維持のためには蒸気配管の補強対策、蒸気供給の停止操作による対策を講じる必要があるものと評価している。

また、電源設備については、高圧受電盤、低圧配電盤及び動力分電盤について、溢水影響により機能喪失するおそれがあることから、応力評価の結果に基づき配管補強等の対策が必要となる。全電源喪失時に機能維持のための給電対策に使用する緊急電源接続盤については、被水防止板の設置及び堰の設置により被水影響及び没水影響はクリアできているが、蒸気配管の破損による蒸気漏えいを想定した場合には、機能喪失に至るおそれがあることから、防護対策を講じる必要があるものと評価している。

※1) 安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）を担う施設のうち、溢水影響により安全機能が損なわれない設備（容器、熱交換器、配管、ダクト、フィルタ等）は溢水影響評価対象から除外する。また、屋上に設置する屋外設備は対候性を有することから溢水影響評価対象から除外する。なお、非常用発電機については、建家の耐震性が担保できないことに伴う機器及び配管の様々な破損が想定され、基準の要求を合理的に満足することが困難であることから評価対象から除外する。

別表-1 高放射性廃液貯蔵場（HAW）における溢水影響評価対象

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	溢水防護対象 ○：該当 ×：非該当		溢水防護対象 設置区画
高放射性廃液を閉じ込める機能	設備・系統	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器	高放射性廃液を内蔵する系統	×	※1
			高放射性廃液貯槽	×	※1
			中間貯槽	×	※1
			分配器	×	※1
			水封槽	×	※1
		高放射性廃液を内蔵する系統及び機器を設置するセル	ドリップトレイ	×	※1
			高放射性廃液貯蔵セル	×	※1
			中間貯蔵セル	×	※1
			分配器セル	×	※1
		槽類換気系統及び機器	槽類換気系統	×	※1
			洗浄塔	×	※1
			除湿器	×	※1
			電気加熱器	×	※1
			フィルタ	×	※1
			よう素フィルタ	×	※1
			冷却器	×	※1
	設備・系統	セル換気系統及び機器	排風機	○	A421
			セル換気系統	×	※1
			セル換気系フィルタ	×	※1
			セル換気系排風機	○	A422
電気・計装制御等		スチームジェット	×	※1	—
			漏えい検知装置	×	※1
		トランスマッタラック	×	※1	—
		主制御盤	○		G441
		高圧受電盤（第6変電所）	○		W461
		低圧配電盤（第6変電所）	○		W461
		動力分電盤	○		G355

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	溢水防護対象 ○：該当 ×：非該当		溢水防護対象 設置区画
崩壊熱除去機能	設備・系統等	一次系冷却水系統	×	※1	—
		熱交換器	×	※1	—
		一次系の送水ポンプ	○		G341～G352
		一次系の予備循環ポンプ	○		G353
		ガンマポット	×	※1	—
		二次系冷却水系統及び機器	二次系冷却水系統	×	※1
		二次系の送水ポンプ	×	※2	屋上
		冷却塔	×	※2	屋上
		二次系冷却水系統及び機器	浄水ポンプ	×	※2
	電気・計装制御等	浄水貯槽	×	※2	屋上
		主制御盤	○		G441
		高圧受電盤（第6変電所）	○		W461
		低圧配電盤（第6変電所）	○		W461
		動力分電盤	○		G355
事故対処設備	緊急放出系	緊急放出系統	×	※1	—
		水封槽	×	※1	—
		緊急放出系フィルタ	×	※1	—
	冷却水供給系統	二次系冷却水系統の接続口	×	※1	—
		純水供給系統の接続口	×	※1	—
	電源供給系	緊急電源接続盤	○		G449

※1 溢水により安全機能が影響を受けない施設。

- ・当該系統を構成する容器、配管、ダクト等の閉じ込めバウンダリは、溢水により影響しない。
- ・動的機能がないことから、溢水により安全機能に影響しない。
- ・当該系統・機器が機能喪失しても安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が別の系統・機器により維持される系統・機器

※2 当該機器は、対候性を有する屋外設備である。

別表-2 ガラス固化技術開発施設 (TVF) における溢水影響評価対象

系統等	閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	溢水防護対象 ○：該当 ×：非該当	溢水防護対象 設置区画	
高放射性廃液を閉じ込める機能	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器	高放射性廃液を内蔵する系統	×	※1
		受入槽	×	※1
		回収液槽	×	※1
		水封槽	×	※1
		濃縮器	×	※1
		濃縮液槽	×	※1
		濃縮液供給槽	×	※1
		気液分離器	×	※1
		溶融炉	×	※1
		ポンプ	×	※1
		ドリップトレイ（固化セル）	×	※1
	高放射性廃液を内蔵する系統及び機器を設置するセル	固化セル	×	※1
		A台車	×	※1
		槽類換気系統	×	※1
	槽類換気系統及び機器	冷却器	×	※1
高放射性廃液を閉じ込める機能	槽類換気系統及び機器	凝縮器	×	※1
		デミスタ	×	※1
		スクラッパ	×	※1
		ベンチュリスクラッパ	×	※1
		吸収塔	×	※1
		洗净塔	×	※1
		加熱器	×	※1
		ルテニウム吸着塔	×	※1
		よう素吸着塔	×	※1
		フィルタ	×	※1

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	溢水防護対象 ○：該当 ×：非該当		溢水防護対象 設置区画
		セル換気系統 及び機器	排風機	○	A011
			セル換気系統	×	※1
			フィルタ	×	※1
			排風機	○	A311
			第二付属排気筒	×	※1
	設備・ 系統	セル冷却系 統・冷却水系 統及び機器	セル冷却系統	×	※1
			冷却水系統	×	※1
			インセルクーラー	×	※1
			冷凍機	×	※1
			冷却器	×	※1
			ポンプ	×	※1
			膨張水槽	×	※1
	電気・ 計装制御等	高放射性 廃液を閉じ 込める 機能	スチームジェット	×	※1
			安全保護回路	×	※1
			セル内ドリップトレイ液面上限警報	×	※1
			トランスマッタラック	×	※1
			工程制御盤	×	※1
			工程監視盤(1)～(3)	○	G240
			変換器盤	○	G241
			計装設備分電盤	○	W363
			プロセス用動力分電盤	○	A018
			電磁弁分電盤	×	※1
	電気・ 計装制御等	高圧受電盤（第11変電所）	○		W260, W261
		低压動力配電盤（第11変電所）	○		W260, W261
		無停電電源装置	○		W363
		低压照明配電盤（第11変電所）	×	※1	
		直流電源装置（第11変電所）	○	※1	W260, W261

系統等		閉じ込め機能 及び崩壊熱除去機能を有する施設	溢水防護対象 ○：該当 ×：非該当		溢水防護対象 設置区画	
		ガラス固化体取扱設備操作盤	×	※1		
		重量計制御盤	×	※1		
		流加ノズル加熱停止回路	×	※1		
		A台車の定位置操作装置	×	※1		
		A台車の重量上限操作装置	×	※1		
		換気用動力分電盤	○		A311	
		純水貯槽	×	※1		
		ポンプ（純水設備）	×	※1		
崩壊熱除去機能	設備・系統	冷却水（重要系）系統及び機器	冷却水系統	×	※1	
			冷却器	×	※1	
			ポンプ	○		
			冷却塔	×	※2 屋上	
			膨張水槽	×	※1	
崩壊熱除去機能	電気・計装制御等		高圧受電盤（第11変電所）	○	W260, W261	
			低圧動力配電盤（第11変電所）	○	W260, W261	
			無停電電源装置	○	W363	
			低圧照明配電盤（第11変電所）	×	※1	
			直流電源装置（第11変電所）	○	W260, W261	
			プロセス用動力分電盤	○	A018	
			工程制御盤	×	※1	
			操作盤	×	※1	
			現場制御盤	○	A022	
			電磁弁分電盤（2）	×	※1	
事故対処設備		固化セル換氣系	固化セル換氣系統	×	※1	
			排風機	○	A012	
			フィルタ	×	※1	
		電源供給系	緊急電源接続盤	○	A221	

※1 溢水により安全機能が影響を受けない施設。

- ・当該系統を構成する容器、配管、ダクト等の閉じ込めバウンダリは、溢水により影響しない。
- ・動的機能がないことから、溢水により安全機能に影響しない。

- ・当該系統・機器が機能喪失しても安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が別の系統・機器により維持される系統・機器

※2 当該機器は、対候性を有する屋外設備である。

別表-3 HAW施設の溢水影響評価整理表

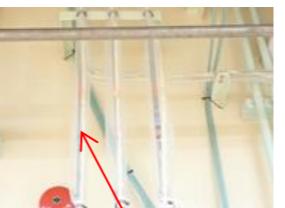
安全機能	防護対象設備	設置場所	設備の機能喪失を想定する高さ(m)	没水影響評価								被水影響		蒸気影響		評価結果	対策(見通し)		
				想定破損		地震起因		消火活動				被水防護	同時喪失有り:○	防護対象の設置区域	隣接区域	同時喪失有り:○			
				没水高さ(m) 対象区域のみ	没水高さ(m) 隣接区域含む	同時喪失有り:○	没水高さ(m) 対象区域のみ	没水高さ(m) 隣接区域含む	同時喪失有り:○	没水高さ(m) 対象区域のみ	没水高さ(m) 隣接区域含む	同時喪失有り:○							
崩壊熱除去	1次冷却水ポンプ (272P3161)	G341 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次冷却水ポンプ (272P3162)	G342 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3261)	G343 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3262)	G344 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3361)	G345 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3362)	G346 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3461)	G347 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3462)	G348 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3561)	G349 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3562)	G350 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3661)	G351 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系冷却水ポンプ (272P3662)	G352 熱交換器室	0.3	2.53	0.16	—	0.7	0.19	—	0.4	0.02	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	—	
	1次系予備送水ポンプ (272P3061)	G353 圧空製造室	0.27	0.35	0.35	○	破損配管なし	0.26	—	0.46	0.46	○	OK (防滴仕様)	—	蒸気源あり (境界扉に開口部無し)	—	・想定破損、消火活動による没水により、予備ポンプが機能喪失するおそれがある。 (冷却機能は1次冷却水ポンプで維持できる。)	・配管の応力評価を行い、評価結果に基づき、補強対策を検討する。 ・消火活動時においては、区画境界の扉を開放して消火活動を行う。	
	1次系予備送水ポンプ (272P3161)												OK (防滴仕様)		蒸気源なし (境界扉に開口部無し)				
閉じ込め	槽類換気系排風機 (272K463)	A421 操作室	0.3	0.079	0.079	—	0.18	0.28	—	0.05	0.05	—	OK (防滴仕様)	—	NG 蒸気配管あり	壁貫通配管あり	○	・当該区域での蒸気配管の破損を想定した場合に、機能喪失のおそれがある。	
	槽類換気系排風機 (272K464)												OK (防滴仕様)		NG 蒸気配管あり	壁貫通配管あり		・蒸気配管は応力評価を行い、評価結果に基づき、補強対策を検討する。 ・蒸気は、供給停止操作を行うよう対策する。	
	セルル換気系排風機 (272K103)	A422 排気機械室	0.33	0.13	0.13	—	0.13	0.29	—	0.21	0.21	—	OK (防滴仕様)	—	蒸気源あり (境界扉に開口部有り)	蒸気源なし	○	・隣接区域からの蒸気の流入を想定した場合に、機能喪失のおそれがある。	
	セルル換気系排風機 (272K104)												OK (防滴仕様)		蒸気源あり (境界扉に開口部有り)	蒸気源なし		・蒸気配管は応力評価を行い、評価結果に基づき、補強対策を検討する。 ・蒸気は、供給停止操作を行うよう対策する。	
電源設備	高圧受電盤(第6変電所)	W461 電気室	0.06	溢水源なし	0.14	○	溢水源なし	0.04	—	※1	0.08	○	溢水源なし	—	蒸気源なし	蒸気源なし	—	・想定破損による没水により、機能喪失のおそれがある。 ・隣接区域での消火活動による没水により、機能喪失のおそれがある。 ※1: 電気設備の消火には、水を用いない手段により消火活動を行う。	
	低圧配電盤(第6変電所)												溢水源なし		蒸気源なし	蒸気源なし		・配管の応力評価を行い、評価結果に基づき、補強対策を検討する。補強対策による応力低減が図られない場合、堰等の設置を検討する。 ・消火活動時においては、区画境界の扉を開放して消火活動を行う。	
	動力分電盤(HM1)	G355 電気室	0.06	溢水源なし	0.16	○	溢水源なし	0.19	○	※1	0.15	○	溢水源なし	—	蒸気源なし	蒸気源あり (境界扉に開口部無し)	—	・想定破損による没水により、機能喪失のおそれがある。 ・地震起因によるB,Cクラス配管の破損により、機能喪失のおそれがある。 ・隣接区域での消火活動による没水により、機能喪失のおそれがある。 ※1: 電気設備の消火には、水を用いない手段により消火活動を行う。	
	動力分電盤(HM2)												溢水源なし		蒸気源なし	蒸気源なし		・配管の応力評価を行い、評価結果に基づき、補強対策を検討する。補強対策による応力低減が図られない場合、堰等の設置を検討する。 ・消火活動時においては、区画境界の扉を開放して消火活動を行う。	
電気・計装	制御室内設置盤 (プロセスNo.1~5)	G441 制御室	0.08	溢水源なし	0.15	○	溢水源なし	0.3	○	※1	0.07	—	溢水源なし	—	蒸気源なし (境界扉に開口部無し)	蒸気源なし (境界扉に開口部無し)	—	・想定破損による没水により、機能喪失のおそれがある。 ・地震起因によるB,Cクラス配管の破損により、機能喪失のおそれがある。 ※1: 電気設備の消火には、水を用いない手段により消火活動を行う。	
事故対処	緊急電源接続盤	G449 廊下	0.3 (堰の設置)	0.2	0.17	—	0.18	0.17	—	※1	0.08	—	OK (被水防止板)	—	NG 蒸気配管あり	壁貫通配管あり	○	・当該区域での蒸気配管の破損を想定した場合に、機能喪失のおそれがある。 ※1: 電気設備の消火には、水を用いない手段により消火活動を行う。	
																	・蒸気配管(空調、温水の用途)の必要性について整理し、溢水源から除外する。		

HAW施設の溢水影響評価に係る溢水源の整理表

別添-2

安全機能	系統	溢水防護対象機器	設置場所	配管			容器、機器	その他
崩壊熱除去	冷却水系	1次冷却水ポンプ (272P3161)	G341					
		1次冷却水ポンプ (272P3162)						
		1次冷却水ポンプ (272P3261)	G343					
		1次冷却水ポンプ (272P3262)						
	空調系	1次冷却水ポンプ (272P3361)	G345					
		凝縮水(空調)						

崩壊熱除去 冷却水系	1次冷却水ポンプ (272P3362)	G346						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3461)	G347						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3462)	G348						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3561)	G349						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3562)	G350						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3661)	G351						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	
	1次冷却水ポンプ (272P3662)	G352						
			一次冷却水(Cwa)	二次冷却水(Cwa)	純水(Dwa)	サージポット	熱交換器	

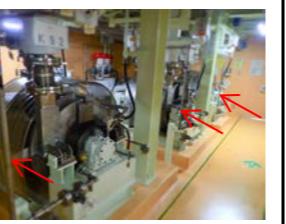
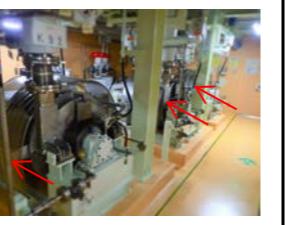
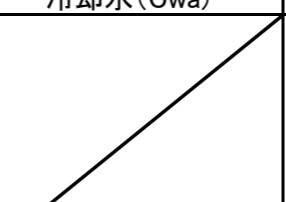
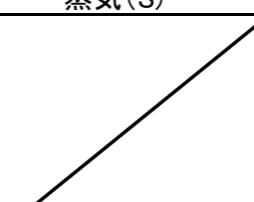
崩壊熱除去 冷却水系		1次冷却水予備ポンプ (272P3061) 	G353	 一次冷却水 (Cwa)			
		1次冷却水予備ポンプ (272P3062) 		 一次冷却水 (Cwa)			
槽類換気系		槽類換気系排風機 (272K463) 	A421	 冷水(空調)	 冷水(ユーティリティ)	 蒸気(S)	
				 純水(Dwa)	 試薬(HNO3, NaOH)		
閉じ込め		槽類換気系排風機 (272K464) 	A421			同上	
セル換気系		セル換気系排風機 (272K103) 	A422	 冷水(空調)			
		セル換気系排風機 (272K104) 				同上	

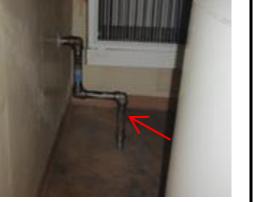
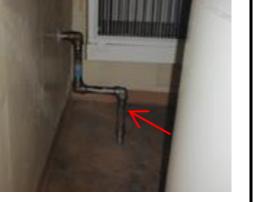
電気設備	電源系	高圧受電盤 (第6変電所)	W461	なし
		低圧配電盤 (第6変電所)	W461	なし
		動力分電盤	G355	なし
	電気・計装	主制御盤	G441	なし
事故対処設備	電源系	緊急電源接続盤	G449	   

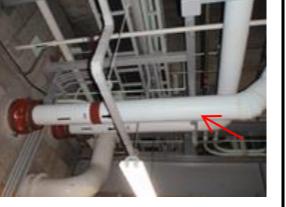
TVFの溢水影響評価に係る溢水源の整理表

別添-3

安全機能	系統	溢水防護対象機器	設置場所	配管				容器、機器	その他
崩壊熱除去	冷却水系	1次冷却水ポンプ (G83P32、P42)	A022						
				冷却水(Cwa)	蒸気(S)	冷水	熱交換器	消火栓	
				純水(Dwa)					
閉じ込め	槽類換気系	槽類換気系排風機 (溶融炉換気系) (G41K50)	A011						
		冷却水(Cwa)		純水(Dwa)					
		槽類換気系排風機 (溶融炉換気系) (G41K51)	A011						
		冷却水(Cwa)		純水(Dwa)					
		槽類換気系排風機 (貯槽換気系) (G41K60)	A011						
		冷却水(Cwa)		純水(Dwa)					
		槽類換気系排風機 (貯槽換気系) (G41K61)	A011						
		冷却水(Cwa)		純水(Dwa)					

槽類換気系	槽類換気系排風機 (工程換気系) (G41K90)	A011				
	槽類換気系排風機 (工程換気系) (G41K91)	A011				
	槽類換気系排風機 (工程換気系) (G41K92)	A011				
閉じ込め 圧力放出系	圧力放出系排風機 (G43K35、K36)	A012				
						
セル換気系	セル換気系排風機 (保管セル系) (G07K50)	A311				
	セル換気系排風機 (保管セル系) (G07K51)	A311				

		セル換気系排風機 (保管セル系) (G07K52)	A311					
		セル換気系排風機 (直接セル系) (G07K54)	A311					
		セル換気系排風機 (直接セル系) (G07K55)	A311					
	閉じ込め セル換気系	セル換気系排風機 (分析セルGB系) (G07K56)	A311					
		セル換気系排風機 (分析セルGB系) (G07K57)	A311					
		セル換気系排風機 (フード系) (G07K58)	A311					
		セル換気系排風機 (フード系) (G07K59)	A311					

電気設備	電源系	1号系高圧受電盤 (第11変電所)		W260	なし
		1号系低圧配電盤 (第11変電所)		W260	なし
		2号系高圧受電盤 (第11変電所)		W261	なし
		2号系低圧配電盤 (第11変電所)		W261	なし
	動力系	動力分電盤 (建家換気系)		A311	
		動力分電盤 (プロセス系)		A018	
					

電気設備	電気・計装	工程監視盤		G240	なし
事故対処設備	電源系	緊急電源接続盤		A221	なし

【資料 2-9】

## 再処理施設の制御室の安全対策について

### 【概要】

- 高放射性廃液貯蔵場(HAW)とガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟について、事故時に運転員がとどまることができるよう講ずる「制御室の基本的考え方」を示す。
- 上記の考え方により、事故等が発生した場合において事故対応が確実に行えるよう必要な対策を提示する。
- 以上の内容を取りまとめた上で、令和2年7月に廃止措置計画の変更申請を予定。また、対策工事に係る変更申請を令和2年10月に予定している。

令和2年7月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

## 再処理施設の廃止措置を進めていく上での制御室の安全対策に係る基本的考え方

廃止措置段階にある核燃料サイクル工学研究所 再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場（HAW）と、これに付随して廃止措置全体の長期間ではないものの分離精製工場等の工程洗浄や系統除染に伴う廃液処理も含めて一定期間使用するガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、その重要性を踏まえて安全対策を最優先で講じる必要がある。

このため、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟については、制御室について想定される事象を踏まえて必要な安全機能を整理し、重要な安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）が損なわれることのないよう以下の方針で対策を講じる（別紙－1）。

### 1. 現状の整理

- ① TVF については、TVF 制御室に工程監視盤等が設置されており、運転員が常駐してパラメータの監視を行っている。HAW については、廃液の貯蔵を行っている施設であり運転員が常駐せずに、適宜、巡回してパラメータの監視を行っており、通常時は、MP 制御室にて常駐する運転員が HAW の警報等の監視を行っている。

### 2. 想定について

- ① 地震、津波、竜巻、外部火災等の外部事象の発生を想定する。外部火災等については、発生する有毒ガスの影響を考慮する。
- ② 重大事故として、高放射性廃液貯蔵場（HAW）及びガラス固化技術開発施設（TVF）における高放射性廃液の蒸発乾固を想定する。蒸発乾固に伴い放出する放射性物質の影響を考慮する。

### 3. 制御室に求める役割について

- ① 上記の想定を踏まえて、制御室に求める役割について以下のとおり、整理した。
- ・ 地震、津波、竜巻、外部火災等の外部事象が発生した場合においても、HAW 及び TVF の安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に係るパラメータを監視できること。
  - ・ 外部火災等により発生する有毒ガスの影響を考慮しても、HAW 及び TVF の安全機能（閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能）に係るパラメータを監視できること。

- ・ HAW 及び TVF に影響を及ぼすおそれのある地震、津波、竜巻、外部火災等の外部の状況を把握できること。
- ・ 重大事故（高放射性廃液の蒸発乾固）が発生した場合においても、事故対処に必要な運転・操作等が行えること。制御室にて温度、液位等のパラメータ監視を行うことを想定している TVF 制御室については、運転員が制御室にとどまれること。また、施設内外と通信連絡を行うための設備が配備されていること。HAW は、事故時に外部から事故対応要員が施設内にアクセスできること。

#### 4. 制御室に係る対策について

- ① HAW のパラメータを巡視し、監視している運転員が常駐している MP 制御室は、竜巻等の自然災害の影響により使用できない可能性がある。このため、TVF 制御室において HAW のパラメータ等を監視できるよう、受信側である TVF 制御室に監視機能の付加及び送信側である HAW の伝送系の改造を行う。
- ② 外部火災等により有毒ガスが発生した場合に、運転員が常駐する TVF 制御室においてパラメータ監視を継続する。このため、TVF 制御室については、外部火災の影響評価において発生する有毒ガスに対して、外気と連絡口を遮断することで運転員を有毒ガスから防護するための設備を設ける（別紙－2）。また、可搬型有毒ガス検知器を配備する。HAW は、事象発生後に有毒ガスの影響がある中で運転員が現場にアクセスできるよう、呼吸用ボンベ付き防護マスク等の防護具を配備する。
- ③ TVF 制御室において、再処理施設に影響を及ぼすおそれのある地震、津波、竜巻、外部火災等の外部の情報を把握するための監視カメラ、電話、パソコン等を配備する。HAW については、巡回して監視を行う運転員が滞在する MP 制御室に外部の情報を把握するための監視カメラ、電話、パソコン等を配備する。
- ④ 重大事故等が発生した場合において、TVF では制御室の工程監視盤にて温度、液位等のパラメータ監視を行う。このため、運転員が制御室にとどまれるよう、制御室の環境（酸素、二酸化炭素）について評価を行った上で、制御室の居住性を確保するための設備として可搬型の換気設備、フィルタ（HEPA）、可搬型照明、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型有毒ガス検知器を配備する。  
HAW は運転員が常駐しておらず、事故時には外部から事故対応要員が駆けつけることから、事故対応要員が施設内にアクセスできるように呼吸用ボンベ付き防護マスク等の防護具を施設外に配備する。

- ⑤ 重大事故等が発生した場合において、運転員が施設内外と連絡をとるための可搬型の通信連絡設備（衛星電話、簡易無線機、トランシーバ）を TVF 及び HAW を巡視する運転員が滞在する MP 制御室に配備する。
- ⑥ 重大事故が発生した場合において、運転員がとどまる TVF 制御室については、TVF 制御室への汚染の持ち込みを防止するため、通路上に作業の着替え、防護具の装着及び脱装、身体汚染検査並びに必要な除染作業ができる区画、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設定する。  
HAW は、事故時には外部から事故対応要員が駆けつけることから、汚染の持ち込みを防止するための設備は配備しない。

上記以外の施設については、今後とも安全かつ継続して施設を運用し計画的に廃止措置を進めることができるよう、それぞれのリスクに応じた対策を講じることとする。

要求事項	HAW	TVF
①パラメータ監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時はMP制御室に常駐する運転員が巡視して行う。</li> <li>・竜巻等の自然災害の影響により、MP制御室が使用できない場合を想定し、TVF制御室でパラメータを監視できるよう、HAWの伝送系の改造を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室の運転員が行う。</li> <li>・HAWのパラメータをTVF制御室で監視できるように、工程制御装置の改造を行う。</li> </ul>
②有毒ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員が常駐していないことから、換気設備は設けないが、MP又は外部から運転員が現場にアクセスできるよう、呼吸用ポンベ付き防護マスク等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気を遮断しTVF制御室を隔離して、循環換気を行うための設備を配備する。</li> <li>・可搬型有毒ガス検知器を配備する。</li> </ul>
③外部の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視する運転員が滞在する他施設に監視カメラ、電話等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室に、監視カメラ、電話、パソコン等を配備する。</li> </ul>
④事故時の居住性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時に、事故対応要員が現場に駆け付けるように呼吸用ポンベ付き防護マスク等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故時に制御室にとどまるための可搬型の換気設備(可搬型プロワ、フィルタ(HEPA)、可搬型照明、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計、可搬型有毒ガス検知器を配備する。</li> </ul>
⑤通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視する運転員が滞在する他施設に可搬型の通信連絡設備(衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室に、可搬型の通信連絡設備(衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)を配備する。</li> </ul>
⑥汚染の持ち込みを防止するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時には、事故対応要員が現場に駆け付けて対応を行うことから対策は行う必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室への通路上にエンジンエリアを設定する。</li> </ul>

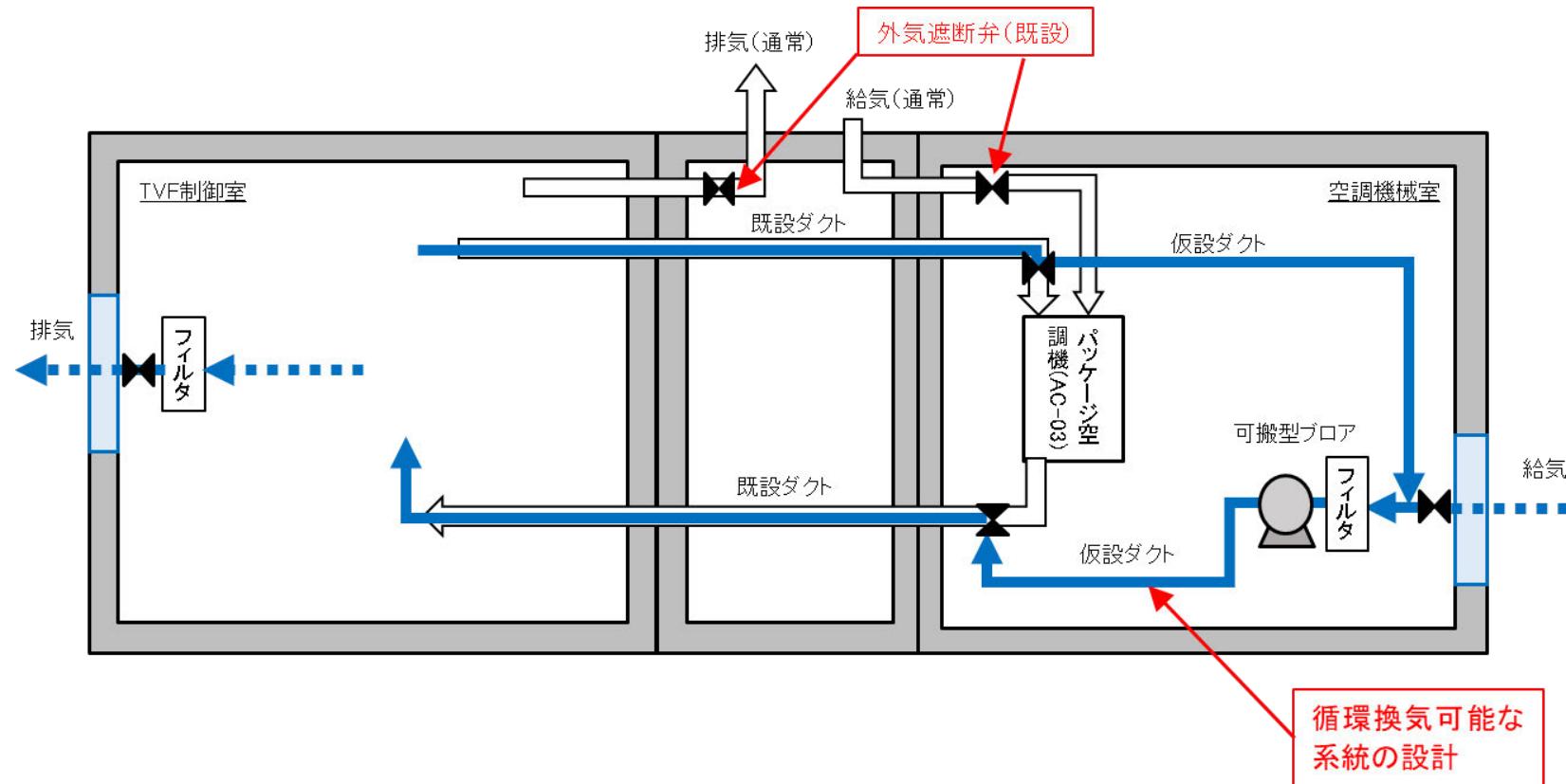
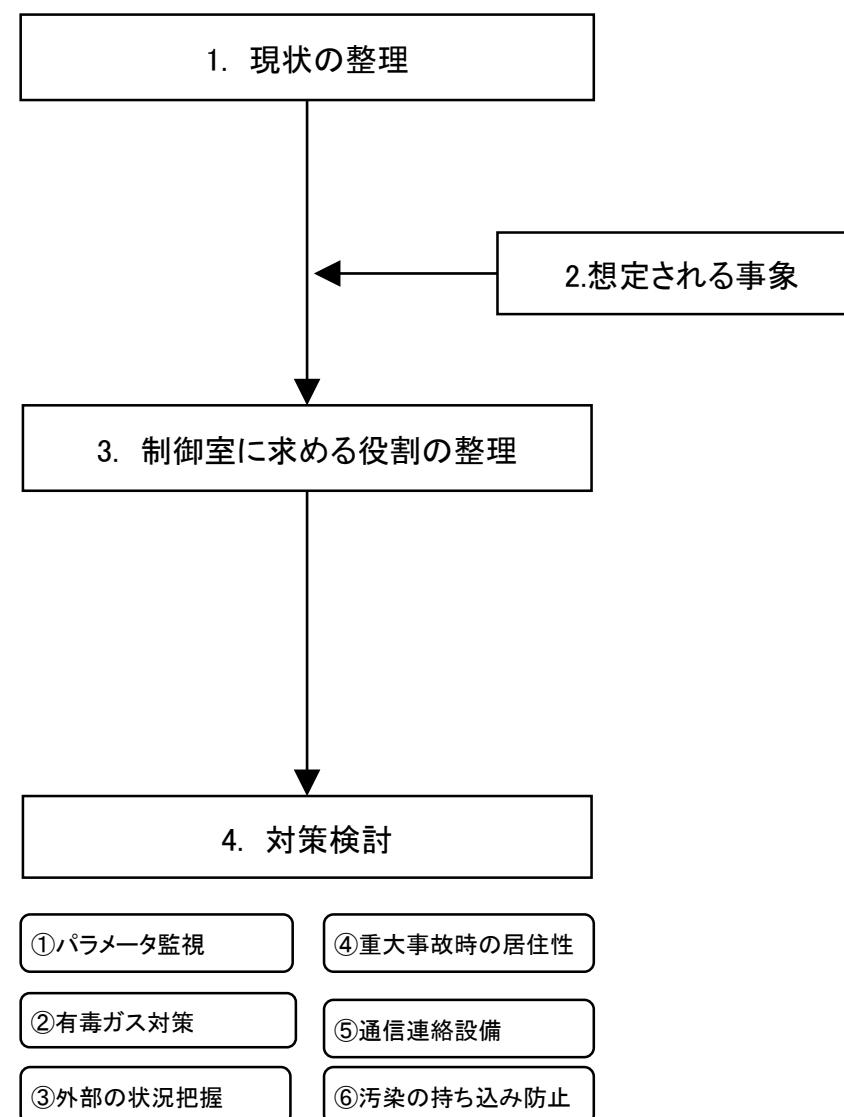


図 TVF 制御室の居住性に係る対策のイメージ

## 制御室に対するHAW/TVF実施対策と規則の比較

		再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則	TVFの対策		HAWの対策		MPの対策	
			現状	実施対策	現状	実施対策	現状	実施対策
1	制御室の設置	第二十四条	再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。	TVFには制御室が設置され、運転員による運転操作、運転状況の監視が行われている。	—	HAWには制御室が設置され、運転員による運転操作、運転状況の監視が行われている。	—	・MPIには制御室が設置され、運転員による運転操作、運転状況の監視が行われている。 ・壁厚が薄く、制御室が広いため防護対象範囲が大きいため、竜巻防護対策がとりがたい。 ・地震、津波に対してMP建家はもつ見通しである。
2	監視設備の設置		2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集め、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されなければならない。	TVFの制御室には工程監視盤等が設置され、運転員が運転状況を把握しながら運転操作を行っている。	—	HAWの制御室には主制御盤等が設置され、運転員が運転状況を把握しながら運転操作を行っている。	—	MPの制御室には工程制御盤等が設置され、運転員が運転状況を把握しながら運転操作を行っている。
3	外部状況の把握		3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。	・外部の状況を把握するため、監視カメラを設置している。 ・電話、パソコン、ラジオ等により公的機関から気象情報を入手する設備を配備している。	—	・MP制御室にて外部の状況を把握するための監視カメラを設置している。 ・MP制御室にて電話、パソコン、ラジオ等により公的機関から気象情報を入手する設備を配備している。 (MP制御室が竜巻等の自然現象で使用できない場合は、外部の状況を把握できない)	MP制御室が竜巻等の自然現象で使用できない場合は、TVF制御室に配備した外部状況を把握するための設備を使用する。	・外部の状況を把握するための監視カメラを設置している。 ・電話、パソコン、ラジオ等により公的機関から気象情報を入手する設備としている。 (竜巻等の自然現象で使用できない場合は、外部の状況を把握できない)
4	パラメータの監視		4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。	TVF運転員により、運転パラメータを常時監視し、手動操作可能な設備により安全性確保のための操作が行えるようになっている。	・HAWのパラメータを監視できるよう、TVFの工程制御装置を改造する。 ・上記改造により、TVF運転員がHAW施設のパラメータも監視する。	・他施設運転員が定期的にHAW制御室を巡回し、主制御盤にて確認している。 (MP制御室が竜巻等の自然現象で使用できない場合は、監視ができない)	MP制御室が竜巻等の自然現象で使用できない場合は、TVF制御室でパラメータを監視できるようにする。	MP運転員により、運転パラメータを常時監視し、手動操作可能な設備により安全性確保のための操作が行えるようになっている。 (竜巻等の自然現象で使用できない場合は、監視ができない)
5	居住性		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備が設けられていなければならない。 一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において自動的に警報するための装置 二 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の従事者を適切に防護するための設備	・制御室を隔離するための設備(ダンパ)を設置している。 ・移動式電源車からの給電で、制御室の循環換気を行うことができる(SA対策にて実施済)。	・可搬型有毒ガス検知器を配備する。	・気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し、外気を遮断して運転員を有毒ガスから防護することができない。	・事故時には外部から事故対応要員が駆けつけることから、有毒ガスの影響がある中で、運転員が施設内にアクセスするための呼吸用ポンベ付き防護マスク等の防護具を配備する。	・外気をフィルターを通して外気を給気でき、緊急時においても空気を浄化、循環させることができる。 ・出入口扉の気密性を向上させ、出入口を限定し、エアロックを設け、汚染を持ち込まない措置を講じている。
6	重大事故対応	第四十七条	第二十四条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。	・移動式電源車からの給電で循環換気設備を稼働させ、必要に応じて可搬型の換気設備(可搬型プロワ、フィルタ(HEPA))にて外気取込みできるようにしている(SA対策にて実施済)。	・移動式電源車からの給電が不可の場合、制御室の居住性を確保するための設備として、可搬型の換気設備(可搬型プロワ、フィルタ(HEPA))、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計等を配備する。	・移動式電源車からの給電が不可の場合に、重大事故(蒸発乾固)で放出された放射性物質に対し、運転員を防護することができない。	・MPまたは外部から事故対応要員がアクセスするための呼吸用ポンベ付き防護マスク等の防護具を配備する。	・移動式電源車からの給電が不可の場合に、重大事故(蒸発乾固)で放出された放射性物質に対し、運転員を防護することができない。

## 制御室の安全対策の全体の流れ



### 1. 現状の整理

高放射性廃液貯蔵場(HAW)	ガラス固化技術開発施設(TVF)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・HAW制御室に主制御盤が設置されている。</li> <li>・HAWについては、廃液の貯蔵を行っている施設であり運転員が常駐せずに、適宜、巡視してパラメータの監視を行っている。通常時は、MP制御室にて常駐する運転員がHAWの警報等の監視を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室に工程監視盤等が設置されている。</li> <li>・運転員が常駐してパラメータの監視を行っている。</li> </ul>

### 2. 想定される事象 に対して 3. 制御室に求める役割

想定する事象	制御室に求める役割
地震、津波、竜巻等	地震、津波、竜巻、外部火災等の外部事象が発生した場合においても、HAW及びTVFの安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)に係るパラメータを監視できること。 HAW及びTVFに影響を及ぼすおそれのある地震、津波、竜巻、外部火災等の外部の状況を把握できること。
外部火災等による有毒ガス発生	外部火災等により発生する有毒ガスの影響を考慮しても、HAW及びTVFの安全機能(閉じ込め機能及び崩壊熱除去機能)に係るパラメータを監視できること。
重大事故(蒸発乾固)	重大事故(高放射性廃液の蒸発乾固)が発生した場合においても、事故対処に必要な運転・操作等が行えること。制御室にて温度、液位等のパラメータ監視を行うことを想定しているTVF制御室については、運転員が制御室にとどまること。また、施設内外と通信連絡を行うための設備が配備されていること。

### 4. 対策検討

要求事項	HAW	TVF
①パラメータ監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時はMP制御室に常駐する運転員が巡視して行う。</li> <li>・竜巻等の自然災害の影響により、MP制御室が使用できない場合を想定し、TVF制御室でパラメータを監視できるよう、HAWの伝送系の改造を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室の運転員が行う。</li> <li>・HAWのパラメータをTVF制御室で監視できるように、工程制御装置の改造を行う。</li> </ul>
②有毒ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転員が常駐していないことから、換気設備は設けないが、MP又は外部から運転員が現場にアクセスできるよう、呼吸用ポンベ付き防護マスク等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外気を遮断しTVF制御室を隔離して、循環換気を行うための設備を配備する。</li> <li>・可搬型有毒ガス検知器を配備する。</li> </ul>
③外部の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視する運転員が滞在する他施設に監視カメラ、電話等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室に、監視カメラ、電話、パソコン等を配備する。</li> </ul>
④重大事故時の居住性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時に、事故対応要員が現場に駆け付けるよう呼吸用ポンベ付き防護マスク等を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故時に制御室にとどまるための可搬型の換気設備(可搬型プロワ、フィルタ(HEPA、チャコール)、可搬型照明、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計)を配備する。</li> </ul>
⑤通信連絡設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視する運転員が滞在する他施設に可搬型の通信連絡設備(衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)を配備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室に、可搬型の通信連絡設備(衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)を配備する。</li> </ul>
⑥汚染の持ち込みを防止するための設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時には、事故対応要員が現場に駆け付けて対応を行うことから対策は行う必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TVF制御室への通路上にチェンジングエリアを設定する。 <small>83</small></li> </ul>

## 6/30 面談コメント一覧 (第二付属排気筒 排気ダクト接続架台)

No.	コメント	コメント月日	回答
1	排気筒とダクト接続架台の支持部を解析上どのように扱っているのか（拘束点の自由度の設定等）、実物はどのような構造なのかわかるような記載を追加すること。	6/30	・拘束条件について、図を追加した。 【添付資料 6-1-2-5-4】 p. 6-1-2-5-4-1
2	鋼管支承の図ではイメージがわからない。補強前の図と補強後の図を載せて比較するなどしてほしい。	6/30	・補強前後の比較図を追加した。 【別冊 1-15】 別図-3-6
3	工事計画の別図の注記として「本図の通りに施工できない場合、据付状態を変更することがある」とあるが、記載を見直すこと。	6/30	・工事計画の別図の注記を見直した。 【別冊 1-15】 別図-2-2
4	補強の方法についてどのように検討してきたのか、補強の経緯や方針をまとめた資料を1~2枚程度で作ってほしい。	6/30	・補強の経緯・方針について資料作成した。 【参考資料】参照

第二付属排気筒排気ダクト接続架台の  
地震応答計算書

## 1. 概要

第二付属排気筒排気ダクト接続架台は、別冊 1-15 再処理施設に関する設計及び工事の計画 第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事により、地震時における耐震性向上のため、梁及びプレースの補強、プレースの新設及び支障部の補強を行うことを計画している。

本資料は、廃止措置計画用設計地震動に対して、耐震補強工事後の第二付属排気筒排気ダクト接続架台（以下「排気ダクト接続架台」という。）が耐震余裕を有することを説明するものである。

廃止措置計画用設計地震動は、令和 2 年 2 月 10 日付け原規規発第 2002103 号をもって認可された「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書」において策定した敷地の解放基盤表面における水平成分及び鉛直成分の地震動とする。策定した廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトルを図 1-1 から図 1-3 に、時刻歴波形を図 1-4 から図 1-6 に示す。解放基盤表面は、S 波速度が 0.7 km/s 以上である T.P.※-303 m とする。

※T. P. : 東京湾平均海面

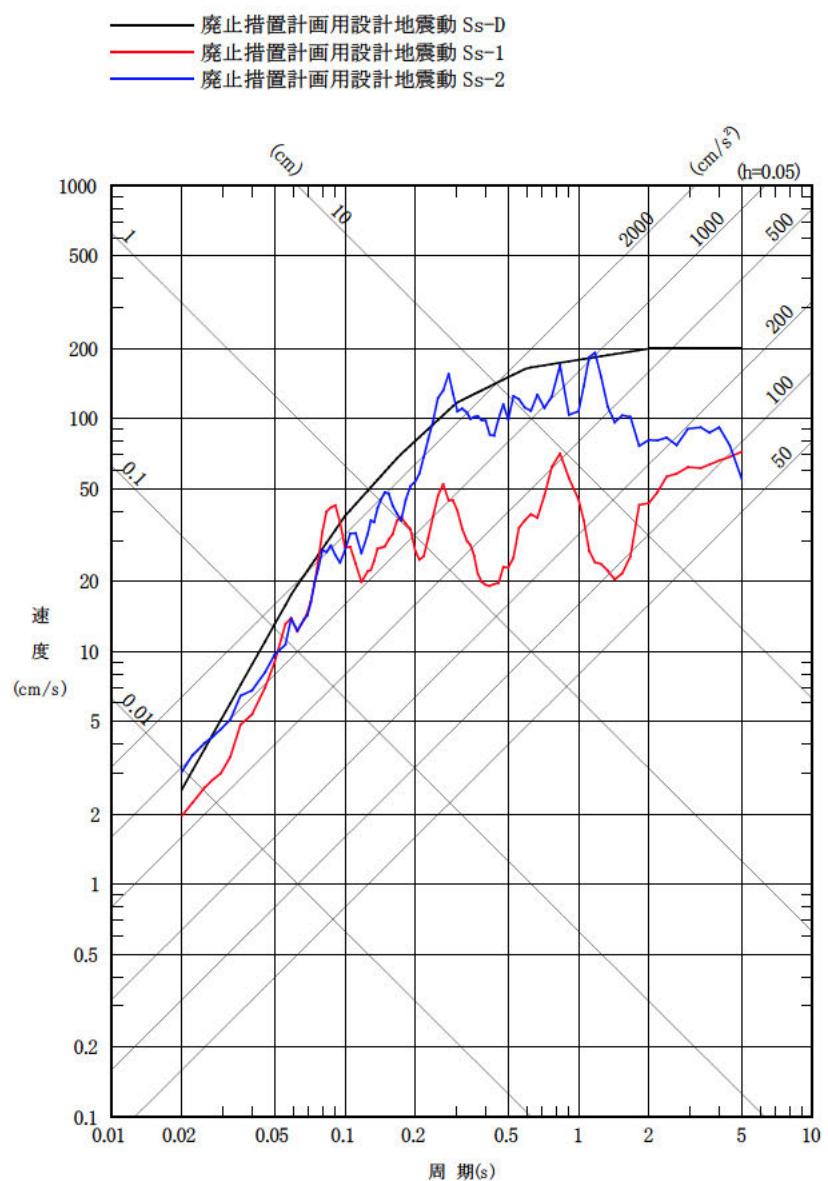


図 1-1 廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトル(NS 成分)

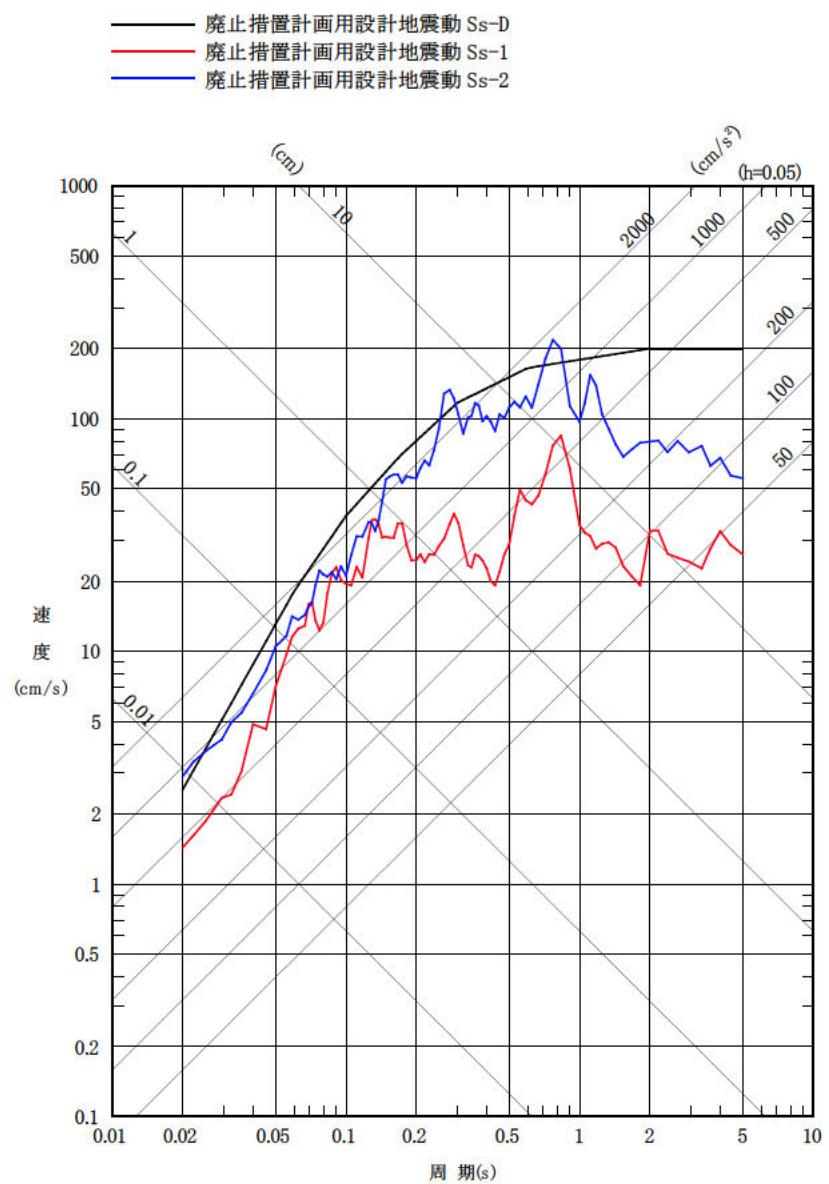


図 1-2 廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトル(EW 成分)

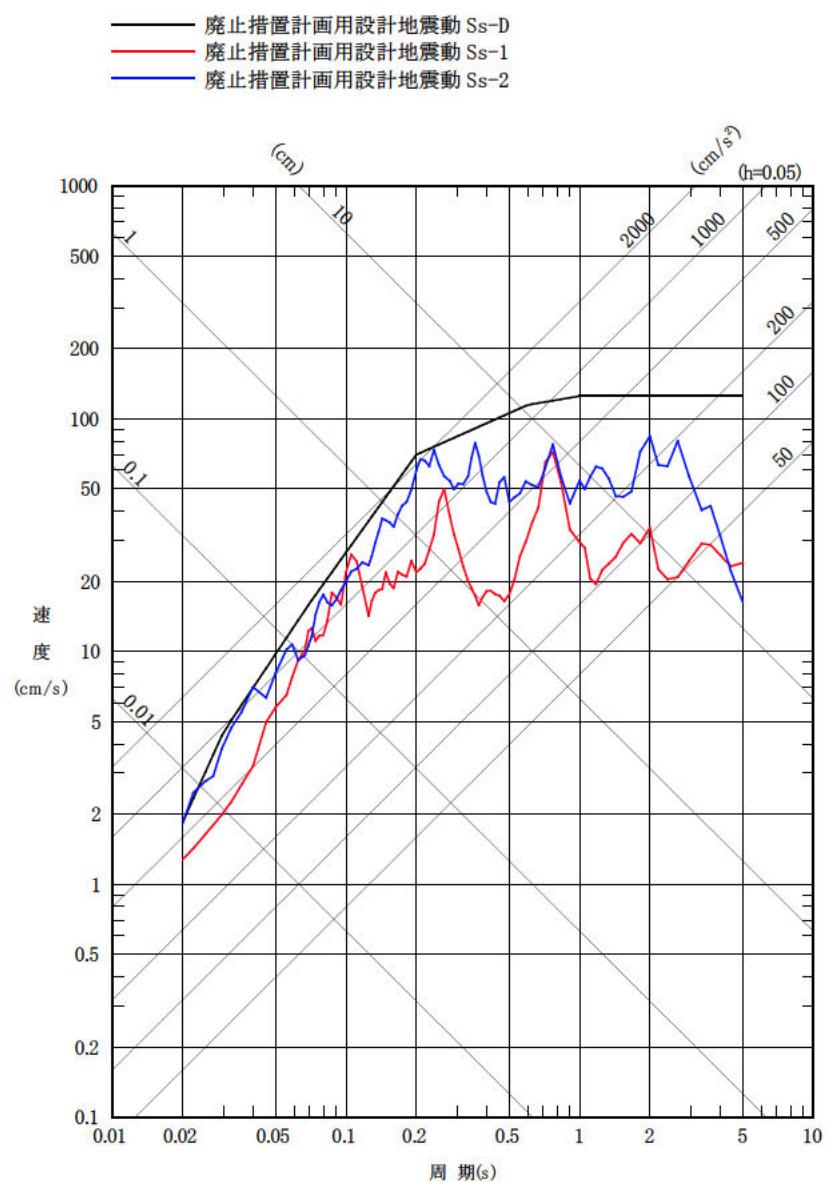


図 1-3 廃止措置計画用設計地震動の応答スペクトル(UD 成分)

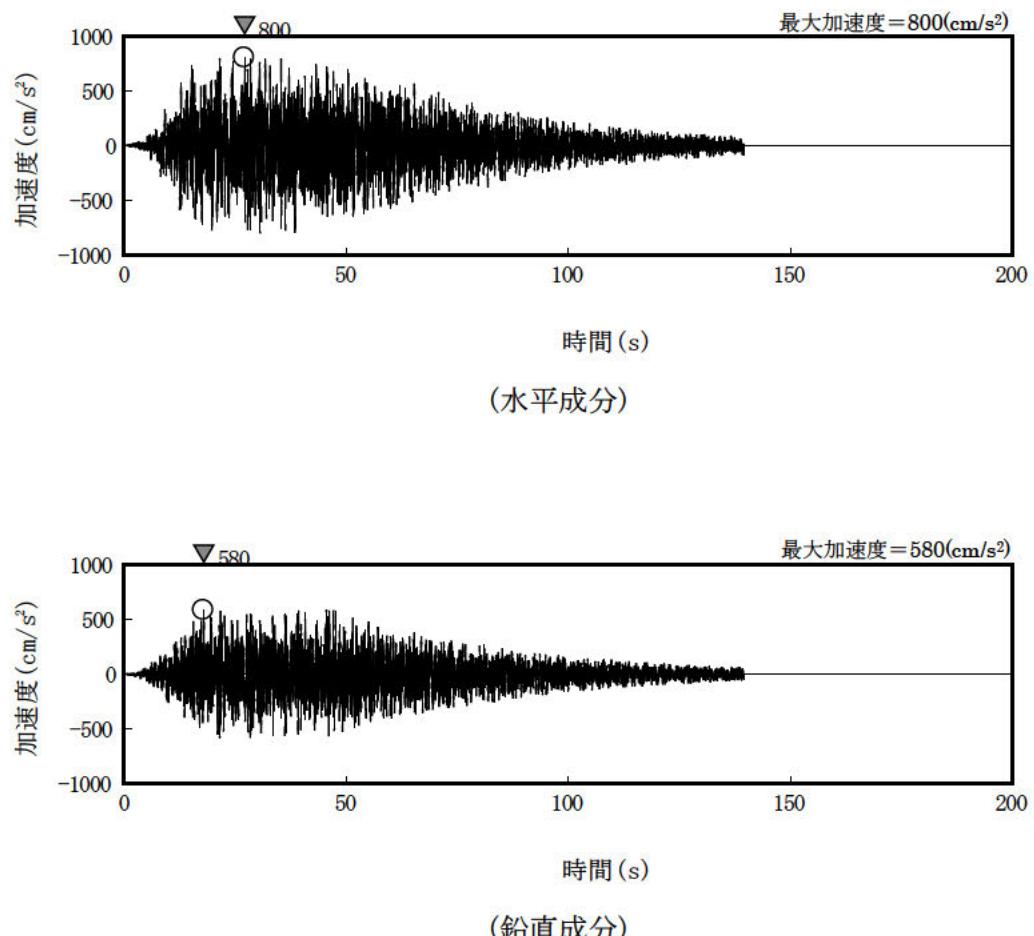


図 1-4 廃止措置計画用設計地震動 (Ss-D) の時刻歴波形

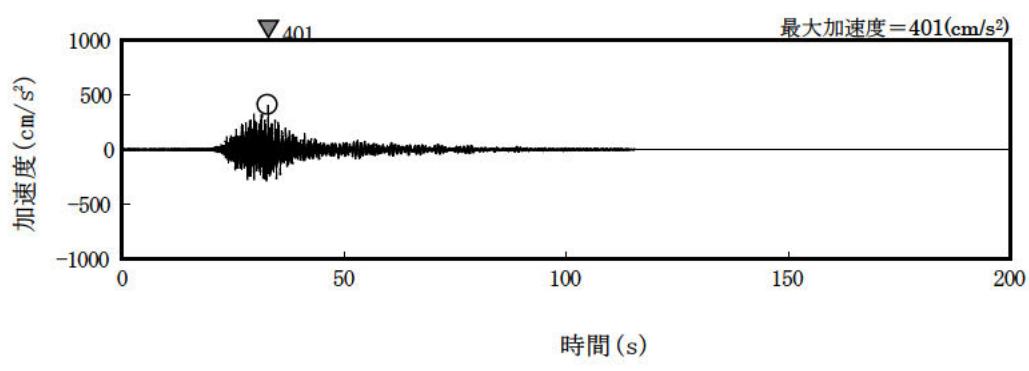
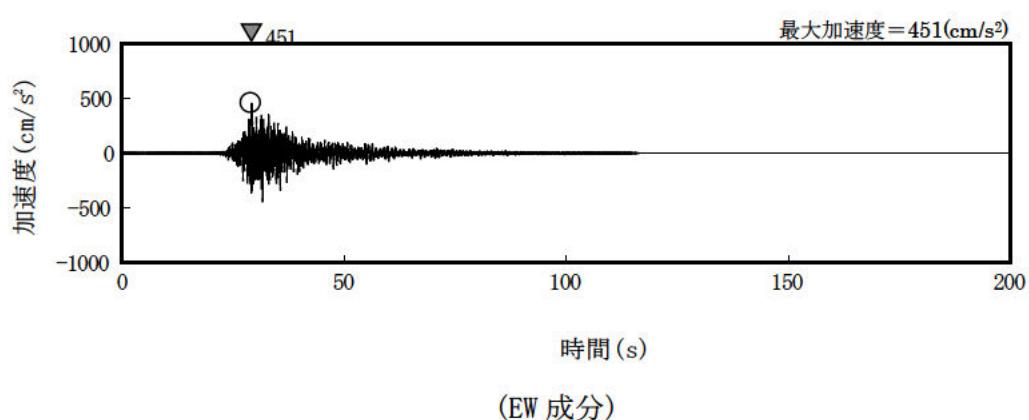
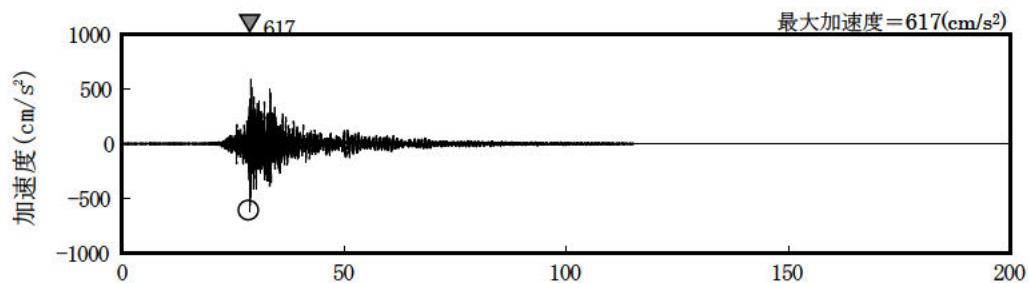


図 1-5 廃止措置計画用設計地震動 (Ss-1) の時刻歴波形

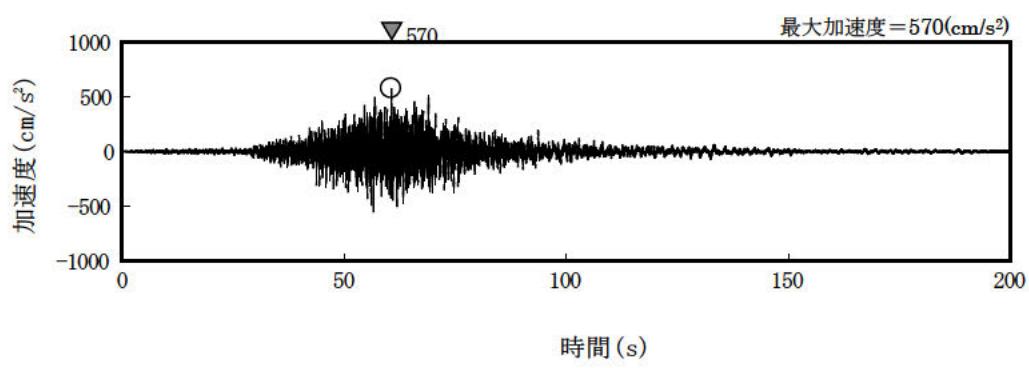
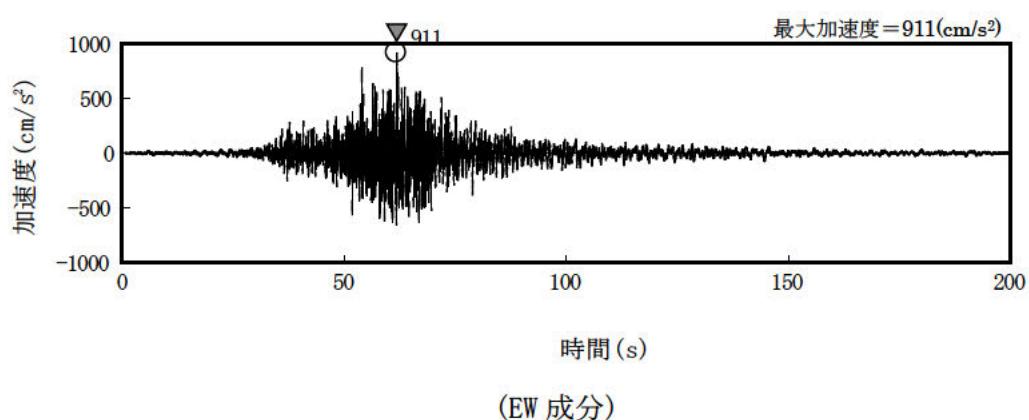
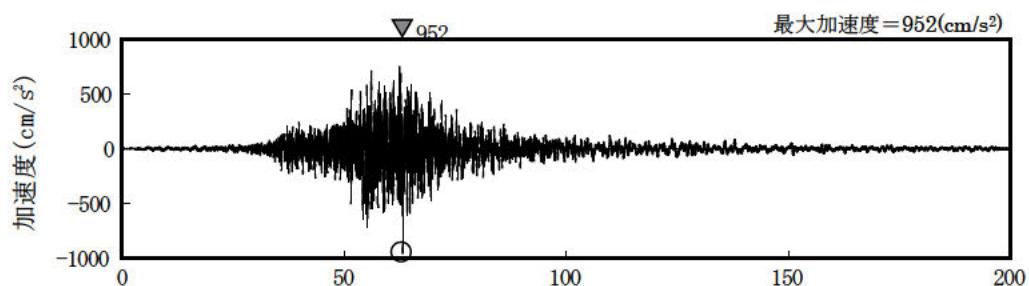


図 1-6 廃止措置計画用設計地震動 (Ss-2) の時刻歴波形

## 2. 一般事項

### 2.1 位置

排気ダクト接続架台の位置を図 2-1 に示す。プラントノースと磁北方向の角度差は、 $35.7^{\circ}$  である。



図 2-1 排気ダクト接続架台の位置

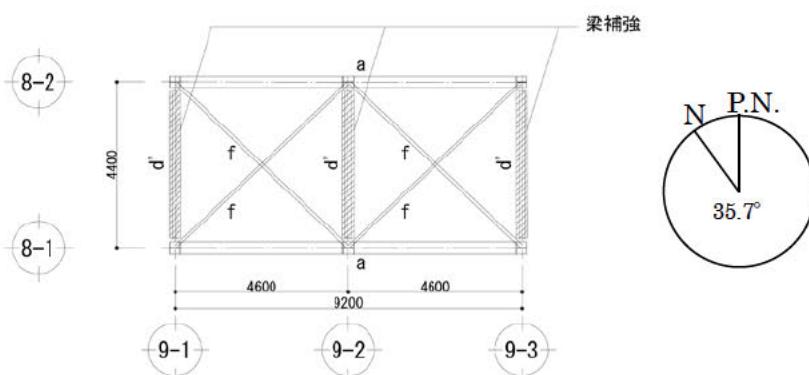
## 2.2 構造概要

排気ダクト接続架台は、平面形状が 6.4 m(NS), 16.5 m(EW)の長方形を成しており、地上高さ約 30 m, 架台高さ 4.4 m の鉄骨造である。排気ダクト接続架台は、ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟と第二付属排気筒を接続する架台である。

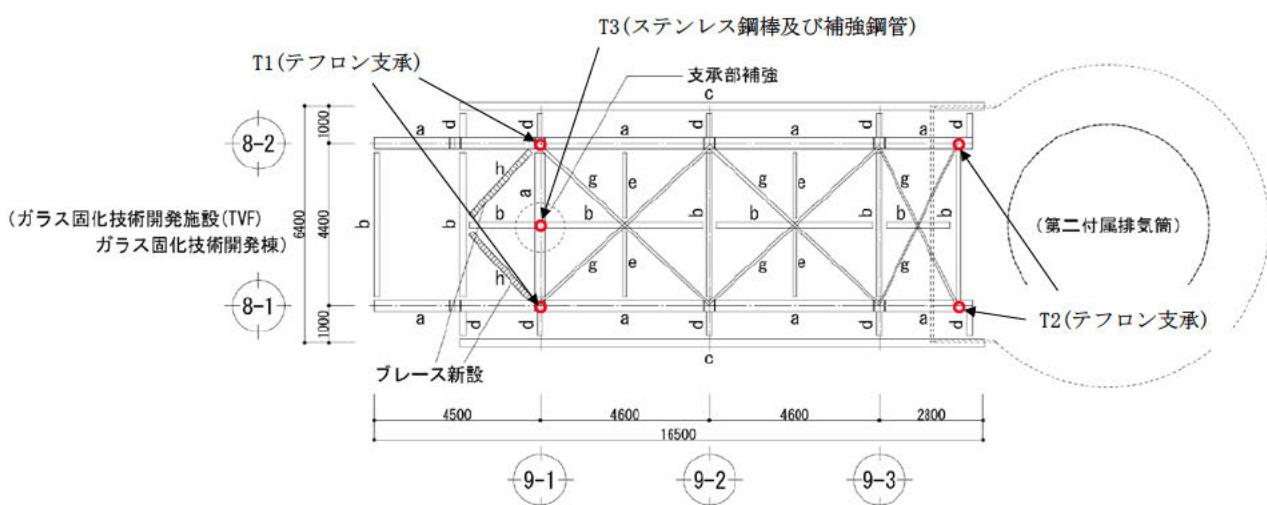
ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟と排気ダクト接続架台の接続部は、テフロン支承(T1)及びステンレス鋼棒と補強鋼管(T3)により接続している。

第二付属排気筒と排気ダクト接続架台の接続部は、テフロン支承(T2)により接続している。

代表的な平面図及び軸組図を図 2-2 及び図 2-3 に、部材リストを表 2-1 に示す。テフロン支承(T1, T2)及びステンレス鋼棒と補強鋼管(T3)の NS 方向, EW 方向及び UD 方向の変位拘束条件を図 2-4 に、テフロン支承(T1, T2)の詳細図を図 2-5 に示す。



(a) 平面図(上面)



(b) 平面図(下面)

図 2-2 排気ダクト接続架台の平面図

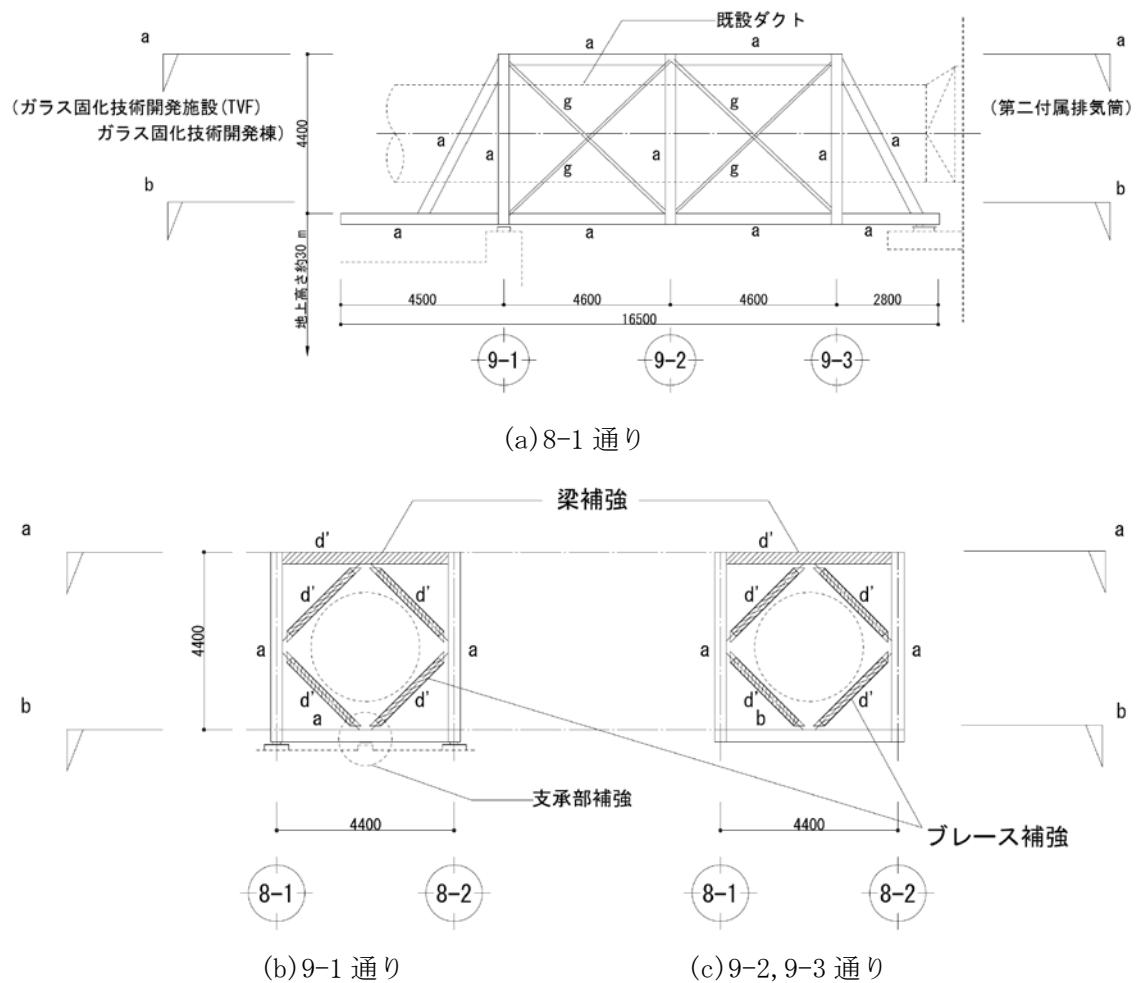


図 2-3 排気ダクト接続架台の軸組図

表 2-1 排気ダクト接続架台の断面リスト

符 号	断 面	備 考
a	H-300×300×10×15	
b	H-300×150×6.5×9	
c	H-200×200×8×12	
d	H-194×150×6×9	
d'	H-194×150×6×9 + 補強PL-9(両面)	補強部材
e	L-75×75×6	
f	2L-75×75×6	
g	2L-90×90×7	
h	H-150×150×7×10 (新設)	補強部材

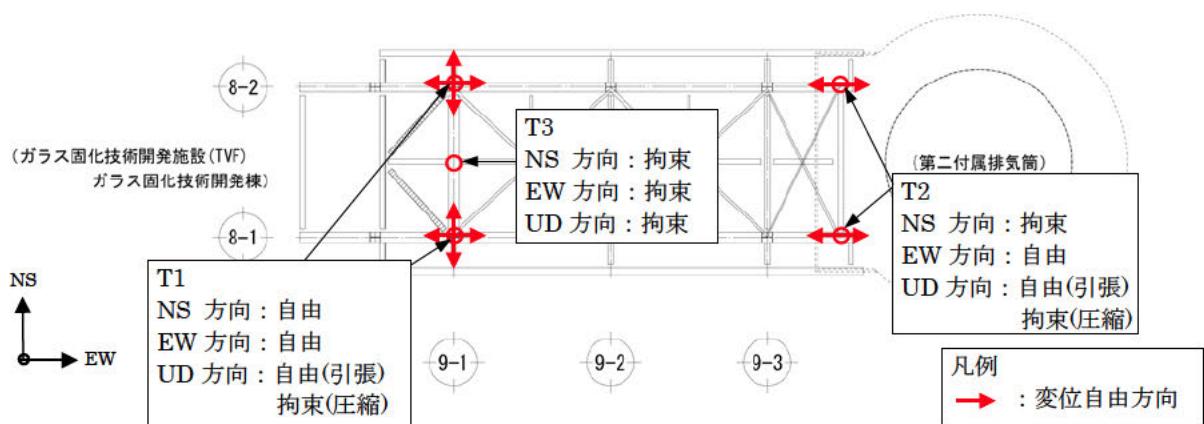
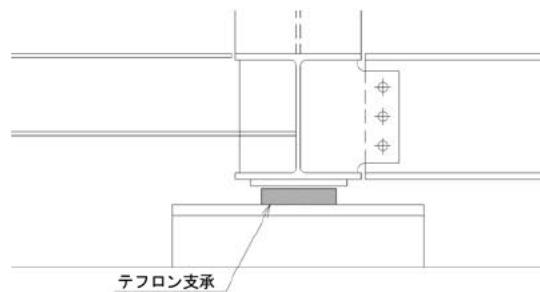
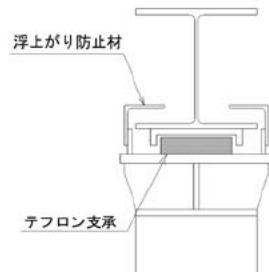


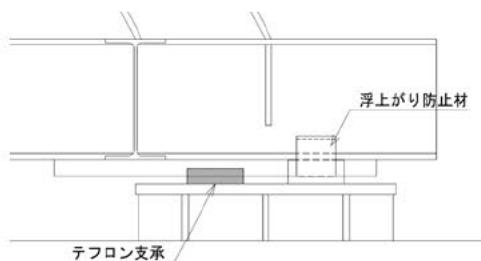
図 2-4 T1, T2 及び T3 の変位拘束条件



(a) T1 断面図 (NS・EW 共通)



(b) T2 断面図 (NS)



(C) T2 断面図 (EW)

図 2-5 テフロン支承(T1, T2)の詳細図

## 2.3 評価方針

排気ダクト接続架台の上位クラス施設に対する波及影響評価は、廃止措置計画用設計地震動による地震応答解析の結果に基づき実施する。

地震応答解析は、排気ダクト接続架台の形状、構造特性等を考慮した三次元フレームモデルにより行い、算出した応力及び変位が評価基準値を超えないことを確認する。

排気ダクト接続架台の評価フローを図 2-6 に示す。

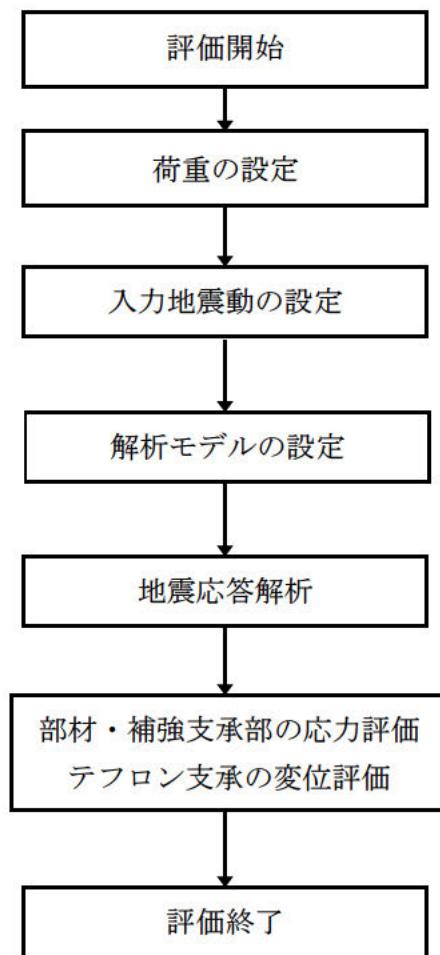


図 2-6 排気ダクト接続架台の評価フロー

## 2.4 準拠規格・基準

排気ダクト接続架台の地震応答解析において、準拠する規格・基準等を以下に示す。

- ・ 建築基準法・同施行令
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601 (日本電気協会)
- ・ 原子力発電所耐震設計技術規程 JEAC4601 (日本電気協会)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- ・ 鋼構造設計規準 -許容応力度設計法- (日本建築学会)
- ・ 鋼構造塑性設計指針 (日本建築学会)
- ・ 鋼構造接合部設計指針 (日本建築学会)
- ・ あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針 (国土交通省)
- ・ 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書  
(建築行政情報センター・日本建築防災協会)
- ・ 2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説  
(日本建築防災協会)

## 2.5 使用材料

### 2.5.1 使用材料

地震応答解析に用いる既設の使用材料は、既往の設計及び工事の方法の認可「再処理施設に関する設計及び工事の方法（ガラス固化技術開発施設）」において定めている材料を用いる。

鋼材の材料定数を表 2-2 に、ステンレスの材料定数を表 2-3 に示す。

表 2-2 鋼材の材料定数

対象	種類	基準強度 F (N/mm <sup>2</sup> )	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )
既設鉄骨	SS41	235	$2.05 \times 10^5$
補強部材	SS400, SN400B, STK400	235	$2.05 \times 10^5$
補強部材 (高力ボルト)	F8T	640	$2.05 \times 10^5$
補強部材 (鉄筋)	SD345	345	$2.05 \times 10^5$

表 2-3 ステンレスの材料定数（既設）

対象	種類	基準強度 F (N/mm <sup>2</sup> )	ヤング係数 E (N/mm <sup>2</sup> )
ステンレス鋼棒	SUS304	205	$1.93 \times 10^5$

## 2.5.2 許容応力度及び材料強度

### ①鉄筋

鉄筋の許容応力度及び材料強度を表 2-4 に示す。

表 2-4 鉄筋の許容応力度及び材料強度（新設）

	SD345	
	引張 圧縮	せん断
長期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	215	195
短期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	345	345
材料強度 (N/mm <sup>2</sup> )	345	345

### ②鋼材

鋼材の許容応力度及び材料強度を表 2-5、表 2-6 に示す。

終局耐力での評価のため、材料強度は 1.1 倍とする。

表 2-5 鋼材の許容応力度及び材料強度（新設）

	SS400, SN400B, STK400, F8T	
	引張 曲げ <sup>*</sup> 圧縮 <sup>*</sup>	せん断
長期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	F/1.5	F/(1.5 $\sqrt{3}$ )
短期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	F	F/ $\sqrt{3}$
材料強度 (N/mm <sup>2</sup> )	F	F/ $\sqrt{3}$

<sup>\*</sup> 圧縮及び曲げの許容応力度及び材料強度は上限値であり、座屈長さ等を勘案して設定する。

表 2-6 鋼材の許容応力度及び材料強度（既設）

	SS41	
	引張 曲げ <sup>*</sup>	せん断
長期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	F/1.5	F/(1.5√3)
短期許容応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	F	F/√3
材料強度 (N/mm <sup>2</sup> )	F	F/√3

※ 圧縮及び曲げの許容応力度及び材料強度は上限値であり、座屈長さ等を勘案して設定する。

## 2.6 固定荷重・積載荷重

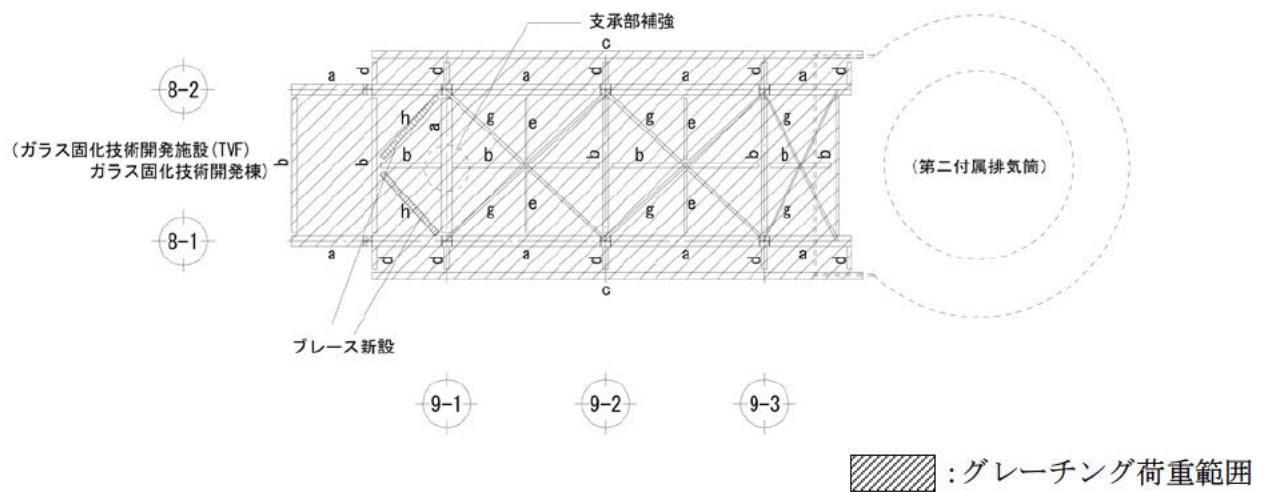
固定荷重・積載荷重を表 2-7 に、荷重入力位置を図 2-7 に示す。

図 2-7 は、グレーチングの設置による重量を考慮する範囲と、ダクト及びフレキシブル管を支持している 9-1 通り、9-2 通り、9-3 通りの重量を考慮する位置を示している。

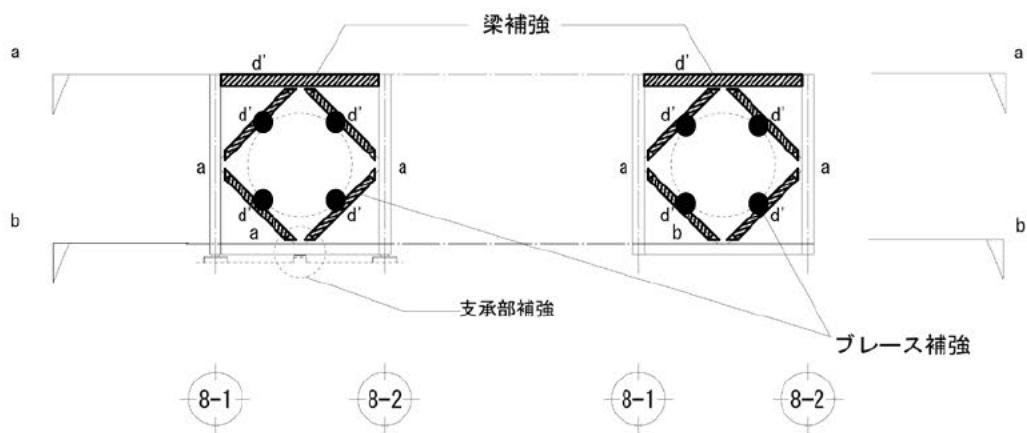
表 2-7 固定荷重・積載荷重

項目	重量		
鉄骨	77.0 kN/m <sup>3</sup>		
グレーチング	600 N/m <sup>2</sup>		
9-1 通り	ダクト (φ 2,700, t=4 mm)	13.208 kN	40.535 kN (10.134 kN)
	ダクト (φ 2,000, t=4 mm)	12.617 kN	
	フレキシブル管 (φ 2,000)	14.710 kN	
9-2 通り	ダクト (φ 2,700, t=4 mm)	13.353 kN	13.353 kN (3.338 kN)
9-3 通り	ダクト (φ 2,700, t=4 mm)	11.321 kN	21.127 kN (5.282 kN)
	フレキシブル管 (φ 2,700)	9.807 kN	

注：( ) は、1ヶ所当たりの重量（計 4ヶ所）



(a) 平面図



(b) 9-1 通り断面図

(c) 9-2, 9-3 通り断面図

● : ダクト, フレキシブル管の荷重入力位置

図 2-7 荷重入力位置

### 3. 入力地震動

#### 3.1 水平方向の入力地震動

水平方向の入力地震動は、「添付資料 6-1-2-5-3 第二付属排気筒の地震応答計算書」及び「添付資料 6-1-2-5-1 ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟 建家の地震応答計算書」の地震応答解析結果を用い、排気ダクト接続架台の解析を行う。

廃止措置計画用設計地震動 Ss-D, Ss-1 及び Ss-2 について、第二付属排気筒(質点 14)及びガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟(質点 2)の該当する質点位置の加速度応答波形を、変位応答波形に変換して排気ダクト接続架台の各々の支点に入力する。入力地震動算定の概要を図 3-1 に示す。

廃止措置計画用設計地震動 Ss-D, Ss-1 及び Ss-2 の第二付属排気筒及びガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟における、加速度時刻歴波形を図 3-2 から図 3-5 に、変位時刻歴波形を図 3-6 から図 3-9 に示す。

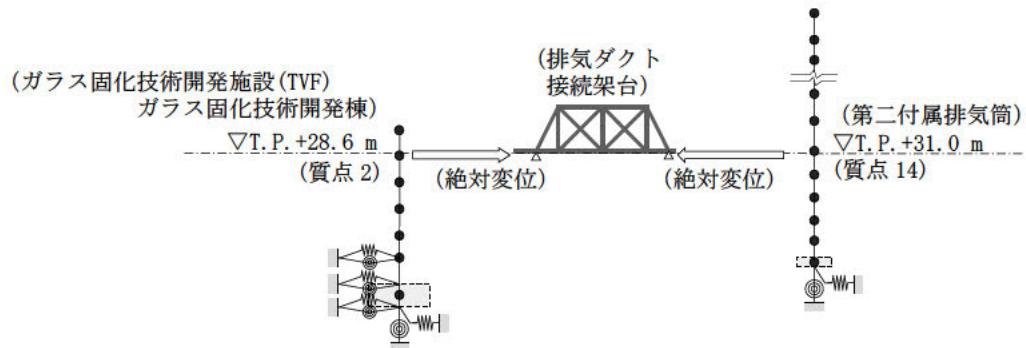


図 3-1 入力地震動算定の概要 (水平方向)

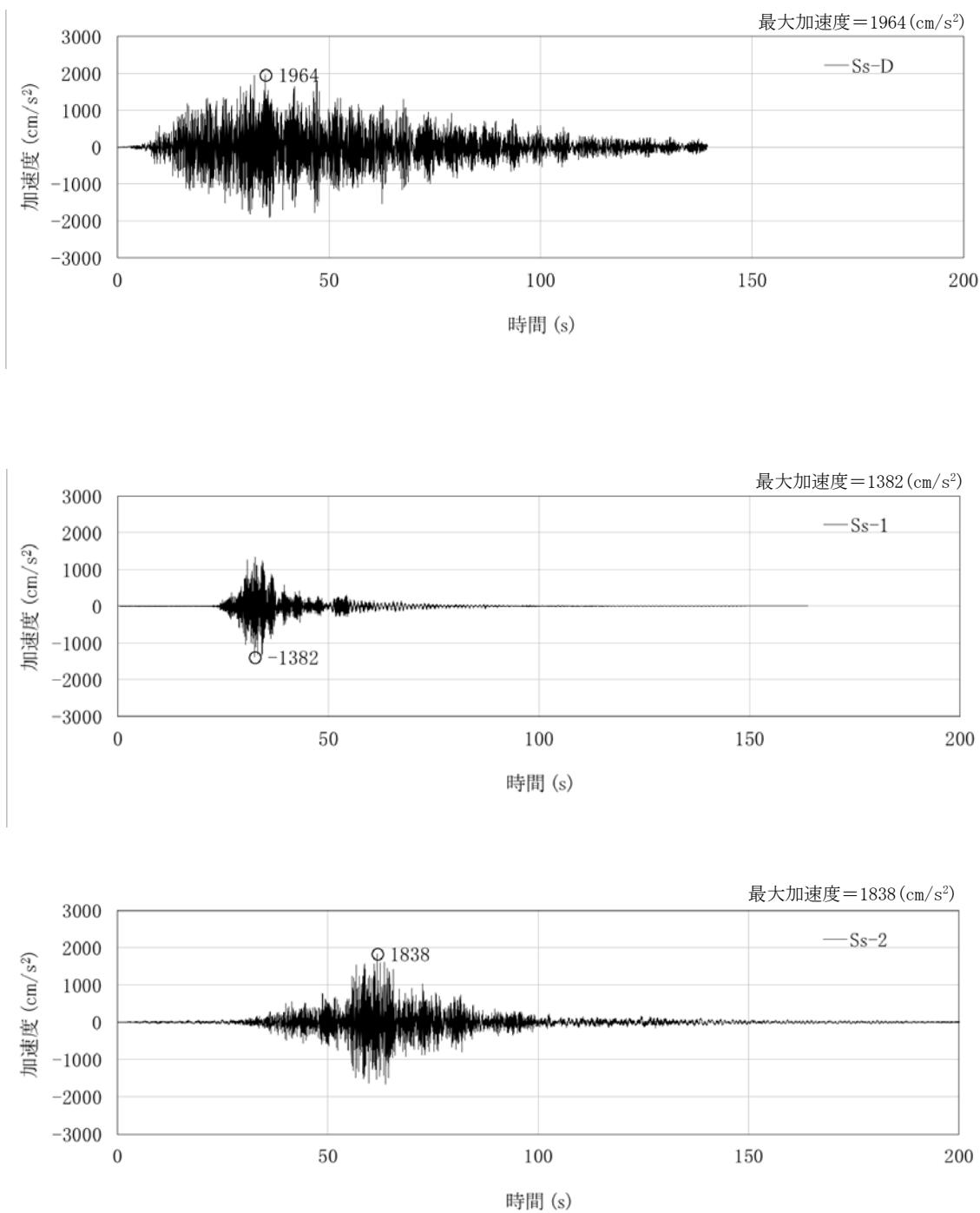


図 3-2 入力地震動の加速度時刻歴波形 (NS 方向, 第二付属排気筒・質点 14)

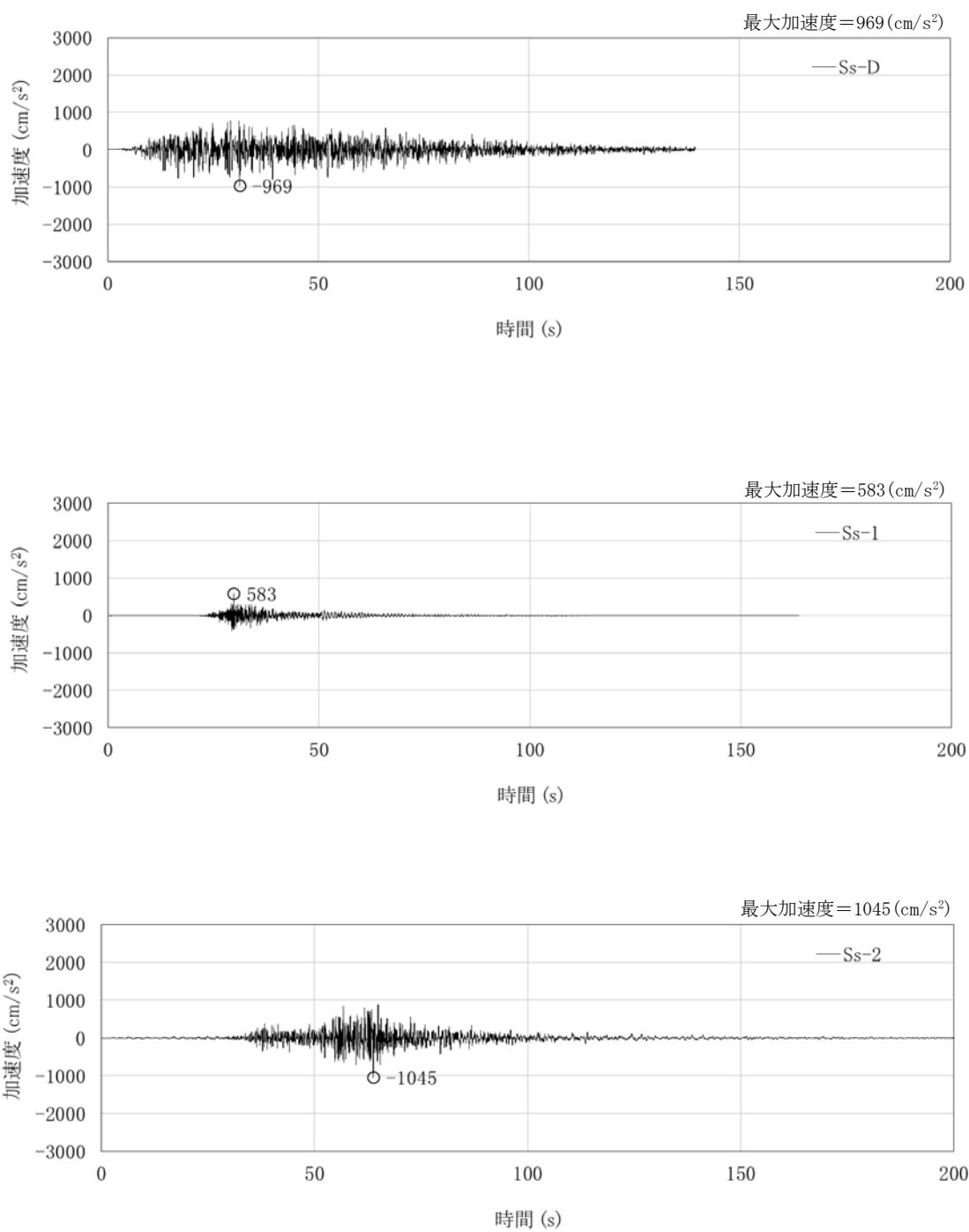


図 3-3 入力地震動の加速度時刻歴波形  
(NS 方向, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟・質点 2)

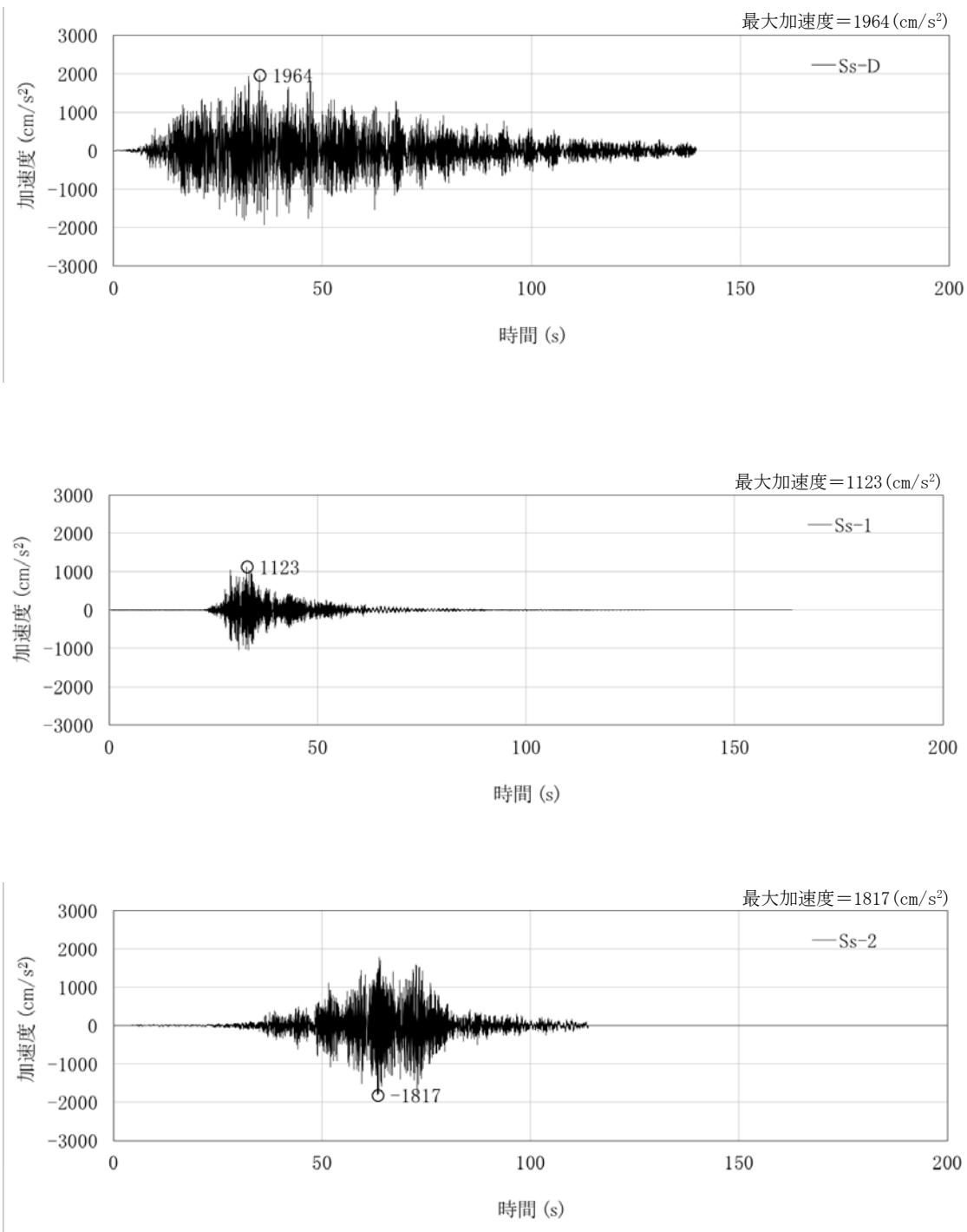


図 3-4 入力地震動の加速度時刻歴波形 (EW 方向, 第二付属排気筒・質点 14)

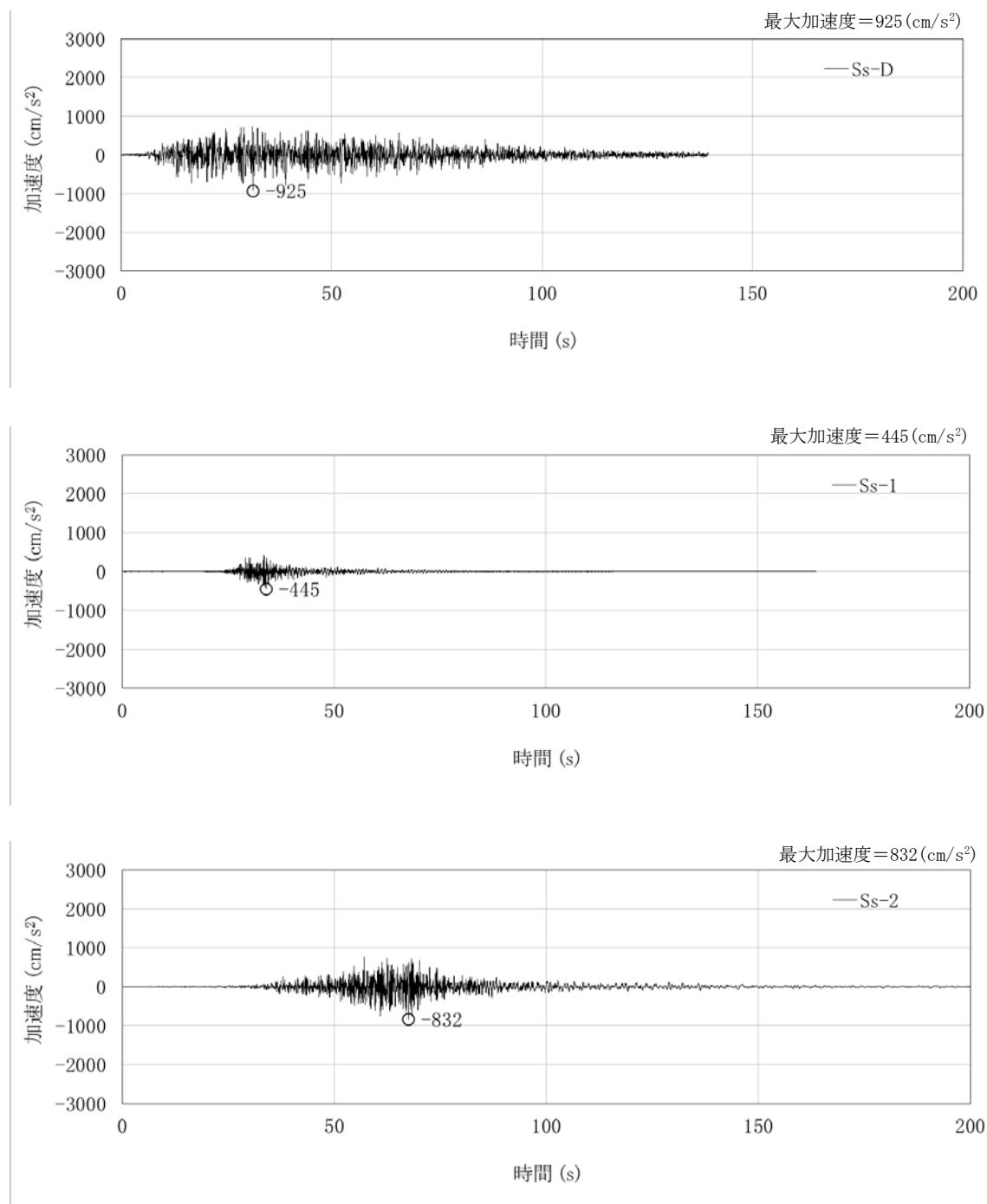


図 3-5 入力地震動の加速度時刻歴波形  
(EW 方向, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟・質点 2)

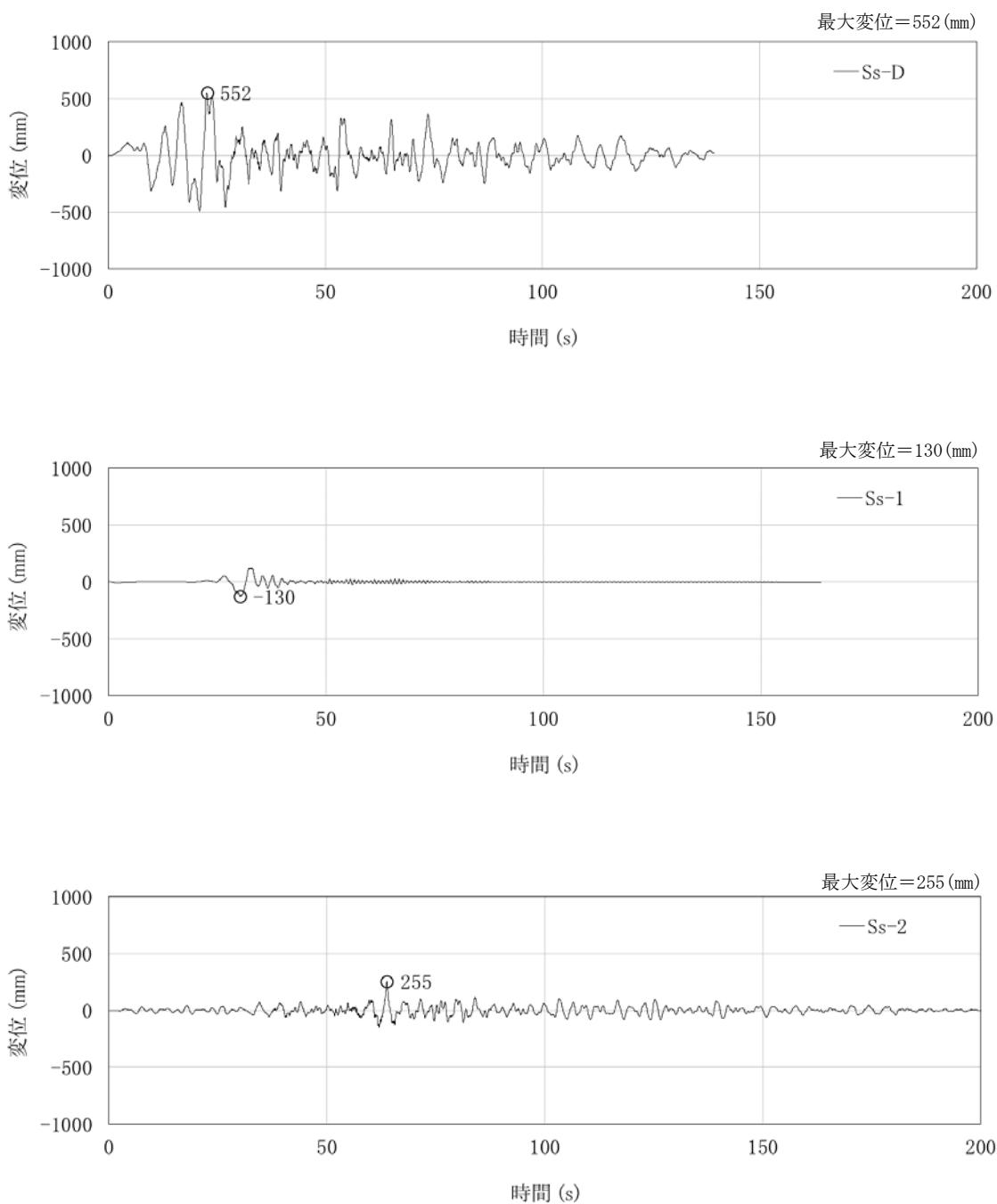


図 3-6 入力地震動の変位時刻歴波形 (NS 方向, 第二付属排気筒・質点 14)

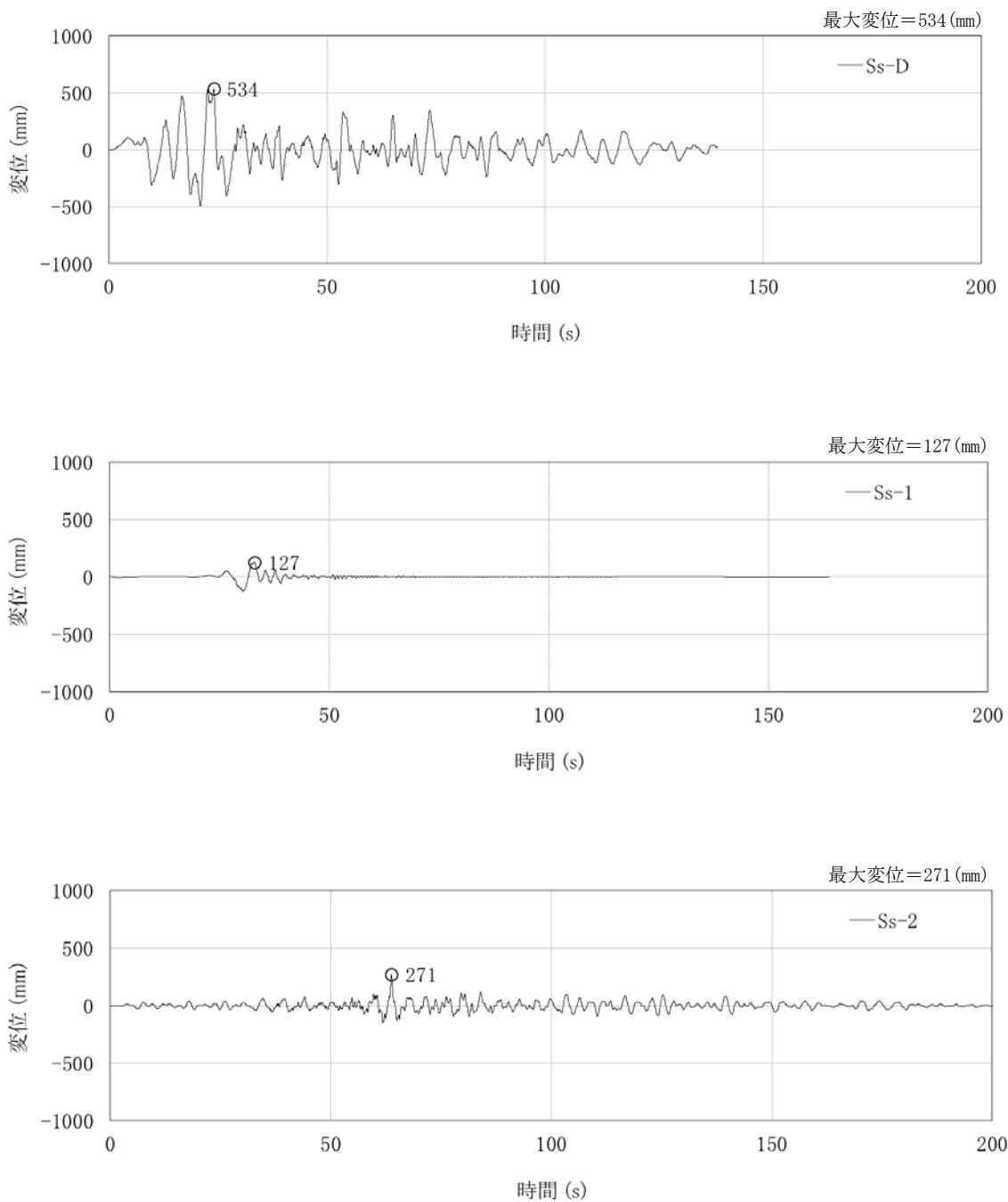


図 3-7 入力地震動の変位時刻歴波形  
(NS 方向, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟・質点 2)

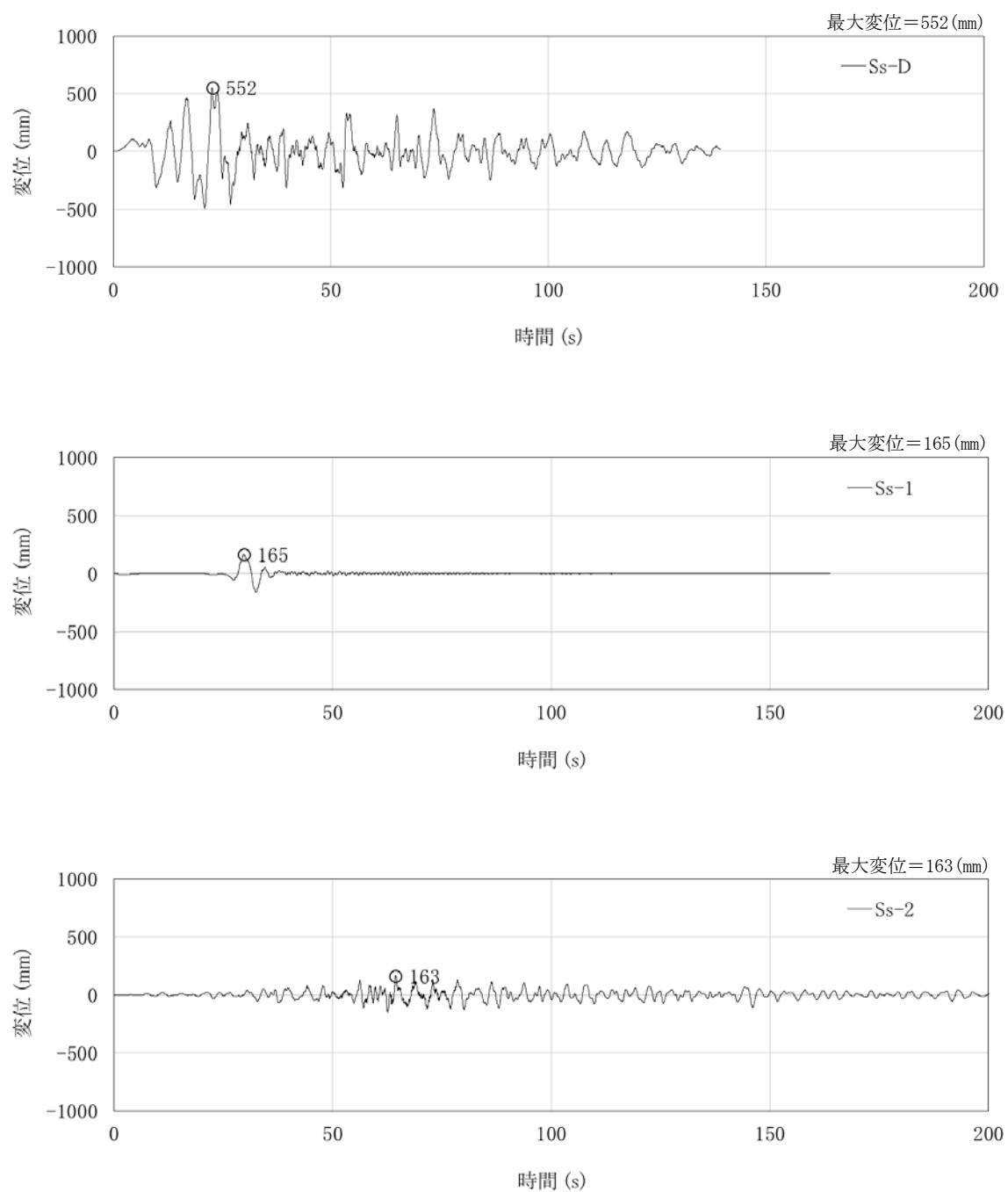


図 3-8 入力地震動の変位時刻歴波形 (EW 方向, 第二付属排気筒・質点 14)

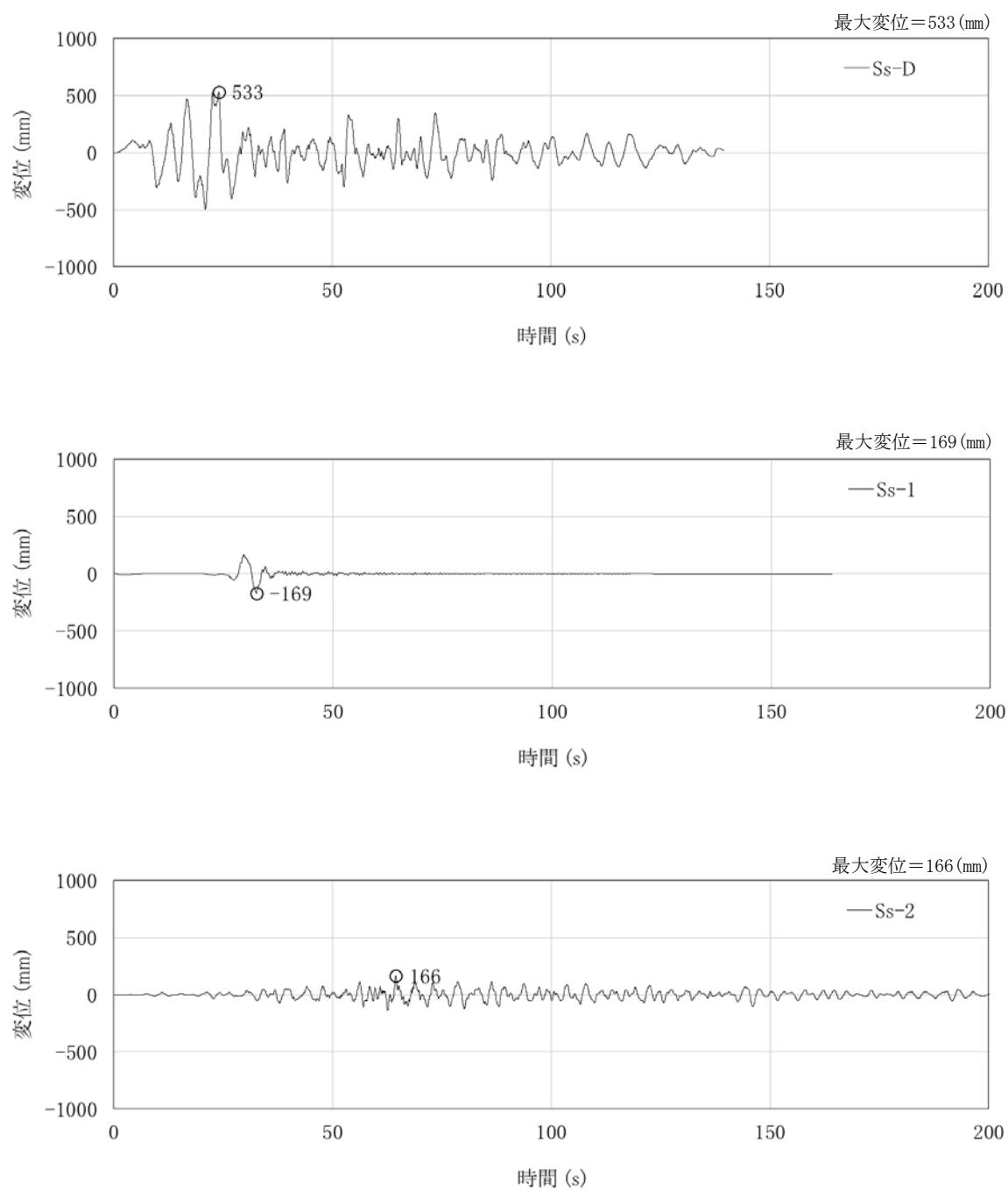


図 3-9 入力地震動の変位時刻歴波形  
(EW 方向, ガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟・質点 2)

### 3.2 鉛直方向の入力地震動

鉛直方向の入力地震動は、「添付資料 6-1-2-5-3 第二付属排気筒の地震応答計算書」及び「添付資料 6-1-2-5-1 ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟 建家の地震応答計算書」の地震応答解析結果を用い、排気ダクト接続架台の解析を行う。

廃止措置計画用設計地震動 Ss-D, Ss-1 及び Ss-2 について、第二付属排気筒(質点 14)及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟(質点 2)の該当する質点位置の加速度応答波形を、変位応答波形に変換して排気ダクト接続架台の各々の支点に入力する。入力地震動算定の概要を図 3-10 に示す。

廃止措置計画用設計地震動 Ss-D, Ss-1 及び Ss-2 の第二付属排気筒及びガラス固化技術開発施設(TVF)ガラス固化技術開発棟における、加速度時刻歴波形を図 3-11 及び図 3-12 に、変位時刻歴波形を図 3-13 及び図 3-14 に示す。

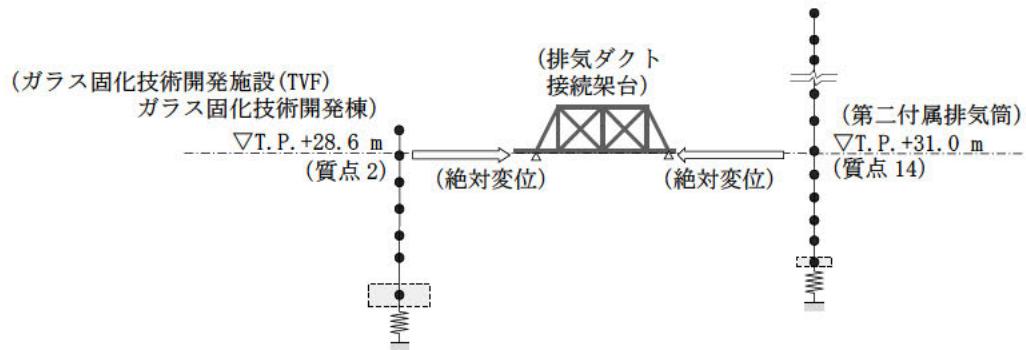


図 3-10 入力地震動算定の概要（鉛直方向）

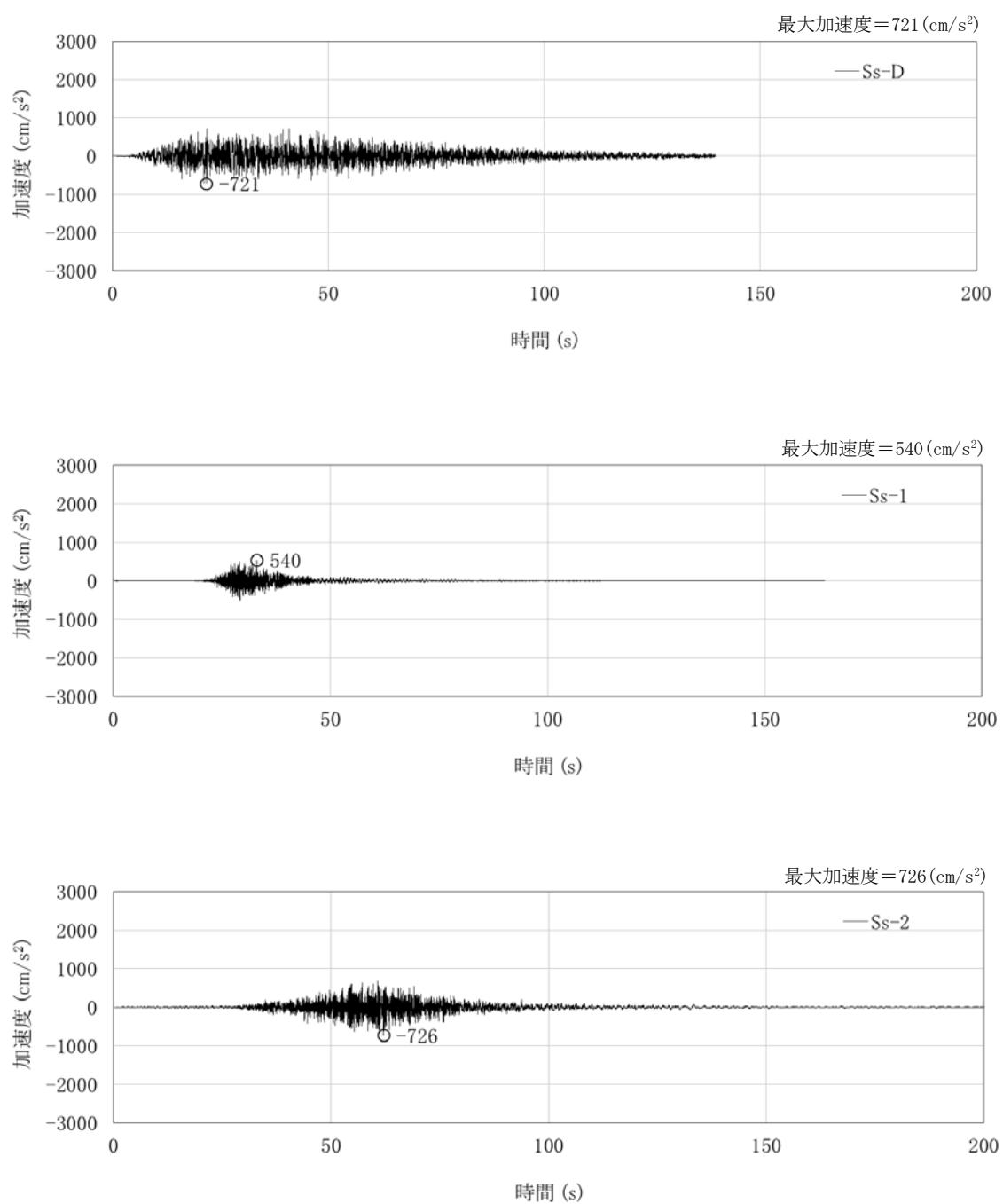


図 3-11 入力地震動の加速度時刻歴波形（鉛直方向、第二付属排気筒・質点 14）

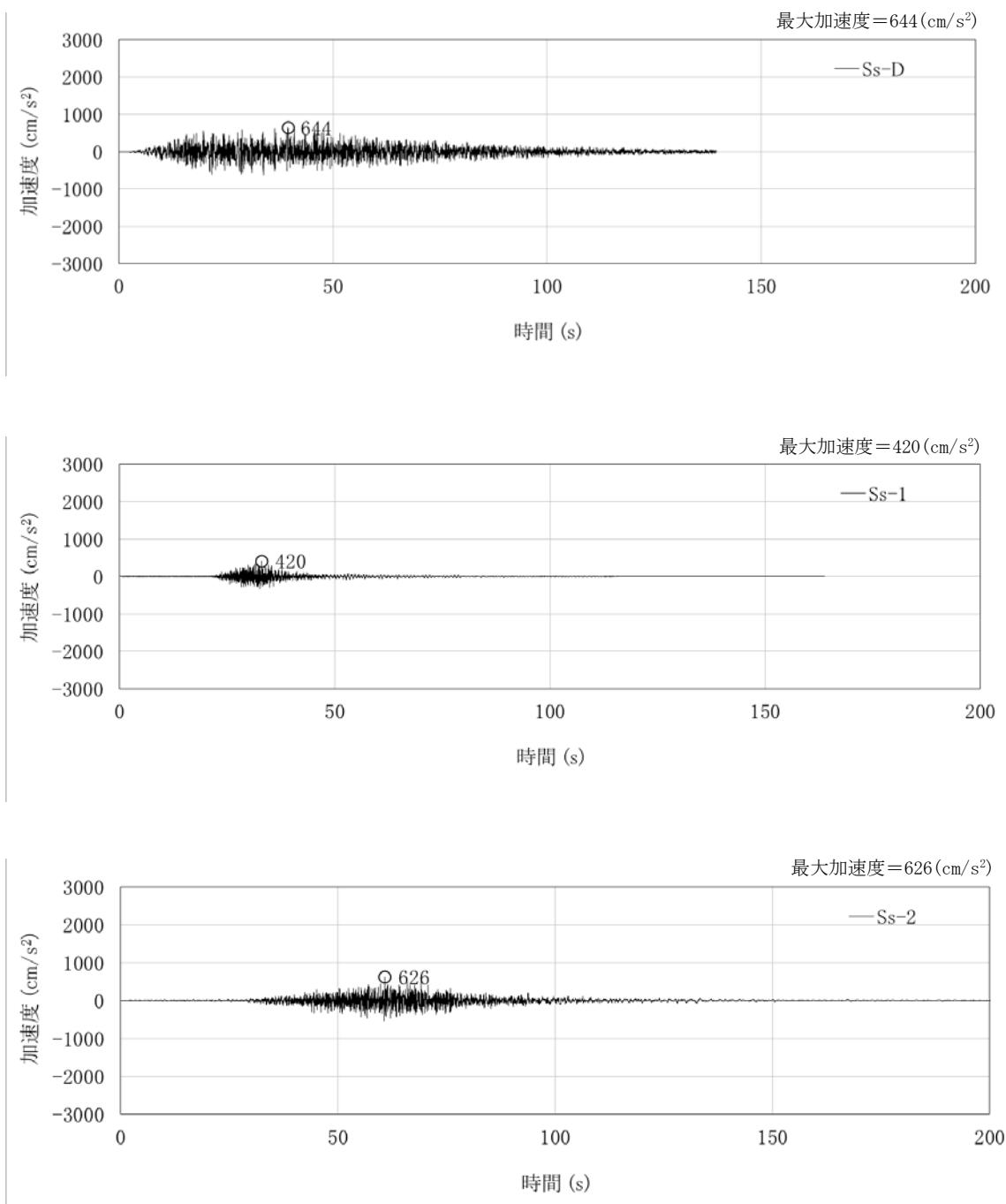


図 3-12 入力地震動の加速度時刻歴波形  
(鉛直方向, ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟・質点 2)

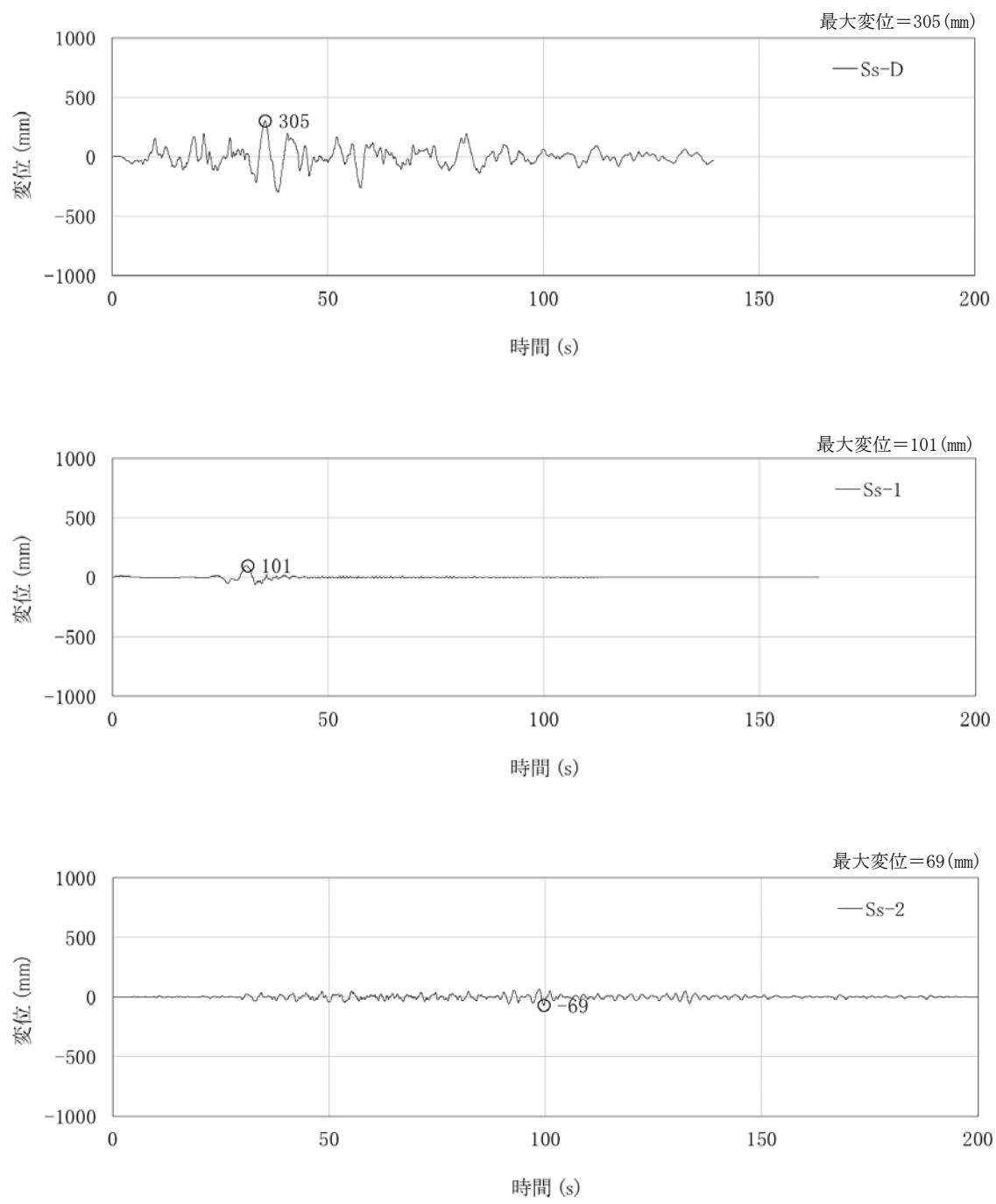


図 3-13 入力地震動の変位時刻歴波形（鉛直方向、第二付属排気筒・質点 14）

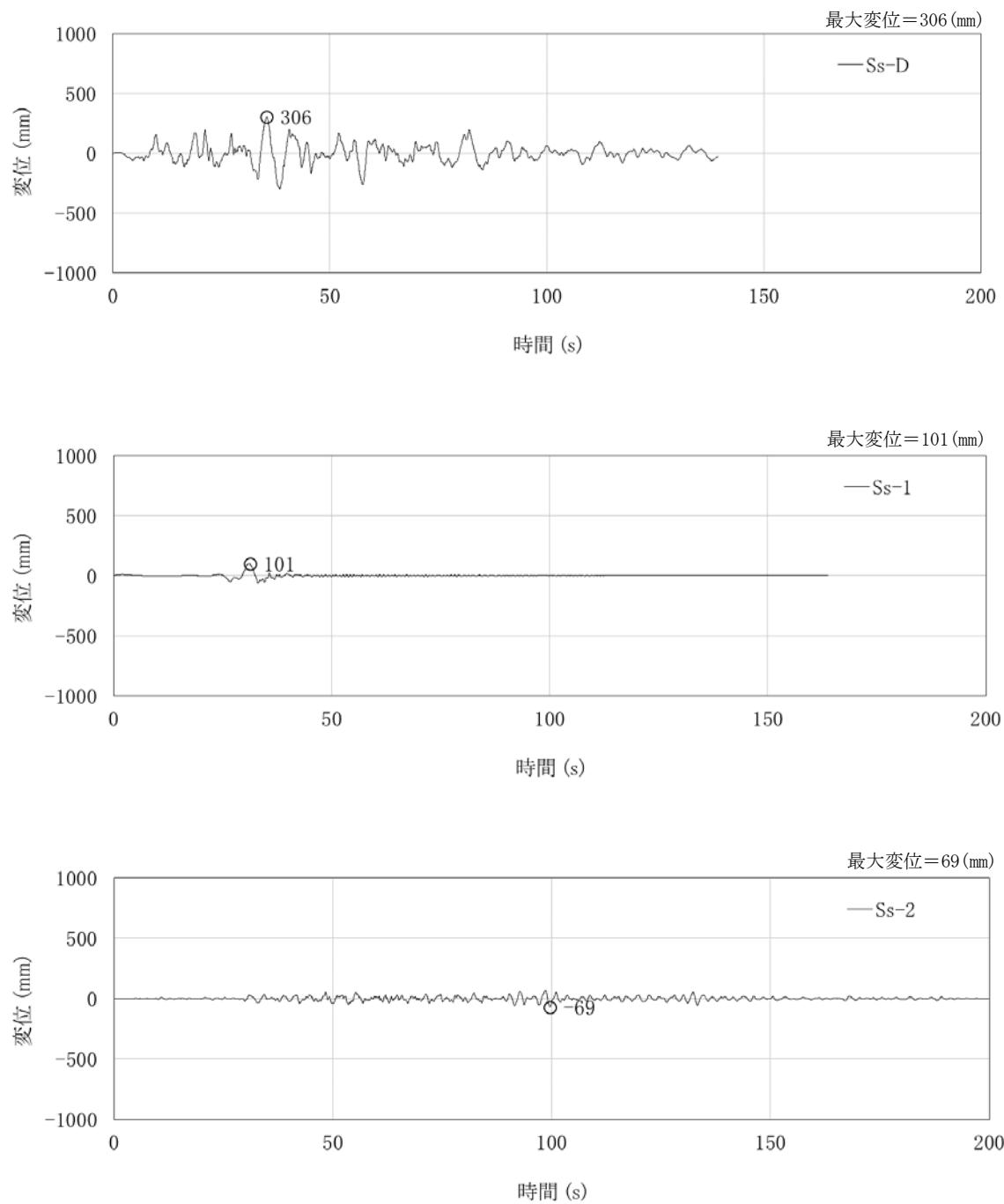


図 3-14 入力地震動の変位時刻歴波形  
(鉛直方向, ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟・質点 2)

#### 4. 解析モデル

解析モデルは、排気ダクト接続架台をモデル化した立体フレームモデルとし、地震動は水平・鉛直方向を同時入力する。解析モデルを図 4-1 に、T1, T2 及び T3 の NS 方向、EW 方向及び UD 方向の変位拘束条件を図 4-2 に示す。各部材の非線形特性は、「鋼構造塑性設計指針」に準じて設定し、接合部の耐力を考慮する。

テフロン支承、ステンレス鋼棒及び補強鋼管は、ばね要素でモデル化する。テフロン支承、ステンレス鋼棒及び補強鋼管のモデル化と非線形特性を図 4-3 から図 4-5 に、各諸元を表 4-1 から表 4-3 に示す。

排気ダクトは、排気ダクト接続架台と比較して十分に剛性が小さいため、重量のみを考慮する。排気ダクト接続架台の減衰はレーリー減衰とし、減衰定数は 2%とする。

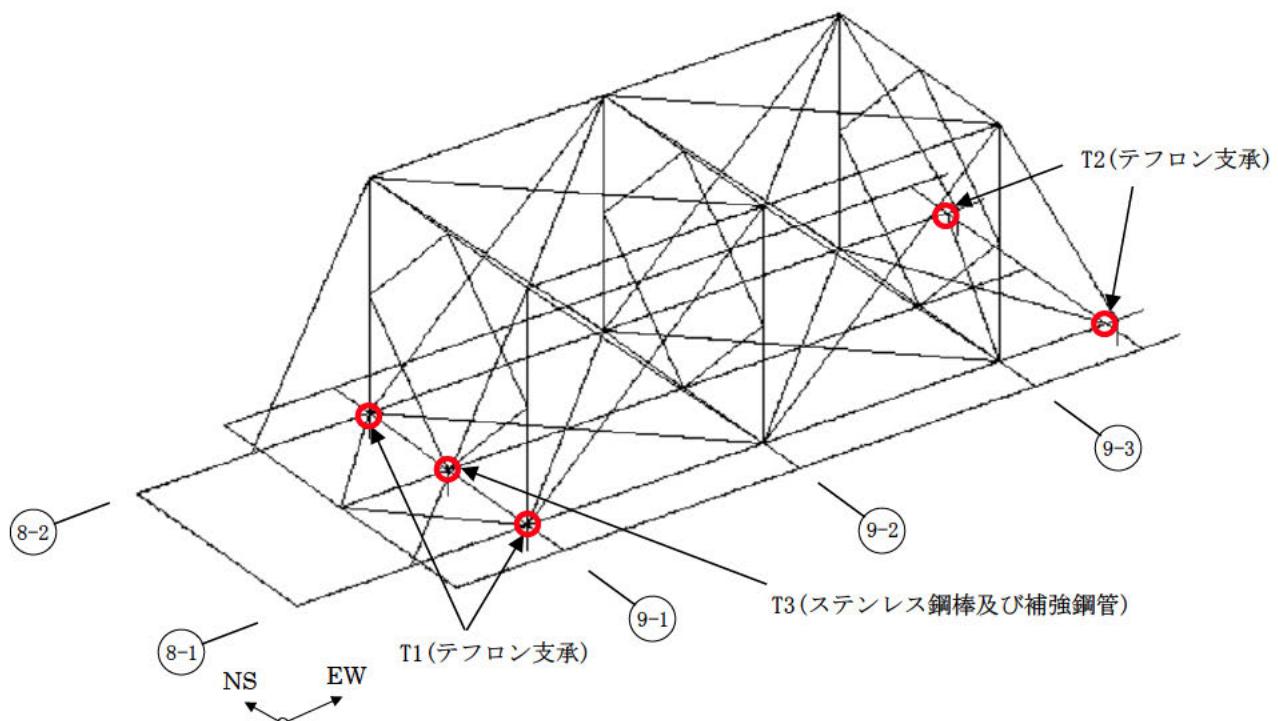


図 4-1 解析モデル

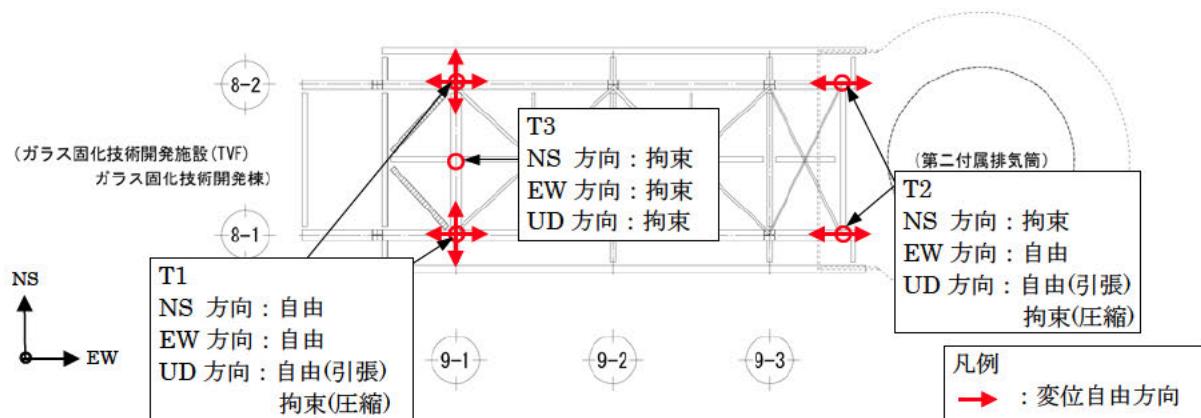


図 4-2 T1, T2 及び T3 の変位拘束条件

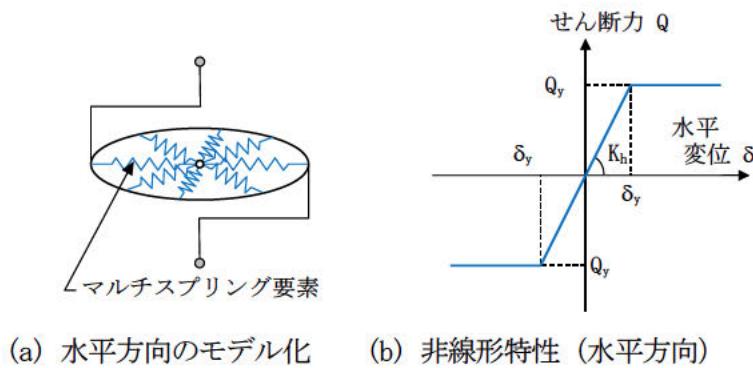
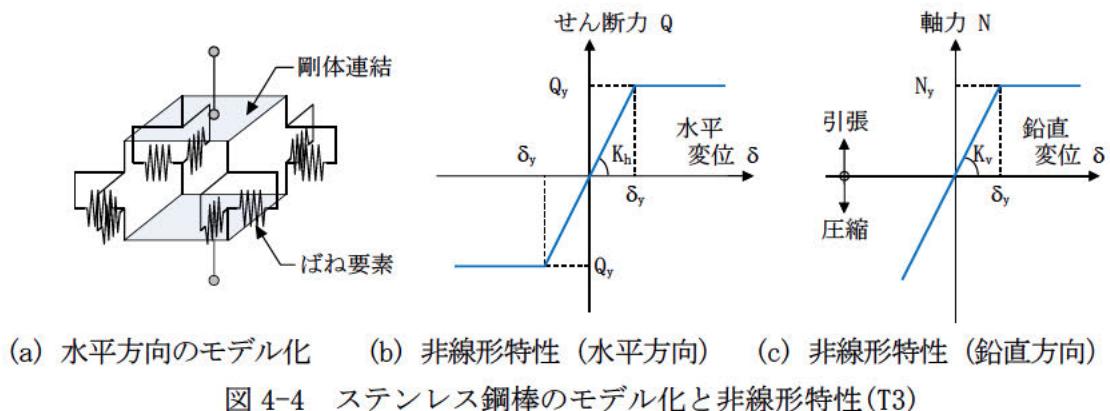
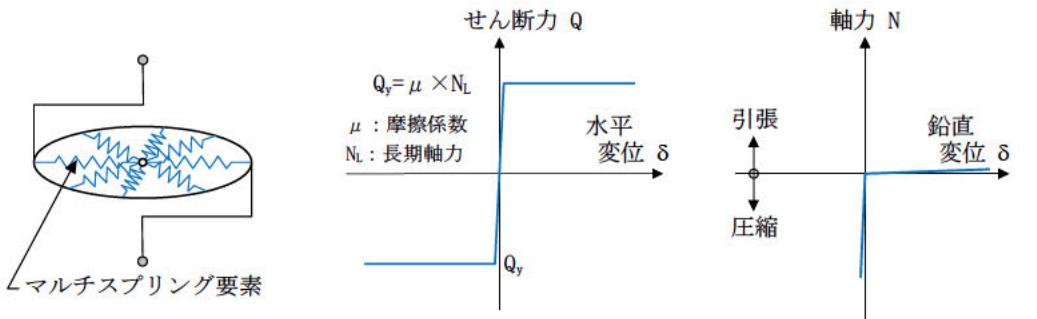


表 4-1 テフロン支承の水平諸元(長期軸力, 降伏荷重)

部材	方向	記号	長期軸力 N <sub>L</sub> (kN)	降伏荷重 Q <sub>y</sub> (kN)	備考
テフロン支承	水平	T1	96.3	9.6	NS, EW 方向の拘束なし
		T2	54.9	5.5	NS 方向のみ拘束

※摩擦係数  $\mu = 0.1$

表 4-2 ステンレス鋼棒及び補強鋼管の水平諸元(ばね定数, 降伏荷重)

部材	方向	記号	ばね定数 K <sub>h</sub> (kN/m)	降伏荷重 Q <sub>y</sub> (kN)	備考
ステンレス鋼棒	水平	T3	$4.8760 \times 10^5$	149.1	1 本あたり
補強鋼管			$3.9095 \times 10^6$	1160.0	

表 4-3 ステンレス鋼棒及び補強鋼管の鉛直諸元(ばね定数, 降伏荷重)

部材	方向	記号	ばね定数 K <sub>v</sub> (kN/m)	降伏荷重 N <sub>y</sub> (kN)	備考
ステンレス鋼棒	鉛直	T3	$1.0696 \times 10^6$	937.3	4 本の合計
補強鋼管			-	-	鉛直は考慮しない

## 5. 解析結果

### 5.1 固有値解析結果

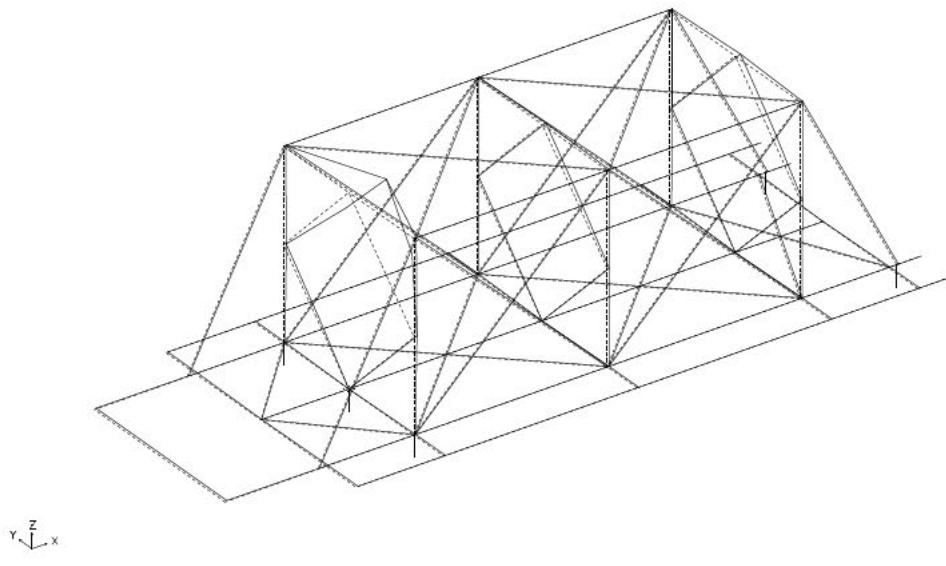
解析モデルの固有値解析結果を表 5-1 に、刺激関数図を図 5-1 から図 5-5 に示す。解析モデルは、水平・鉛直方向の二方向について自由度を持つため、両方向同時に刺激関数を描いている。

表 5-1 固有値解析結果

次数	周期 T (s)	振動数 f (Hz)	刺激係数 $\beta$			備 考
			NS 方向	EW 方向	UD 方向	
1	0.141	7.115	0.000	2.582	0.023	EW 方向・1 次
2	0.111	9.039	0.000	2.266	0.043	
3	0.096	10.465	0.000	1.818	0.011	
4	0.093	10.719	0.827	0.000	0.000	
5	0.086	11.695	0.438	0.000	0.000	
6	0.085	11.791	0.000	1.949	0.010	
7	0.082	12.220	-0.031	0.000	0.000	
8	0.078	12.770	0.000	0.021	-0.536	
9	0.076	13.079	0.305	0.000	0.000	
10	0.073	13.651	3.955	0.000	0.000	NS 方向・1 次
11	0.070	14.232	0.000	-2.987	0.067	
12	0.069	14.553	0.000	0.029	1.480	
13	0.068	14.667	-0.279	0.000	0.000	
14	0.068	14.810	0.000	-0.092	1.311	
15	0.067	14.932	0.000	-0.014	0.164	

1次モード  $F = 7.115\text{Hz}$       (Tx) 0.0000    (Ty) 0.0232    (Tz)  
制振係数 (X) 2.5816 (Y) 0.0000 (Z) 0.0000

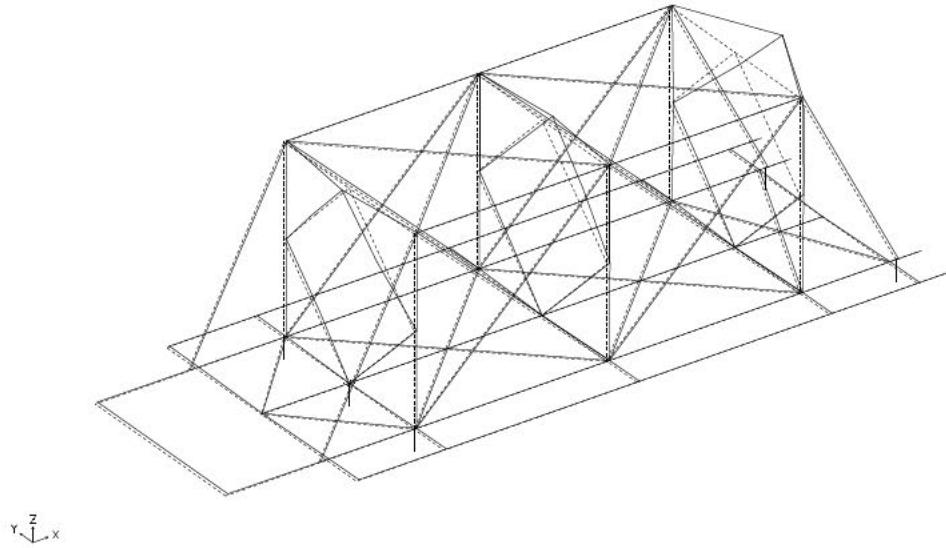
横幅スケール  
奥行きスケール



1次

2次モード  $F = 9.039\text{Hz}$       (Tx) 0.0000    (Ty) 0.0431    (Tz)  
制振係数 (X) 2.2661 (Y) 0.0000 (Z) 0.0000

横幅スケール  
奥行きスケール



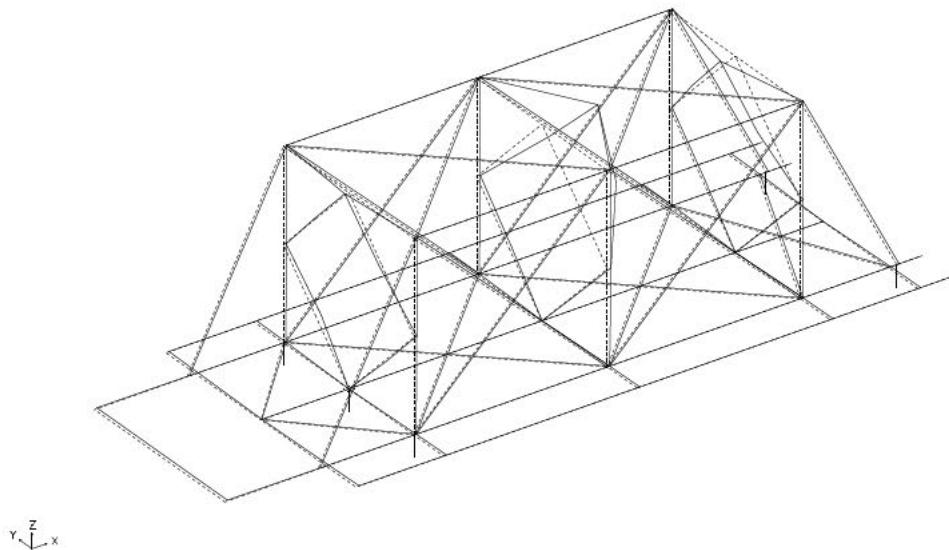
2次

図 5-1 刺激関数図 (1/5)

3次モード  $F = 10.465\text{Hz}$   
固有振数 (X) 1.8183 (Y) 0.0000 (Z) 0.0113 (Tx) (Ty) (Tz)

横寸スケール  
奥寸スケール

0 1.0 (m)  
0 1.0

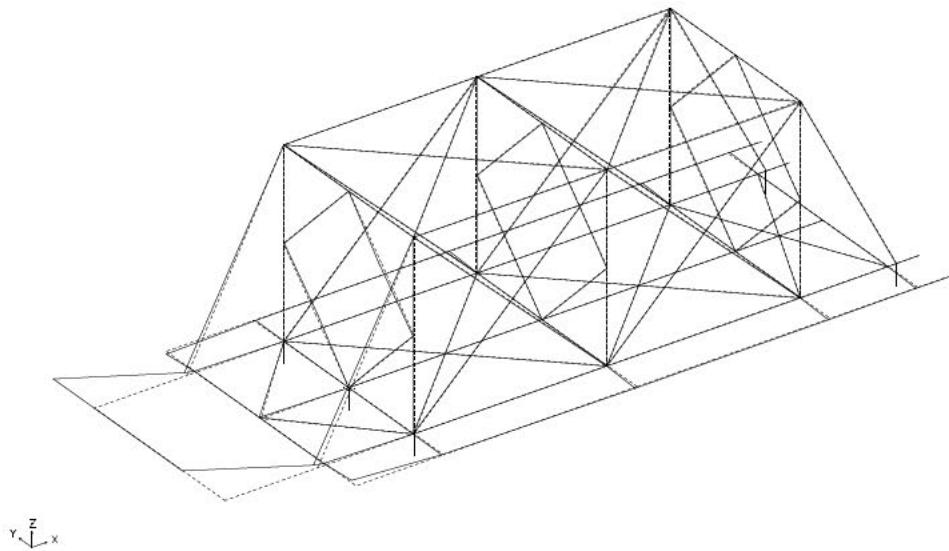


3次

4次モード  $F = 10.719\text{Hz}$   
固有振数 (X) 0.0000 (Y) 0.8275 (Z) 0.0000 (Tx) (Ty) (Tz)

横寸スケール  
奥寸スケール

0 1.0 (m)  
0 1.0

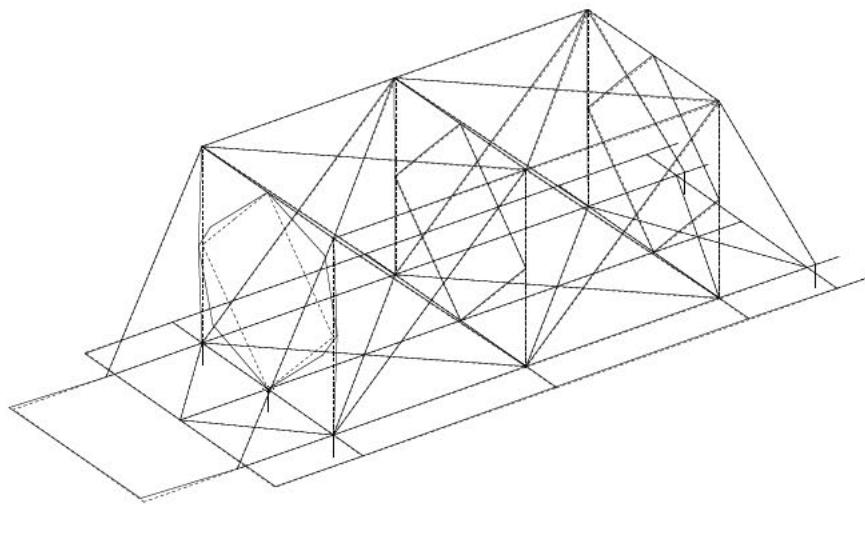


4次

図 5-2 刺激関数図 (2/5)

5次モード  $F = 11.695\text{Hz}$   
制振係数 (X) 0.0000 (Y) 0.4378 (Z) 0.0000 (Tx) (Ty) (Tz)

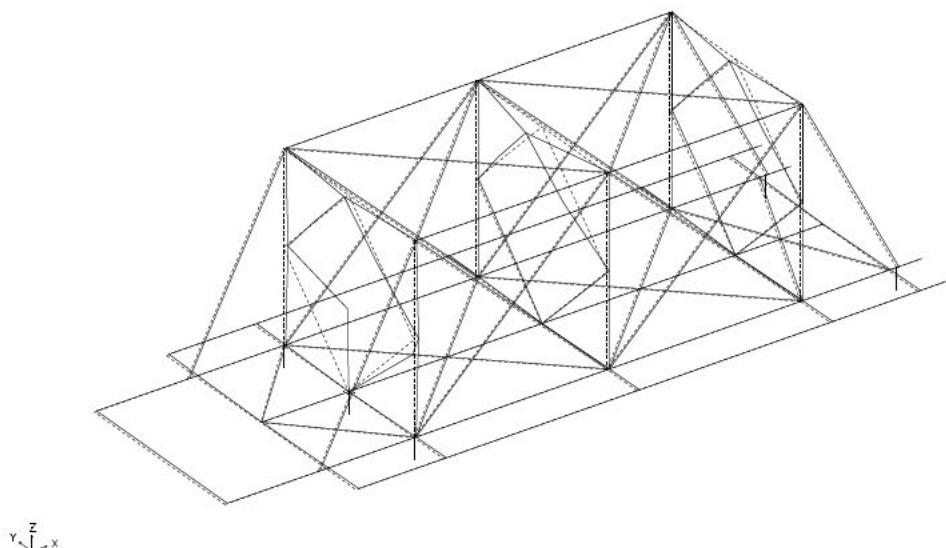
横軸スケール  
奥軸スケール



5次

6次モード  $F = 11.791\text{Hz}$   
制振係数 (X) 1.9494 (Y) 0.0000 (Z) 0.0103 (Tx) (Ty) (Tz)

横軸スケール  
奥軸スケール



6次

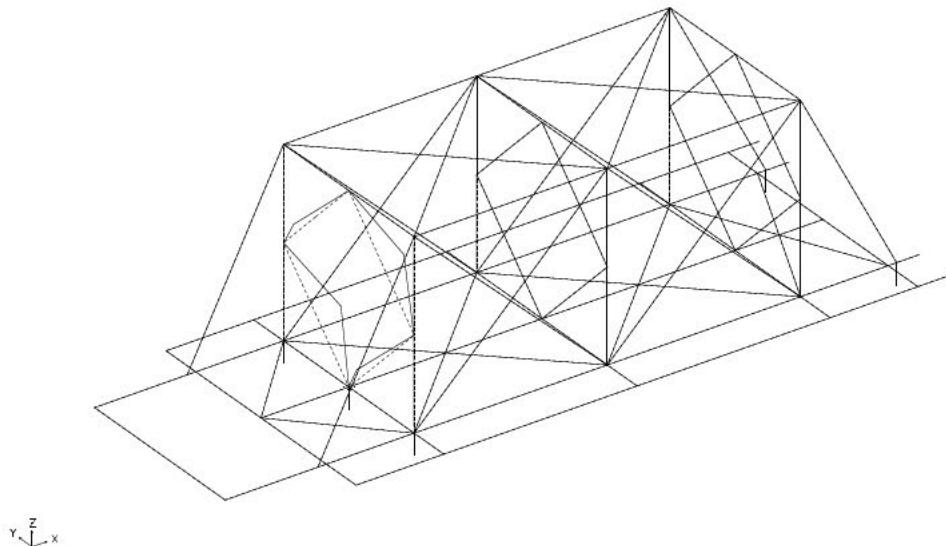
図 5-3 刺激関数図 (3/5)

フ次モード  $F = 12,220\text{Hz}$   
刺激係数 (X) 0.0000 (Y) -0.0306 (Z) 0.0000 (Tx) (Ty) (Tz)

横座標スケール  
縦座標スケール

0 1.0(m)

0 1.0



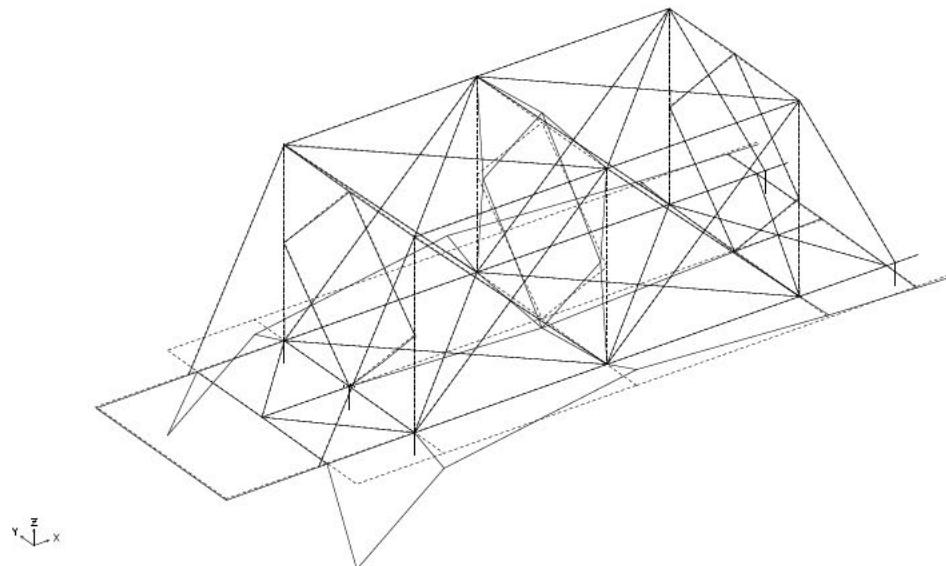
7 次

8次モード  $F = 12,770\text{Hz}$   
刺激係数 (X) 0.0214 (Y) 0.0000 (Z) -0.5360 (Tx) (Ty) (Tz)

横座標スケール  
縦座標スケール

0 1.0(m)

0 1.0

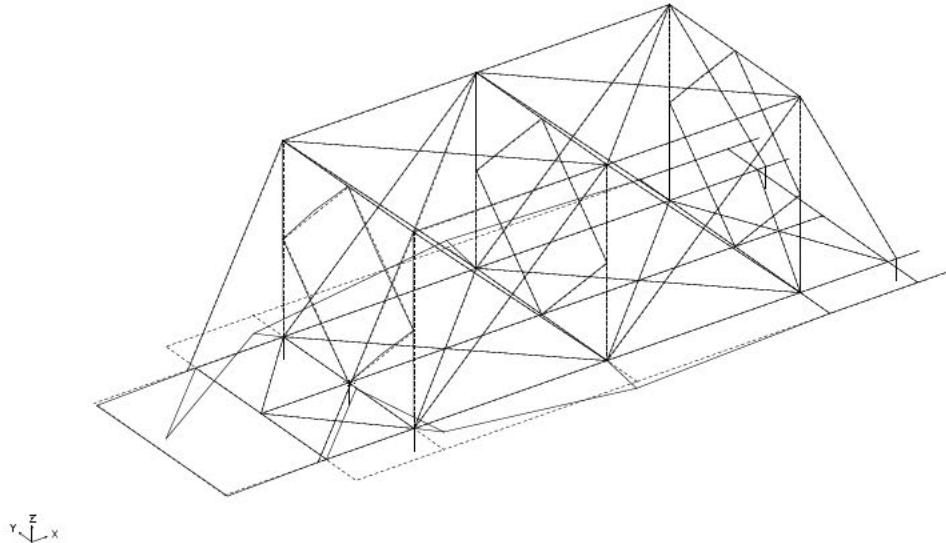


8 次

図 5-4 刺激関数図 (4/5)

9次モード  $F = 13.079\text{Hz}$       (Tx) 0.3051 (Ty) 0.0000 (Tz)  
刺激係数 (X) 0.0000 (Y) 0.0000 (Z)

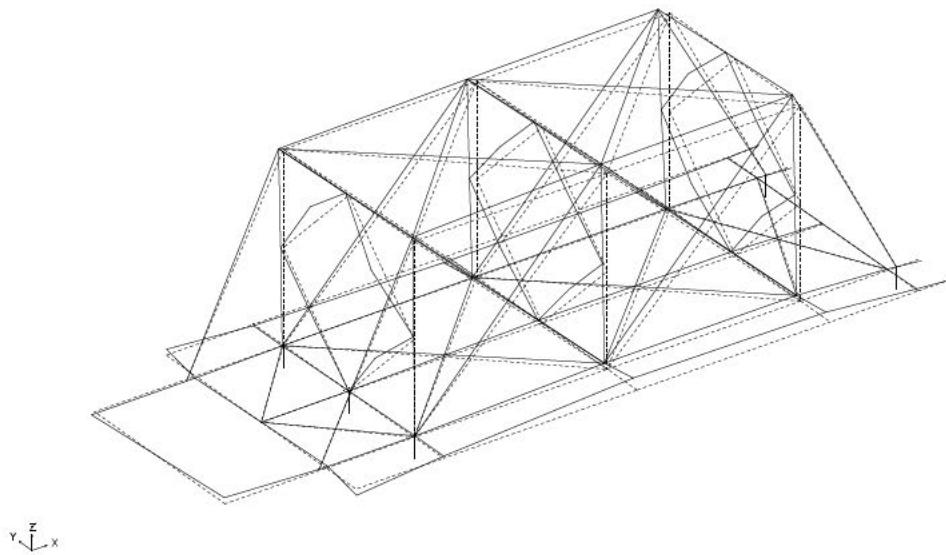
実寸スケール  
風呂敷スケール



9次

10次モード  $F = 13.651\text{Hz}$       (Tx) 3.9553 (Ty) 0.0000 (Tz)  
刺激係数 (X) 0.0000 (Y) 0.0000 (Z)

実寸スケール  
風呂敷スケール



10次

図 5-5 刺激関数図 (5/5)

## 5.2 地震応答解析結果

廃止措置計画用設計地震動 Ss-D, Ss-1 及び Ss-2 による、柱・梁・プレースの各部材の検定比が最大の位置を図 5-6 に示す。

図 5-6 に示す各部材の検定比が最大の、地震動と応力種別を表 5-2 に、応力図を図 5-7 から図 5-11 に示す。

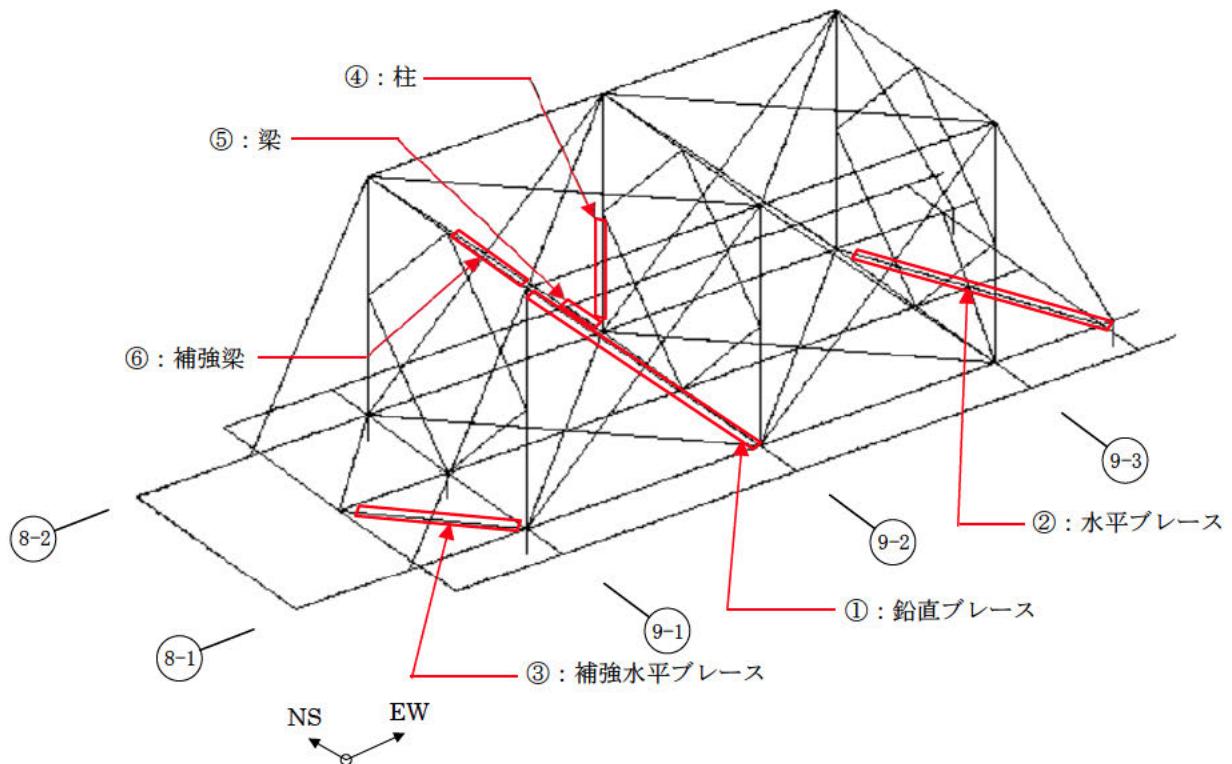


図 5-6 各部材の応力算定位置図

表 5-2 検定比が最大の地震動と応力種別

応力算定期材	地震動	応力種別
①鉛直プレース	Ss-2 (EW+UD)	軸力(引張)
②水平プレース	Ss-2 (NS+UD)	軸力(引張)
③補強水平プレース	Ss-D (EW+UD)	軸力(圧縮)
④柱	Ss-1 (NS+UD)	曲げモーメント(弱軸)
⑤梁	Ss-1 (NS+UD)	曲げモーメント(強軸)
⑥補強梁	Ss-1 (EW+UD)	曲げモーメント(弱軸)

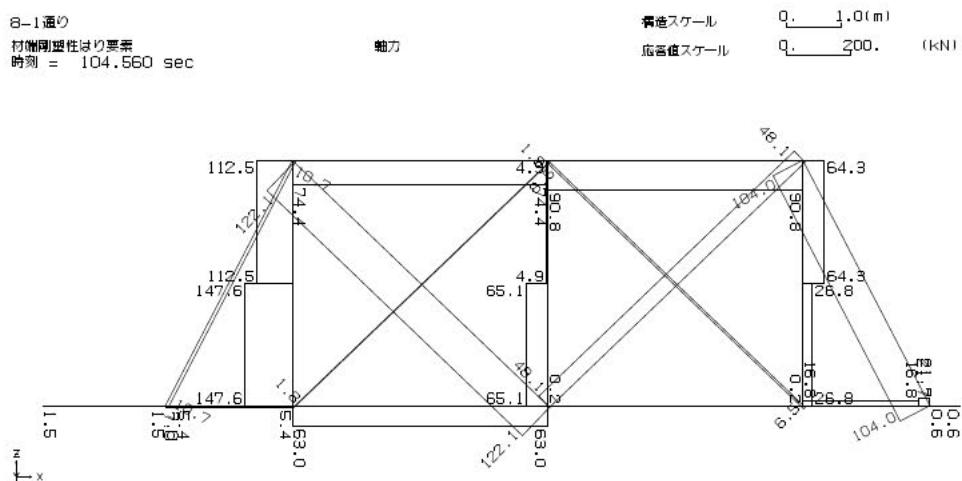


図 5-7 軸力図 (①鉛直プレース, 8-1 通り, Ss-2(EW+UD), 引張)

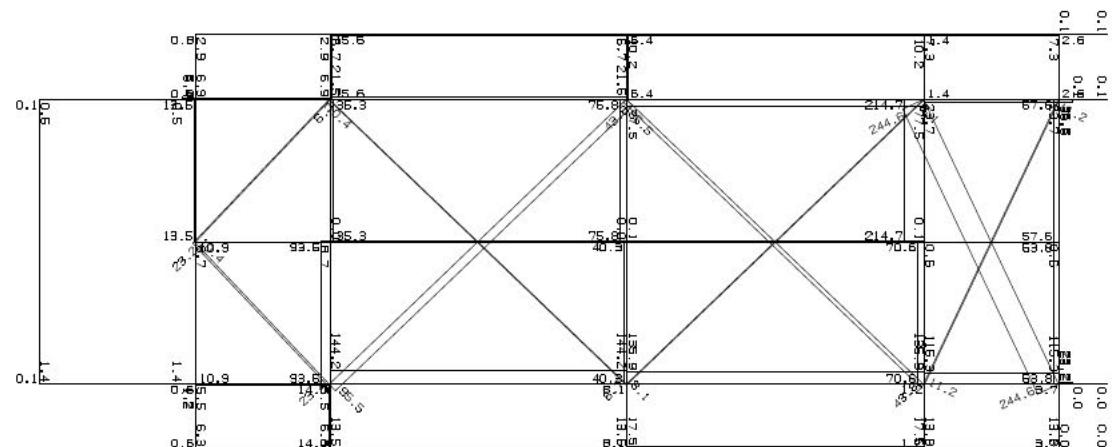


図 5-8 軸力図 (②水平プレース, 平面図(下面), Ss-2(NS+UD), 引張)

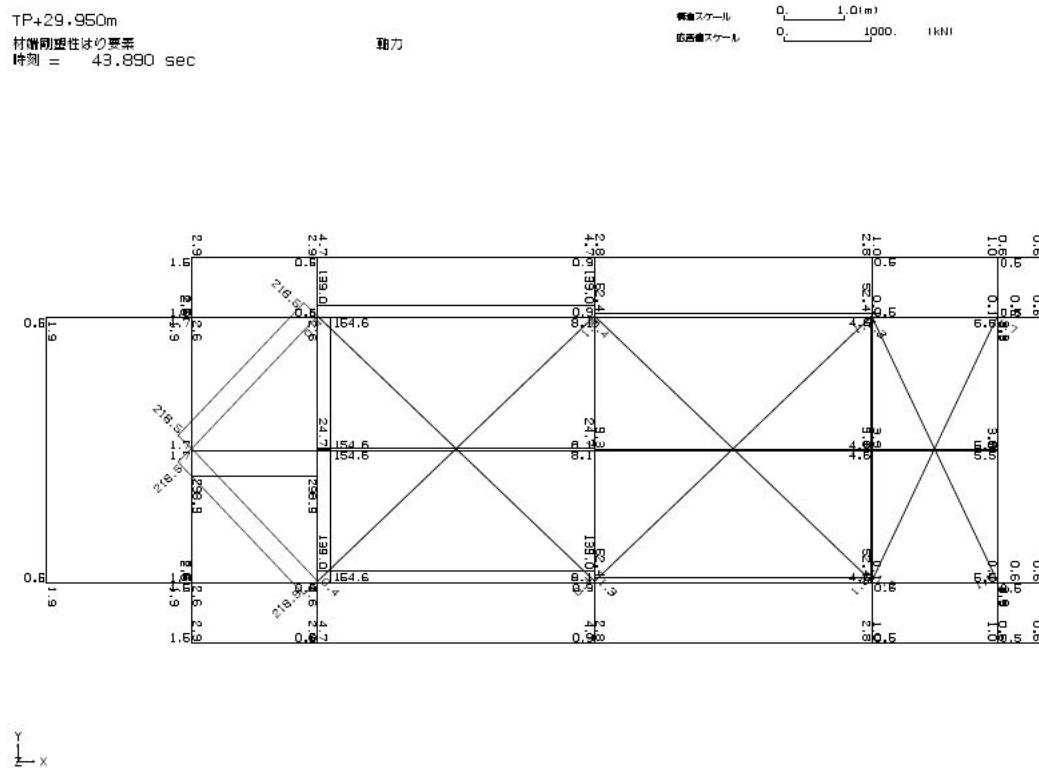


図 5-9 軸力図 (③補強水平プレース, 平面図(下面), Ss-D(EW+UD), 圧縮)

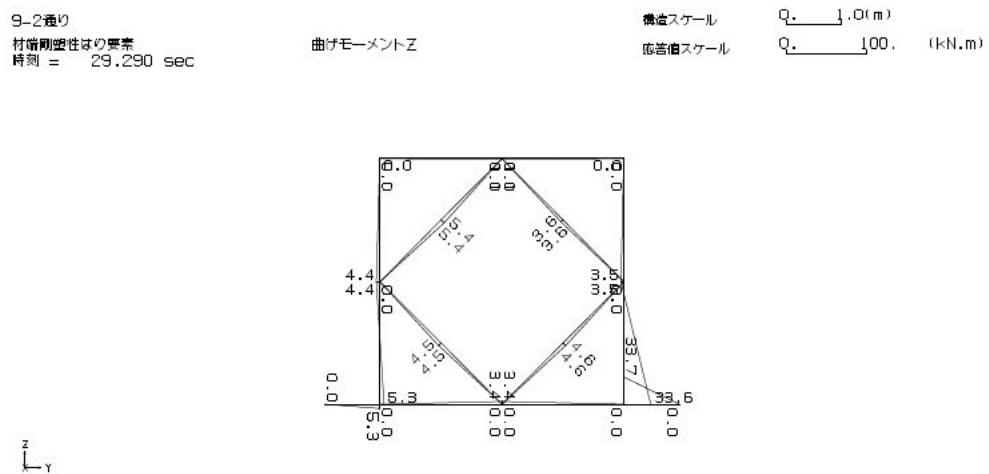


図 5-10 曲げモーメント図 (④柱・⑤梁, 9-2通り, Ss-1(NS+UD), ④弱軸・⑤強軸)

9-1通り

材端剛性係数

時刻 = 30.250 sec

曲げモーメント図

横軸スケール

Q. 1.0(m)

応答スケール

Q. 100. (kN.m)

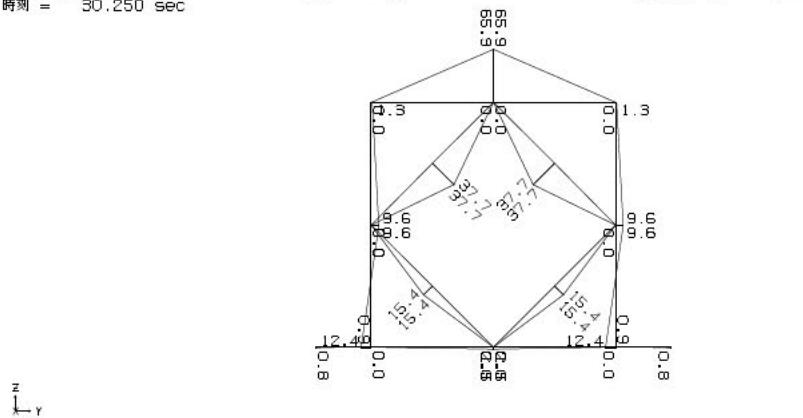


図 5-11 曲げモーメント図 (⑥補強梁, 9-1 通り, Ss-1(EW+UD), 弱軸)

### 5.3 評価結果

#### 5.3.1 部材

##### (1) 評価方法

部材の断面算定は、「鋼構造塑性設計指針」（日本建築学会）に基づき、入力地震動による設計応力に対し、終局耐力が上回ることを確認する。

##### (2) 評価結果

検定比が最大の柱・梁・プレースの断面算定位置図を図 5-12 に示し、断面算定結果を表 5-3 に示す。

表 5-3 の結果より、各部材の終局耐力が設計応力を上回ることを確認した。

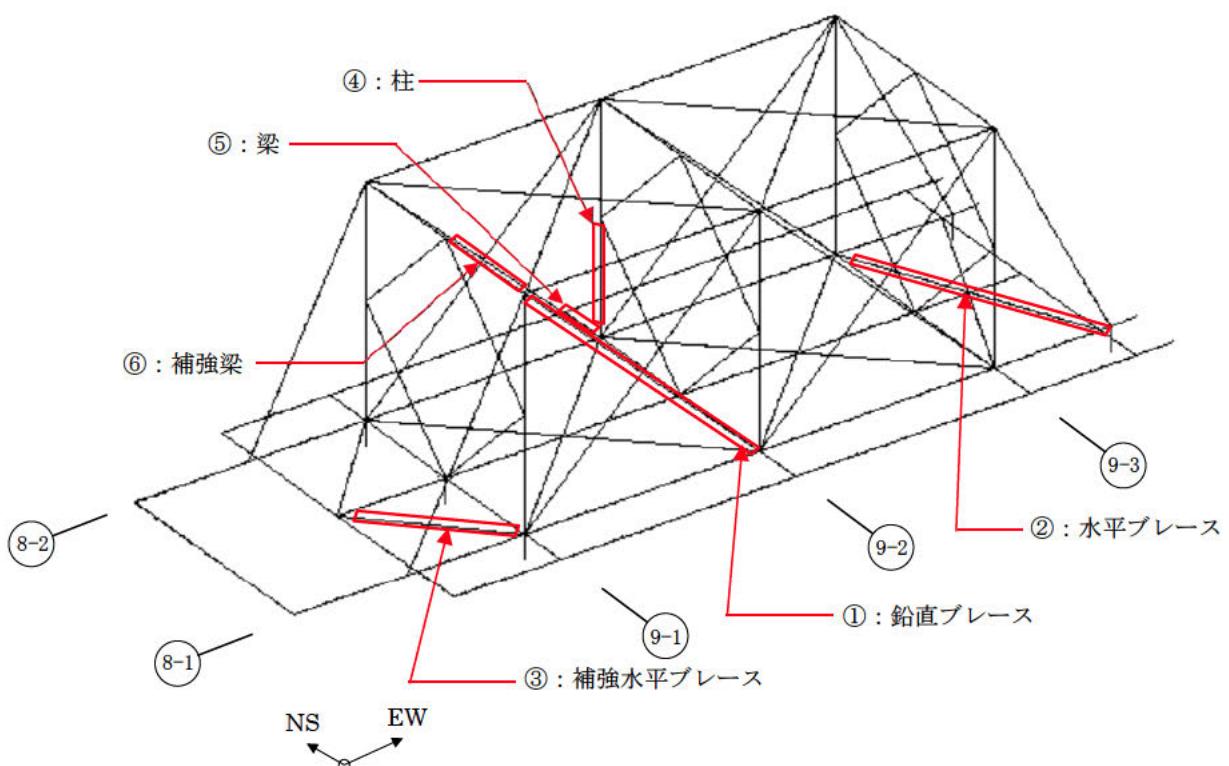


図 5-12 断面算定位置図

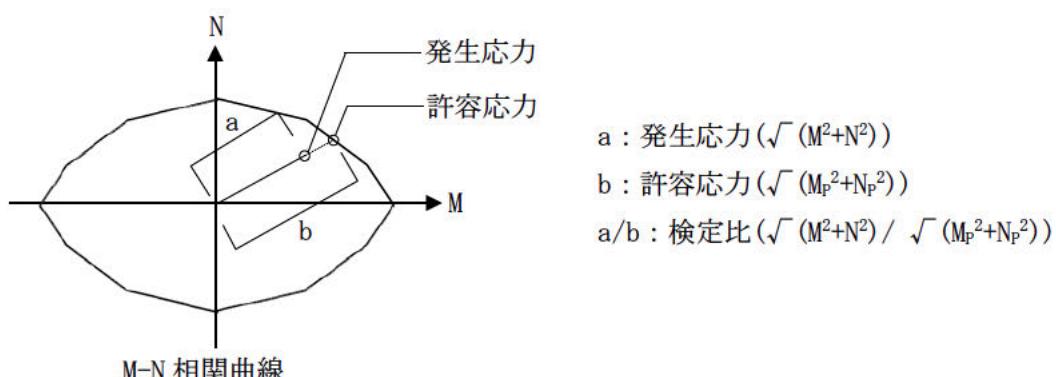
表 5-3 部材の断面算定結果

位置	部位	部材断面	応力種別	発生応力	許容応力	検定比
①	鉛直プレース	2L-90×90×7 <sup>※1</sup>	軸力	122.1 kN	567.0 kN	0.212
②	水平プレース	2L-90×90×7 <sup>※1</sup>	軸力	244.6 kN	576.0 kN	0.425
③	補強水平プレース	H-150×150×7×10	軸力	218.5 kN	639.0 kN	0.342
④	柱	H-300×300×10×15	軸力+曲げ(強軸)	61.5 kN +10.3 kN·m	1278.4 kN +213.6 kN·m	0.048 <sup>※2</sup>
			軸力+曲げ(弱軸)	61.5 kN +33.6 kN·m	322.3 kN +176.3 kN·m	0.191 <sup>※2</sup>
			せん断	17.7 kN	1746.2 kN	0.010
⑤	梁	H-194×150×6×9	曲げ(強軸)	33.7 kN·m	76.5 kN·m	0.440
			曲げ(弱軸)	2.8 kN·m	26.6 kN·m	0.105
			せん断	34.1 kN	560.6 kN	0.061
⑥	補強梁	H-194×150×6×9 +補強 PL-9 (両面)	曲げ(強軸)	1.8 kN·m	100.6 kN·m	0.018
			曲げ(弱軸)	65.9 kN·m	84.0 kN·m	0.784
			せん断	30.0 kN	875.8 kN	0.034

※1：引張力のみ負担

※2：軸力が作用する柱部材は軸力を考慮した曲げ応力の断面算定を行う。

発生応力、許容応力及び検定比の考え方を下記に示す。

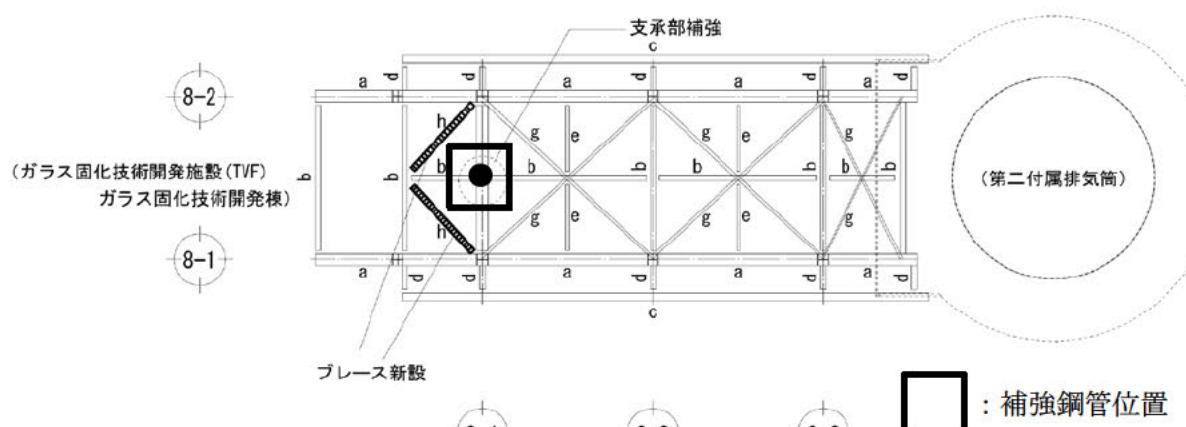


### 5.3.2 補強支承部

### (1) 評価方法

補強钢管及びあと施工アンカーの断面算定は、「鋼構造設計規準-許容応力度設計法-」（日本建築学会）及び「2017年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説」（日本建築防災協会）に基づき、入力地震動による設計応力に対し、終局耐力が上回ることを確認する。

補強鋼管位置を図 5-13 に、補強鋼管とあと施工アンカー詳細の断面図及び伏図を図 5-14 及び図 5-15 に示す。



(a) 平面图

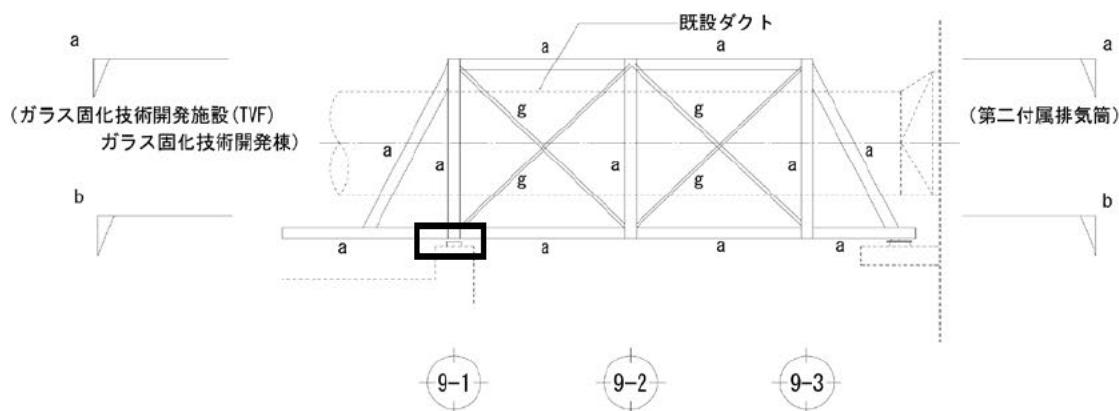


図 5-13 補強鋼管位置

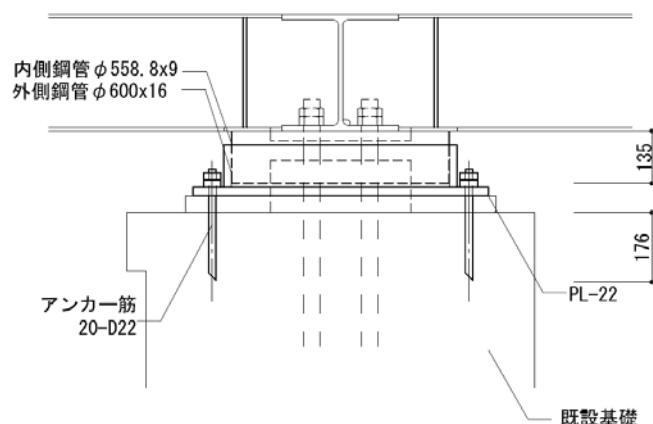


図 5-14 補強鋼管とあと施工アンカ一詳細 (断面図)

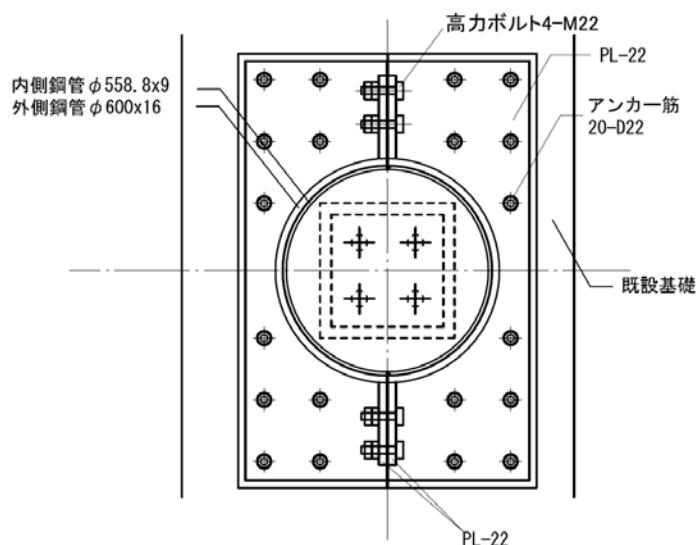


図 5-15 補強鋼管とあと施工アンカ一詳細 (伏図)

## (2)評価結果

補強支承部の補強鋼管の断面算定結果を表5-4に、あと施工アンカーの断面算定結果を表5-5に示す。

表5-4及び表5-5の結果より、補強鋼管及びあと施工アンカーの終局せん断耐力がせん断力を上回ることを確認した。

表5-4 補強鋼管の断面算定結果 (Ss)

地 震		補強鋼管		
		せん断力 (kN)	せん断耐力 (kN)	検定比
Ss-D	NS 方向	847.4	1160.0	0.730
	EW 方向	379.4	1160.0	0.327
Ss-1	NS 方向	378.5	1160.0	0.326
	EW 方向	399.9	1160.0	0.345
Ss-2	NS 方向	563.1	1160.0	0.485
	EW 方向	346.4	1160.0	0.299

※補強支承部に生じる全てのせん断力は、補強鋼管が負担する

表5-5 あと施工アンカーの断面算定結果 (Ss)

地 震		あと施工アンカー(接着系) 20-D22		
		せん断力 (kN)	せん断耐力 (kN)	検定比
Ss-D	NS 方向	847.4	1138.0	0.744

※補強支承部に生じる全てのせん断力は補強鋼管から応力伝達し、あと施工アンカーが負担する

### 5.3.3 テフロン支承

#### (1) 評価方法

入力地震動によりテフロン支承に生じる変位に対し、テフロン支承の許容変位(可動量)が上回ることを確認する。

#### (2) 評価結果

地震応答解析の結果より、テフロン支承の最大応答変位を表5-6に、最大変位となるSs-Dのすべり量を図5-16に示す。

表5-6の結果より、テフロン支承の許容変位が地震応答解析による変位(すべり量)を上回ることを確認した。

表5-6 テフロン支承の最大応答(Ss)

地 震	種 別	位 置 (通り)	すべり量 (mm)				許容変位	
			NS 方向地震時		EW 方向地震時			
			NS	EW	NS	EW		
Ss-D	TVF 開発棟側	9-1・8-2	0.13	11.3	0.16	2.3	可動量 ±100 mm	
		9-1・8-1	0.12	11.2	0.16	2.3		
	第二付属 排気筒側	9-3 側・8-2	-	11.4	-	57.0	可動量 ±250 mm	
		9-3 側・8-1	-	10.9	-	57.0		
Ss-1	TVF 開発棟側	9-1・8-2	0.10	3.6	0.16	2.2	可動量 ±100 mm	
		9-1・8-1	0.14	3.7	0.16	2.2		
	第二付属 排気筒側	9-3 側・8-2	-	3.9	-	14.9	可動量 ±250 mm	
		9-3 側・8-1	-	3.7	-	14.9		
Ss-2	TVF 開発棟側	9-1・8-2	0.15	6.6	0.14	2.0	可動量 ±100 mm	
		9-1・8-1	0.13	6.6	0.14	2.0		
	第二付属 排気筒側	9-3 側・8-2	-	6.2	-	34.5	可動量 ±250 mm	
		9-3 側・8-1	-	6.6	-	34.5		

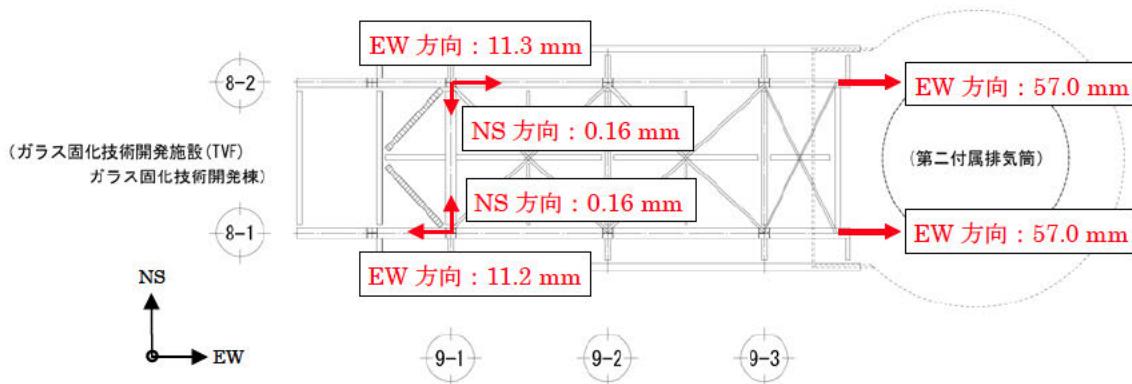


図5-16 テフロン支承の最大応答変位図 (Ss-D)

(別冊 1-15)

## 再処理施設に関する設計及び工事の計画

(第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事)

建物（その23）ガラス固化技術開発施設

## 目 次

	頁
1. 変更の概要	1
2. 準拠すべき法令、基準及び規格	2
3. 設計の基本方針	4
4. 設計条件及び仕様	5
5. 工事の方法	10
6. 工事の工程	16

## 別 図 一 覧

- 別図-1 再処理施設の構成及び申請範囲
- 別図-2-1 補強鉄筋コンクリート範囲 外形図
- 別図-2-2 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (A-A)
- 別図-2-3 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (B-B)
- 別図-2-4 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (C-C)
- 別図-2-5 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (D-D)
- 別図-2-6 補強鉄筋コンクリート範囲 断面詳細図 (E-E 断面)
- 別図-2-7 補強鉄筋コンクリート範囲 断面詳細図 (F-F 断面)
- 別図-2-8 補強鉄筋コンクリート工事フロー図
- 別図-3-1 排気ダクト接続架台 平面図
- 別図-3-2 排気ダクト接続架台 軸組図
- 別図-3-3 梁及びブレースの補強 断面詳細図
- 別図-3-4 ブレースの新設 平面詳細図
- 別図-3-5 支承部の補強 詳細図
- 別図-3-6 支承部の補強 補強前後比較図
- 別図-3-7 梁及びブレースの補強工事フロー図
- 別図-3-8 ブレースの新設工事フロー図
- 別図-3-9 支承部の補強工事フロー図

## 表 一 覧

表-1-1 設計条件

表-1-2 設計仕様

表-1-3 鋼材等の種類

表-1-4 鉄筋の継手の長さ

表-1-5 鉄筋及びアンカー筋の定着の長さ

表-1-6 鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

表-1-7 型枠の寸法許容差

表-1-8 コンクリートの強度表

表-1-9 構造体強度補正值と適用期間

表-2-1 設計条件

表-2-2 設計仕様

表-2-3 鋼材等の種類

表-3 第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事工程表

## 1. 変更の概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）附則第 18 条第 1 項に基づき、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、令和 2 年●月●日付け原規規発第 0000000 号をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画について、変更認可の申請を行う。

今回工事を行うガラス固化技術開発施設（TVF）の第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事に係る廃止措置計画変更認可の申請は、昭和 63 年 6 月 16 日に認可（63 安（核規）第 343 号）を受けた再処理施設に係る設計及び工事の方法（建物（その 23）ガラス固化技術開発施設）」について、再処理施設の性能に係る技術基準に基づき実施するものである。

今回、第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台において、廃止措置計画用設計地震動が作用した際に強度が不足する恐れがあることから、地震時における耐震性向上のため、第二付属排気筒下部への鉄筋コンクリート補強を行う。また、排気ダクト接続架台については、梁及びブレースの補強、ブレースの新設及び支承部の補強を行う。

耐震補強工事後の耐震性については、添付資料 6-1-2-5-3 第二付属排気筒の地震応答計算書及び、添付資料 6-1-2-5-4 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書に記載している。

## 2. 準拠すべき法令、基準及び規格

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号）  
「再処理施設の技術基準に関する規則」（令和 2 年原子力規制委員会規則第 9 号）  
「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」  
(平成 25 年 原子力規制委員会規則第 27 号)  
「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」  
(平成 25 年 原子力規制委員会規則第 5 号)  
「建築基準法・同施行令」（昭和 25 年法律第 201 号）  
「原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）」（日本電気協会）  
「原子力発電所耐震設計技術規程（JEAC4601）」（日本電気協会）  
「乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程」  
(日本電気協会)  
「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」（日本建築センター）  
「建築物の構造規定」（日本建築センター）  
「日本産業規格（JIS）」  
「煙突構造設計指針」（日本建築学会）  
「鋼構造設計規準 許容応力度設計法」（日本建築学会）  
「鋼構造許容応力度設計規準」（日本建築学会）  
「建築基礎構造設計指針」（日本建築学会）  
「各種合成構造設計指針・解説」（日本建築学会）  
「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」（国土交通省）  
「鋼構造塑性設計指針」（日本建築学会）  
「公共建築工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  
「公共建築改修工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  
「建築工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  
「建築改修工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）  
「建築工事標準仕様書・同解説（JASS）」（日本建築学会）  
「建築物荷重指針・同解説」（日本建築学会）  
「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）  
「原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」（日本建築学会）

「建物と地盤の動的相互作用を考慮した応答解析と耐震設計」（日本建築学会）

「鋼構造接合部設計指針」（日本建築学会）

### 3. 設計の基本方針

第二付属排気筒の地震時における耐震性向上のため、第二付属排気筒下部への鉄筋コンクリート補強を行う。

排気ダクト接続架台の地震時における耐震性向上のため、梁及びプレースの補強、プレースの新設及び支承部の補強を行う。

## 4. 設計条件及び仕様

### 4.1 第二付属排気筒

#### (1) 設計条件

表-1-1 設計条件

名 称	第二付属排気筒
耐震重要度分類	S クラス（旧 A 類）
構 造	鋼製（基礎は鉄筋コンクリート造）

#### (2) 仕様

第二付属排気筒の耐震性向上のため、以下の施工を行う。

表-1-2 設計仕様

名 称	第二付属排気筒
仕 様	補強鉄筋コンクリートの新設
補強部材 主要材料	コンクリート：普通コンクリート（JIS A 5308） 鉄筋 : SD295A、SD345（JIS G 3112） アンカーフレア : SD345（JIS G 3112）
図	別図-1、別図-2-1～別図-2-7

表-1-3 鋼材等の種類

部材	材料	備考
鉄筋	SD295A (D13、D16)	JIS G 3112
	SD345 (D19、D22)	
アンカー筋	SD345 (D22)	JIS G 3112
あと施工アンカー (接着系・カプセル型)	D22 用	JCAA 認証品

表-1-4 鉄筋の継手の長さ

鉄筋の種類	継手の長さ		備考
SD295A	重ね継手	35d または 25d フック付き	JASS 5N
SD345	重ね継手	35d または 25d フック付き	JASS 5N
共通	フレア溶接	片面 10d または両面 5d	建築改修工事監理指針

表-1-5 鉄筋及びアンカー筋の定着の長さ

鉄筋の種類	定着長さ	備考
SD345	30d または 20d フック付き	JASS 5N

表-1-6 鉄筋と型枠とのかぶり厚さ

部位			かぶり厚さ (mm)	備考
土に接しない部分	耐力壁 (補強鉄筋コンクリート)	屋外	50	JASS 5N
土に接する部分	耐力壁 (補強鉄筋コンクリート)		50	JASS 5N

表-1-7 型枠の寸法許容差

項目	許容差 (mm)	備考
壁(補強鉄筋コンクリート) の断面寸法	-5 +15	JASS 5N

表-1-8 コンクリートの強度表

普通コンクリート		備考
設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	品質基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )	

表-1-9 構造体強度補正值と適用期間

(強度管理材齢 28 日)

適用期間	構造体強度補正值 (N/mm <sup>2</sup> )
3月12日～7月27日	3
7月28日～8月23日	6
8月24日～11月14日	3
11月15日～3月11日	6

茨城県北部生コンクリート協同組合の通達による。

## 4.2 排気ダクト接続架台

### (1) 設計条件

表-2-1 設計条件

名 称	排気ダクト接続架台
耐震重要度分類	B クラス（旧B類）
構 造	鉄骨造

### (2) 仕様

排気ダクト接続架台の耐震性向上のため、以下の施工を行う。

表-2-2 設計仕様

名 称	排気ダクト接続架台		
仕 様	梁及びブレースの補強 ブレースの新設 支承部の補強		
補強部材	梁及びブレースの補強	鋼板	: SS400 (JIS G 3101)
主要材料	ブレースの新設	鋼材 鋼板	: SN400B (JIS G 3136) : SS400 (JIS G 3101)
	支承部の補強	鋼管 鋼板 アンカーブル 高力ボルト	: STK400 (JIS G 3444) : SS400 (JIS G 3101) : SD345 (JIS G 3112) : F8T (大臣認定品) F10T (JIS B 1186) S10T (大臣認定品)
図	別図-1, 別図-3-1～別図-3-6		

表-2-3 鋼材等の種類

部材	材料	備考
鋼板	SS400	JIS G 3101
鋼材	SN400B	JIS G 3136
鋼管	STK400	JIS G 3444
アンカー筋	SD345	JIS G 3112
高力ボルト	F8T	大臣認定品
	F10T	JIS B 1186
	S10T	大臣認定品
あと施工アンカー (接着系・カプセル型)	D22 用	JCAA 認証品

## 5. 工事の方法

### 5.1 第二付属排気筒

#### (1) 工事の方法及び手順

本工事のフローを別図-2-8 に示す。また、本工事において実施する試験・検査項目、検査方法及び判定基準を以下に示す。

##### 1) 試験・検査項目

###### ① 材料検査

方法：イ. 鉄筋及びアンカー筋の材料を材料証明書等により確認する。

ロ. あと施工アンカー（接着系・カプセル型）の材料が認証品であることを確認する。

判定：イ. 鉄筋及びアンカー筋が表-1-3 に示す材料であること。

ロ. あと施工アンカー（接着系・カプセル型）が表-1-3 に示す材料であること。

###### ② 構造検査 1（配筋検査）

方法：イ. 鉄筋及びアンカー筋の径（呼び径）を目視により確認する。

ロ. 鉄筋及びアンカー筋の本数又は間隔を目視又は測定により確認する。

ハ. アンカー筋の埋め込み長さ及び定着長さが確保されていることを目視又は測定により確認する。

ニ. 鉄筋の継手長さ及び定着長さを目視又は測定により確認する。また、フレア溶接を行う継手については、フレア溶接部を目視により確認する。

ホ. 鉄筋と型枠とのかぶり厚さを目視又は測定により確認する。

判定：イ. 鉄筋及びアンカー筋が別図-2-2～別図-2-7 に示す径（呼び径）であること。

ロ. 鉄筋及びアンカー筋が別図-2-2～別図-2-7 に示す本数又は間隔であること。

ハ. アンカー筋が別図-2-6 及び別図-2-7 に示す埋め込み長さ及び表-1-5 に示す定着長さを確保していること。

ニ. 鉄筋の継手長さ及び定着長さが表-1-4 及び表-1-5 に示す長さ以上であること。また、フレア溶接部について、割れ等の有害な欠陥がないこと。

ホ. 鉄筋と型枠とのかぶり厚さが表-1-6 に示す厚さ以上であること。

③ 構造検査 2 (型枠検査)

方法：型枠の寸法を測定により確認する。

判定：型枠が表-1-7 に示す寸法許容差の範囲内であること。

④ 強度検査 (コンクリートの強度試験)

方法：コンクリートの強度を圧縮強度試験により確認する。

判定：普通コンクリートの圧縮強度の平均値が表-1-8 に示す品質基準強度に表-1-9 に示す構造体強度補正值を加えた値以上であり、かつ、個々の値が表-1-8 に示す品質基準強度に表-1-9 に示す構造体強度補正值を加えた値の 85%以上であること。

⑤ 外観検査 1 (外観検査)

方法：補強鉄筋コンクリートの表面を目視により確認する。

判定：補強鉄筋コンクリートの表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

⑥ 外観検査 2 (配置検査)

方法：補強鉄筋コンクリートの配置を目視により確認する。

判定：補強鉄筋コンクリートが別図-2-1 に示す位置に配置されていること。

(2) 工事上の安全対策

本工事に際しては、以下の注意事項に従い行う。

- ① 本工事の保安については、再処理施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に従い、作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ② 本工事においては、作業手順、装備、連絡体制等について十分に検討した上で、作業を実施する。
- ③ 本工事においては、ヘルメット、保護手袋等の保護具を作業の内容に応じて着用し、災害防止に努める。

- ④ 本工事における火気作業時は、近傍の可燃物を除去した上で実施する。ただし、可燃物を除去できない場合は、不燃シートによる作業場所の養生等を行い、火災を防止する。
- ⑤ 本工事における高所作業時は、墜落制止用器具等の保護具を着用し、災害防止に努める。

## 5.2 排気ダクト接続架台

### (1) 工事の方法及び手順

#### A. 梁及びブレースの補強

本工事のフローを別図-3-7に示す。また、本工事において実施する試験・検査項目、検査方法及び判定基準を以下に示す。

##### ① 材料検査

方法：鋼板の材料を材料証明書等により確認する。

判定：鋼板が表-2-3に示す材料であること。

##### ② 寸法検査 1

方法：鋼板の断面寸法を材料証明書等により確認する。

判定：鋼板の断面寸法が別図-3-3に示す断面寸法であること。

##### ③ 寸法検査 2

方法：鋼板の溶接長を目視により確認する。

判定：鋼板の溶接長が別図-3-3に示す溶接長以上であること。

##### ④ 外観検査 1（外観検査）

方法：イ. 鋼板の表面を目視により確認する。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部を目視により確認する。

判定：イ. 鋼板の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部に割れ等の欠陥がないこと。

##### ⑤ 外観検査 2（配置検査）

方法：補強した梁及びブレースの配置を目視により確認する。

判定：補強した梁及びブレースが別図-3-1～別図-3-3に示す位置に配置されていること。

#### B. ブレースの新設

本工事のフローを別図-3-8に示す。また、本工事において実施する試験・検査項目、検査方法、判定基準を以下に示す。

##### ① 材料検査

方法：鋼材及び鋼板の材料を材料証明書等により確認する。

判定：鋼材及び鋼板が表-2-3に示す材料であること。

##### ② 寸法検査

方法：鋼材及び鋼板の断面寸法を材料証明書等により確認する。

判定：鋼材及び鋼板の断面寸法が別図-3-4に示す断面寸法であること。

③ 外観検査2（外観検査）

方法：イ. 鋼材及び鋼板の表面を目視により確認する。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部を目視により確認する。

判定：イ. 鋼材及び鋼板の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部に割れ等の欠陥がないこと。

④ 外観検査3（配置検査）

方法：新設したブレースの配置を目視により確認する。

判定：新設したブレースが別図-3-1及び別図-3-4に示す位置に配置されていること。

### C. 支承部の補強

本工事のフローを別図-3-9に示す。また、本工事において実施する試験・検査項目、検査方法及び判定基準を以下に示す。

① 材料検査

方法：イ. 鋼管、鋼板、アンカーリング及び高力ボルトの材料を材料証明書等により確認する。

ロ. あと施工アンカー（接着系・カプセル型）の材料が認証品であることを確認する。

判定：イ. 鋼管、鋼板、アンカーリング及び高力ボルトが表-2-3に示す材料であること。

ロ. あと施工アンカー（接着系・カプセル型）が表-2-3に示す材料であること。

② 寸法検査

方法：イ. 鋼管及び鋼板の断面寸法を測定又は材料証明書等により確認する。

ロ. アンカーリングの径（呼び径）を製品証明書等により確認する。

判定：イ. 鋼管、鋼板の断面寸法が別図-3-5に示す断面寸法であること。

ロ. アンカーリングの径（呼び径）が別図-3-5に示す径（呼び径）で

あること。

③ 外観検査 1 (外観検査)

方法：イ. 鋼管の表面を目視により確認する。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部を目視により確認する。

判定：イ. 鋼管の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

ロ. 既存鉄骨材との溶接部に割れ等の欠陥がないこと。

④ 外観検査 2 (据付検査)

方法：イ. アンカー筋及び高力ボルトの据付状態を目視により確認する。

ハ. アンカー筋の埋め込み長さが確保されていることを目視により確認する。

判定：イ. アンカー筋及び高力ボルトが別図-3-5 に示す本数であり、据付状態に異常がないこと。

ハ. アンカー筋が別図-3-5 に示す埋め込み長さを確保していること。

⑤ 外観検査 3 (外観検査)

方法：鋼管及び鋼板の表面を目視により確認する。

判定：鋼管及び鋼板の表面に有害な傷、へこみ等がないこと。

⑥ 外観検査 4 (配置検査)

方法：補強した支承部の配置を目視により確認する。

判定：補強した支承部が別図-3-1、別図-3-2 及び別図-3-5 に示す位置に配置されていること。

## (2) 工事上の安全対策

本工事に際しては、以下の注意事項に従い行う。

- ① 本工事の保安については、再処理施設保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に従い、作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ② 本工事においては、作業手順、装備、連絡体制等について十分に検討した上で、作業を実施する。
- ③ 本工事においては、ヘルメット、保護手袋等の保護具を作業の内容に応じて着用し、災害防止に努める。

- ④ 本工事における火気作業時は、近傍の可燃物を除去した上で実施する。ただし、可燃物を除去できない場合は、不燃シートによる作業場所の養生等を行い、火災を防止する。
- ⑤ 本工事における高所作業時は、墜落制止用器具等の保護具を着用し、災害防止に努める。

## 6. 工事の工程

本申請に係る工事の工程を表-3 に示す。

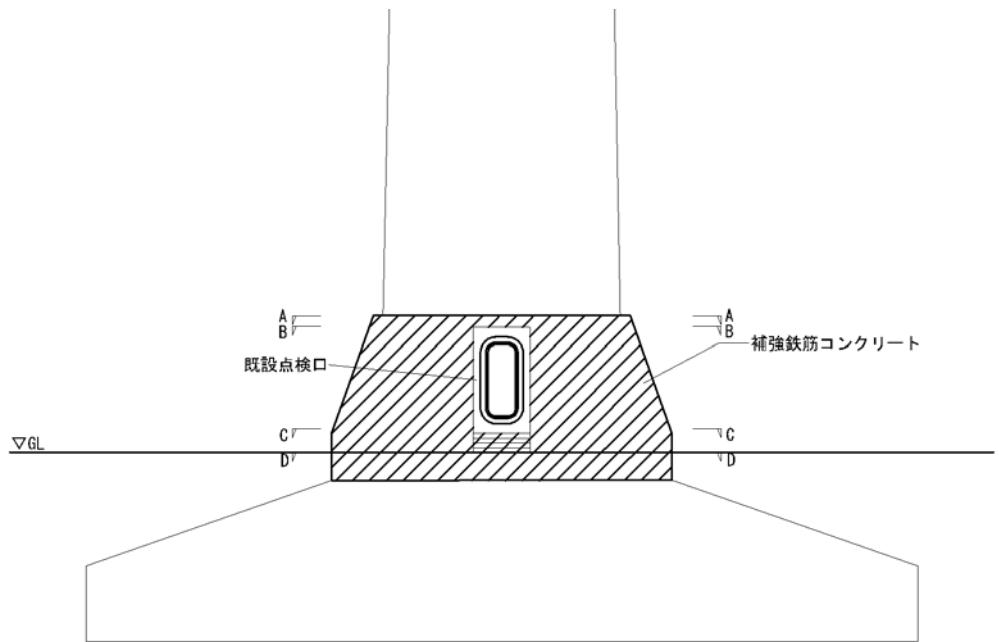
表-3 第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の耐震補強工事工程表

	令和 2 年度	令和 3 年度	備 考
第二付属排気筒及び 排気ダクト接続架台の 耐震補強工事		工事	

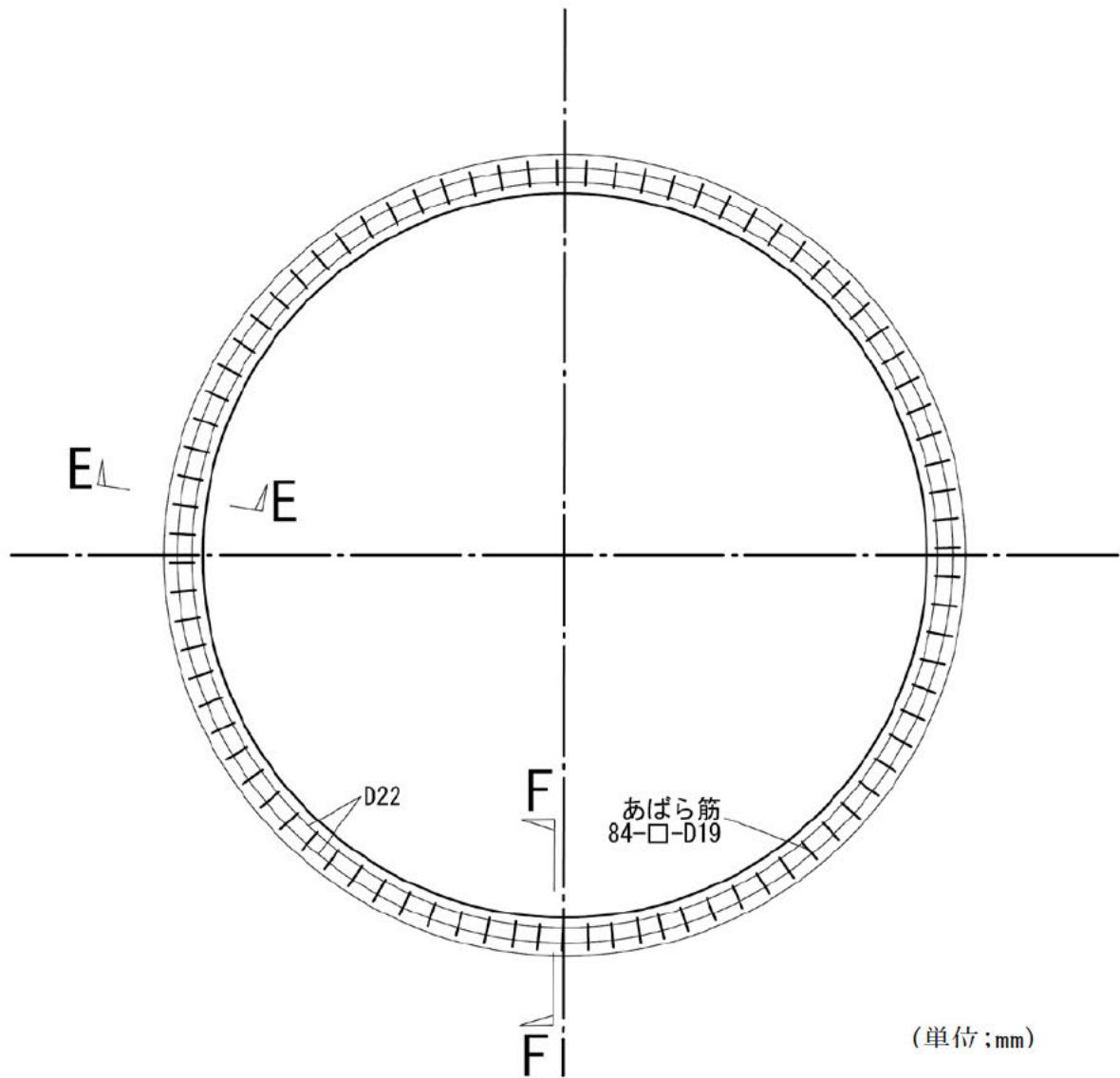
(別図)



別図-1 再処理施設の構成及び申請範囲



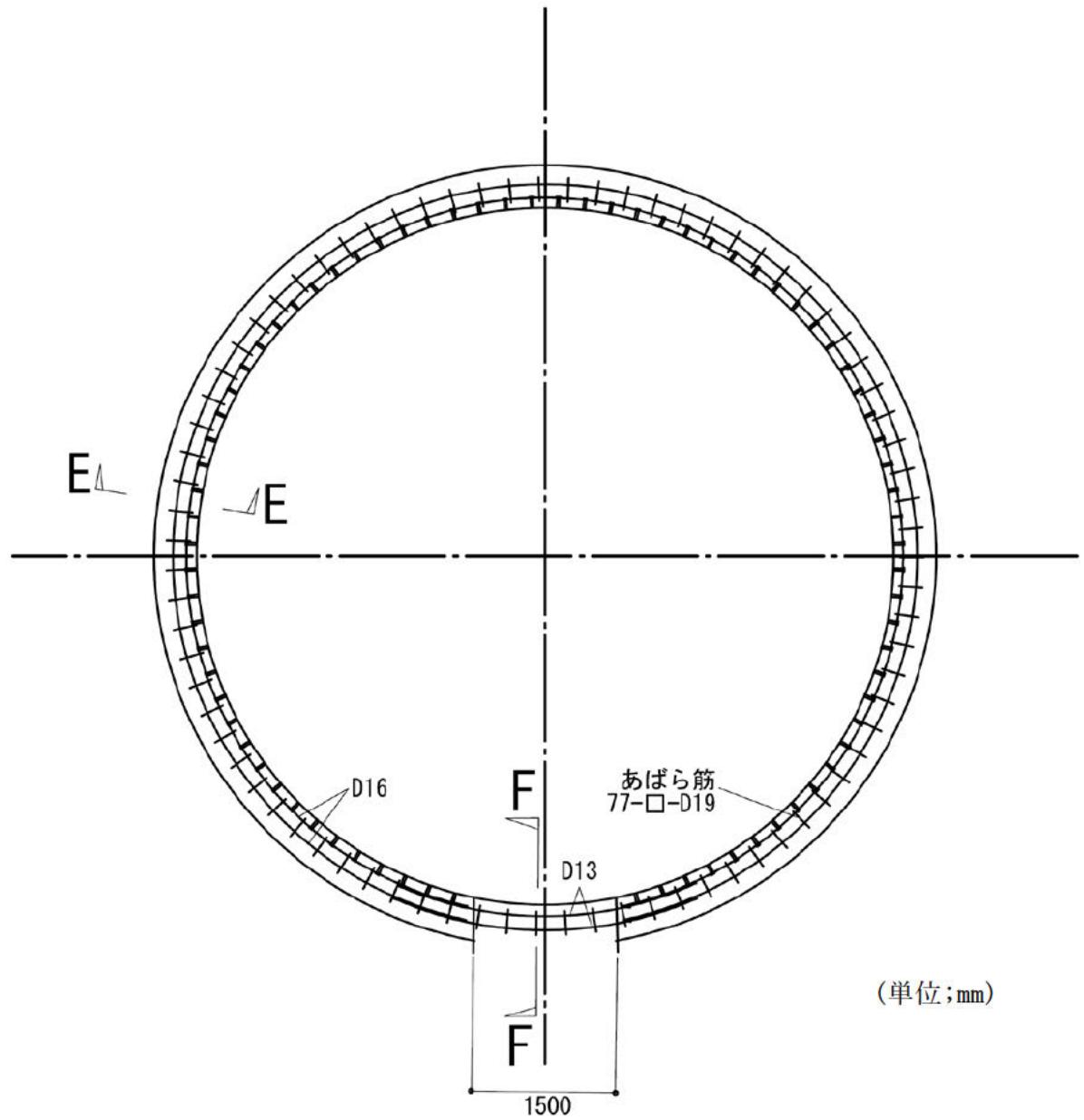
別図-2-1 補強鉄筋コンクリート範囲 外形図



※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。

この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

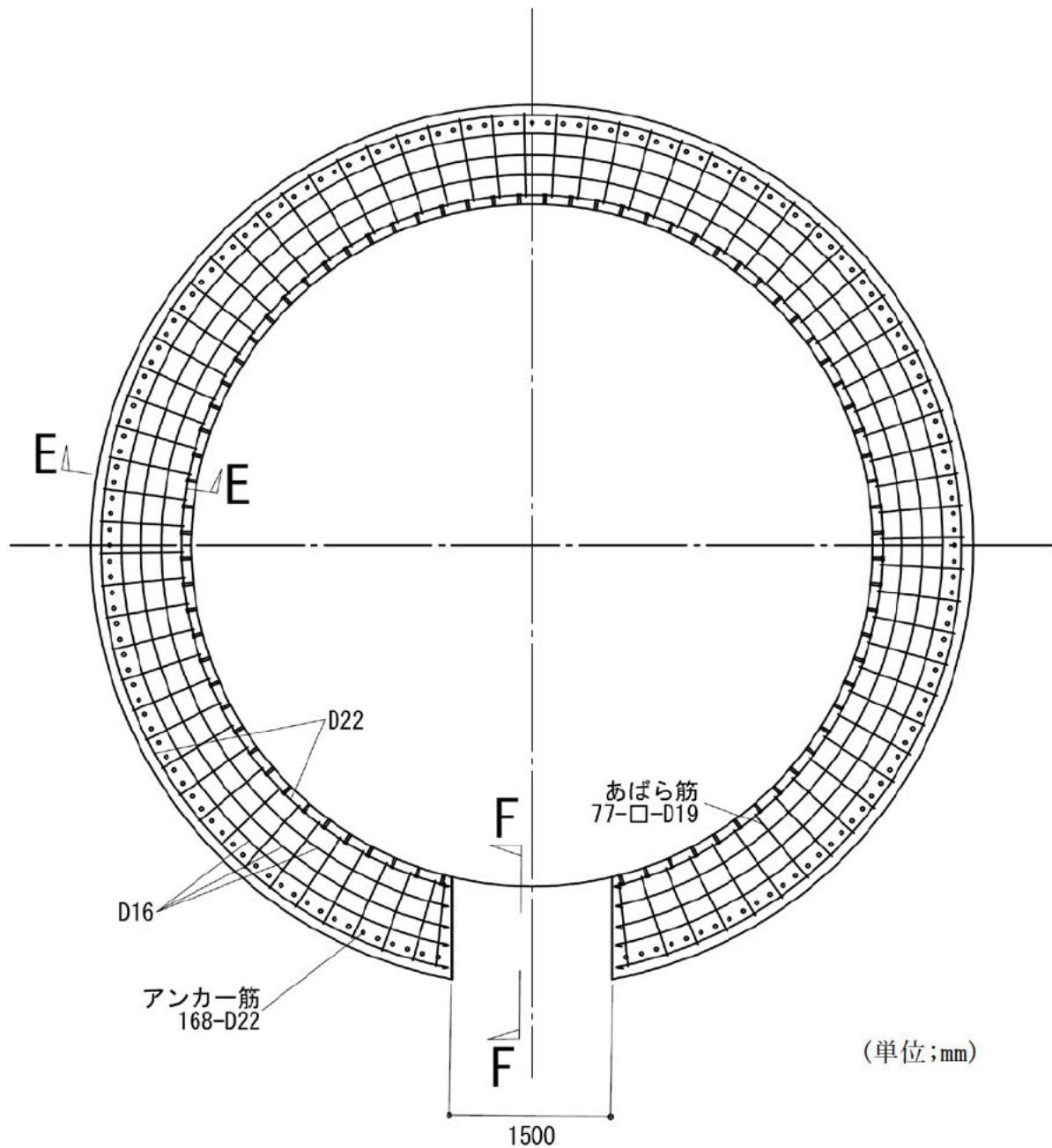
別図-2-2 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (A-A)



※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。

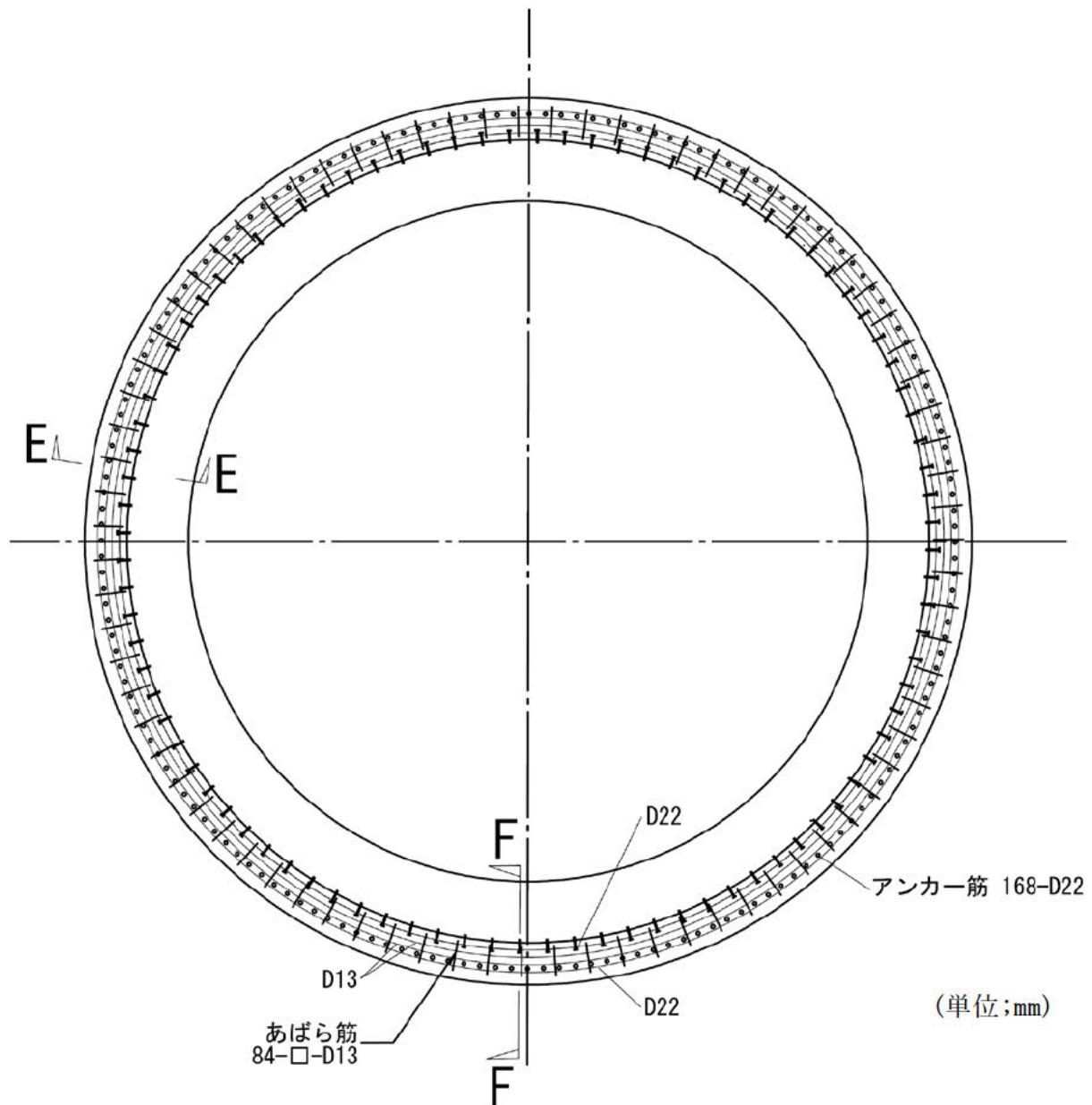
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

別図-2-3 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (B-B)



※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。  
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

別図-2-4 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (C-C)

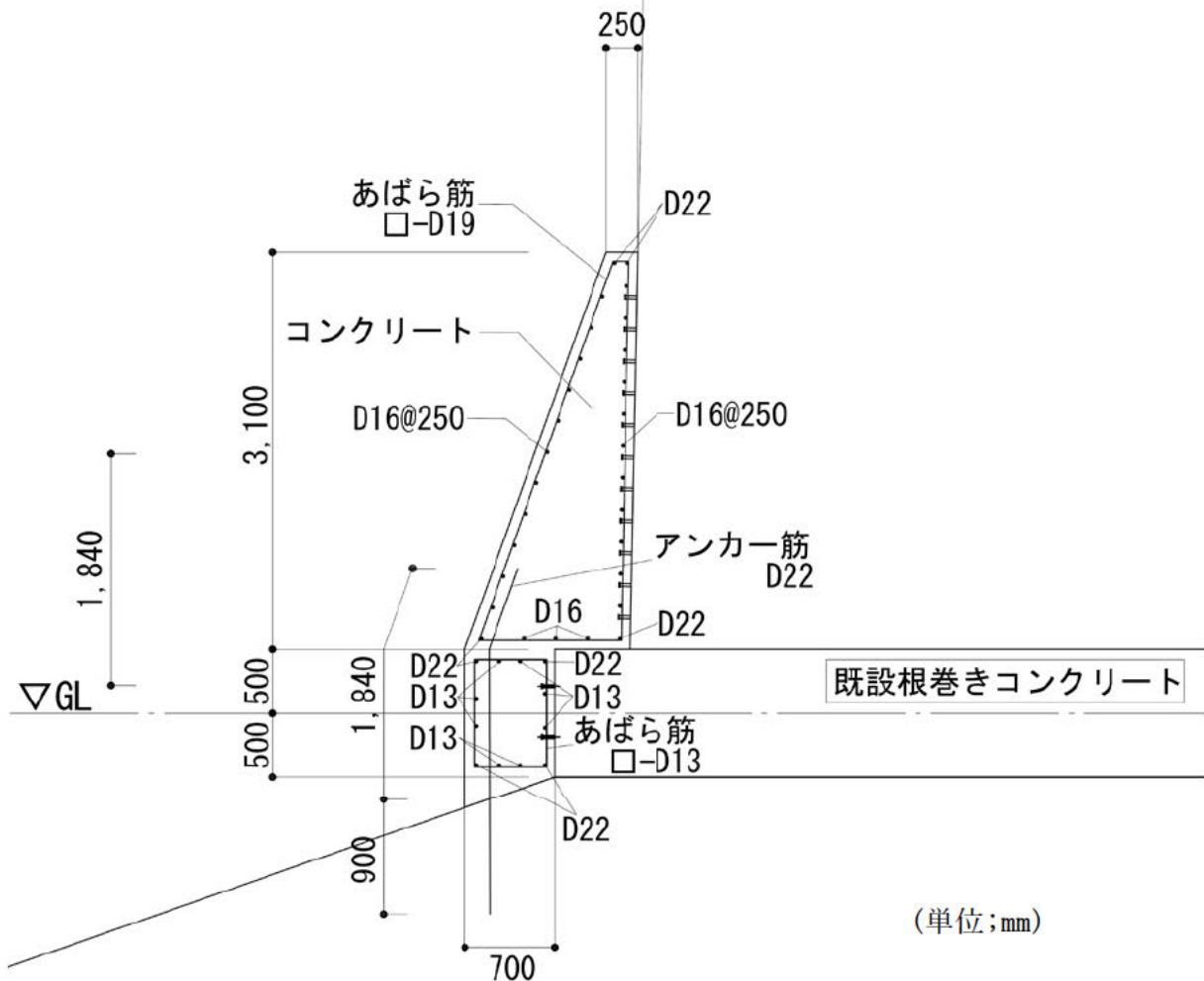


※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。

この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

別図-2-5 補強鉄筋コンクリート範囲 平面図 (D-D)

第二付属排気筒



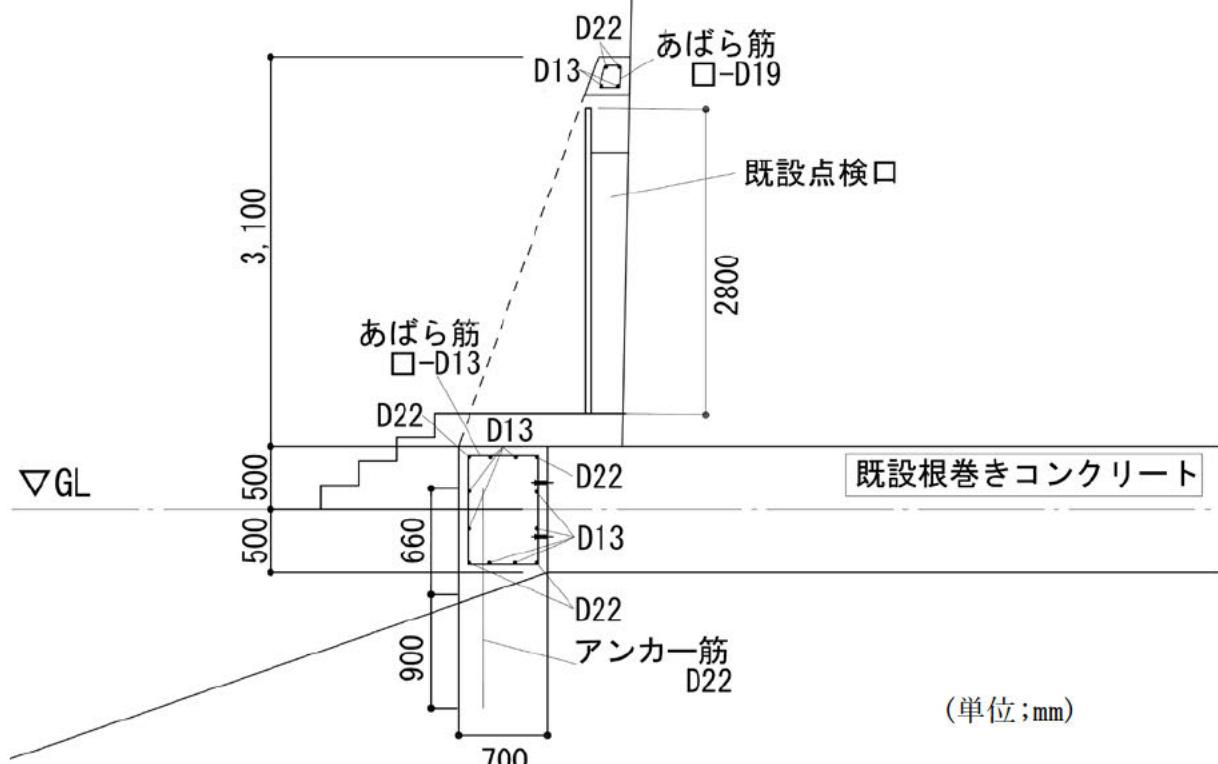
第二付属排気筒基礎

※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。

この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

別図-2-6 補強鉄筋コンクリート範囲 断面詳細図 (E-E 断面)

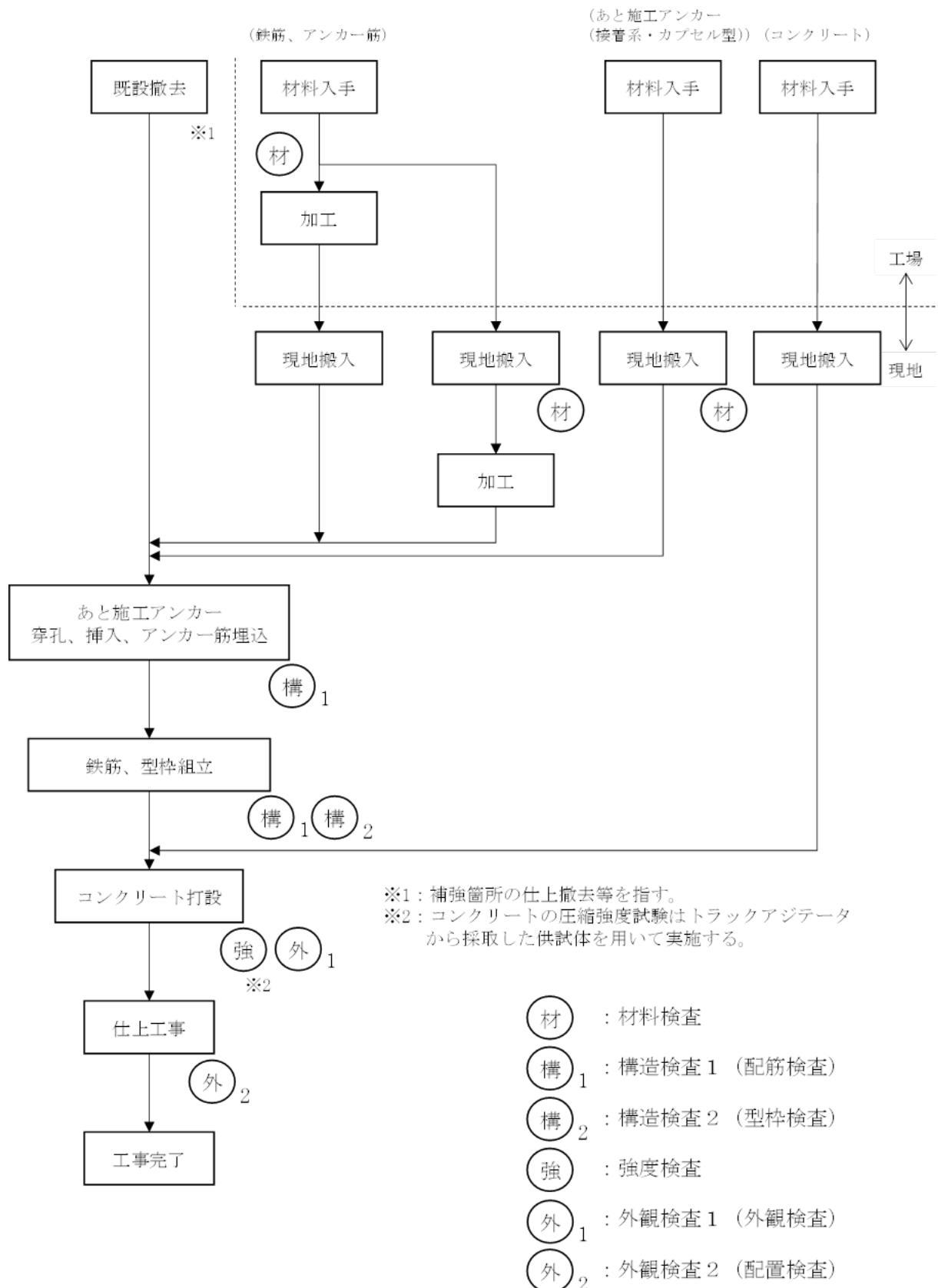
第二付属排気筒



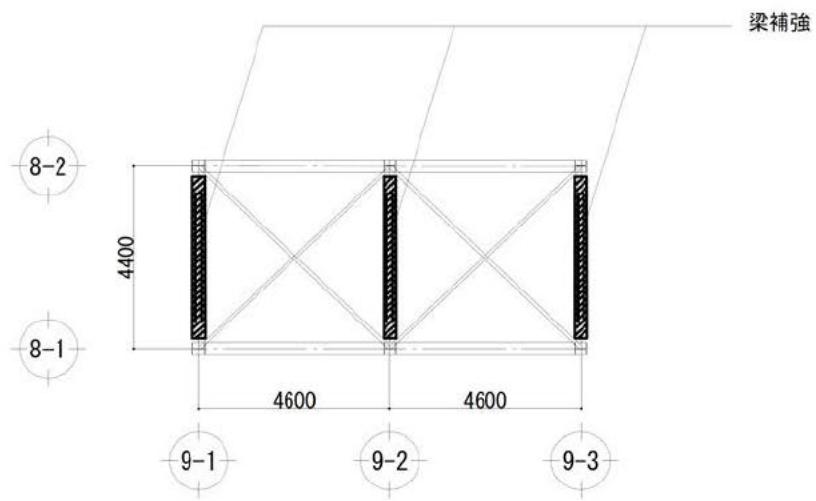
第二付属排気筒基礎

※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。  
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

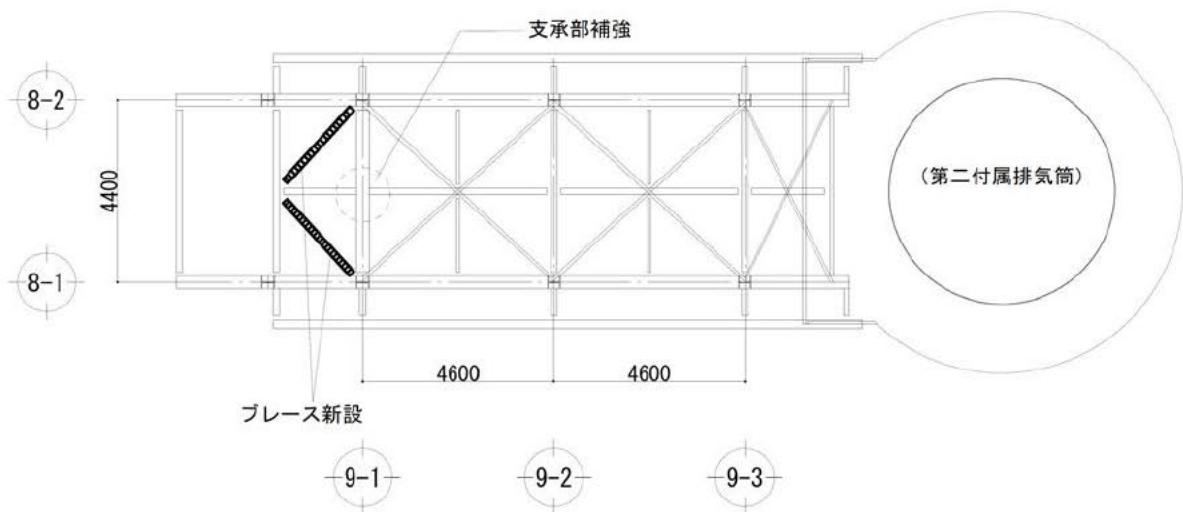
別図-2-7 補強鉄筋コンクリート範囲 断面詳細図 (F-F 断面)



別図-2-8 補強鉄筋コンクリート工事フロー

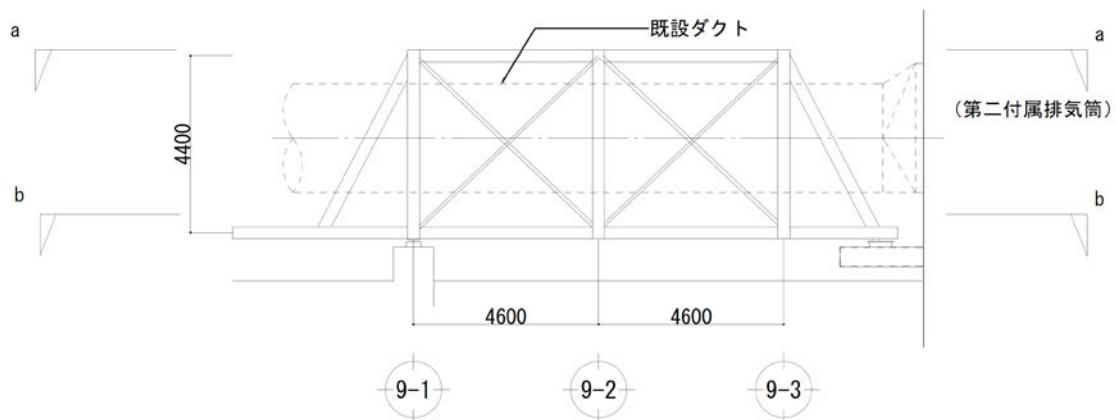


a平面図

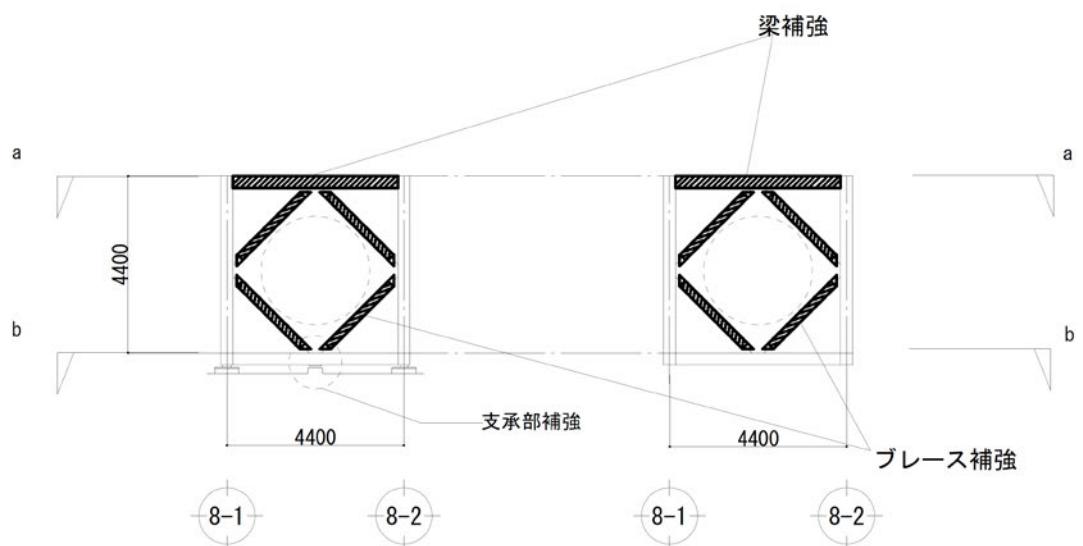


(単位:mm)  
b平面図

別図-3-1 排気ダクト接続架台 平面図



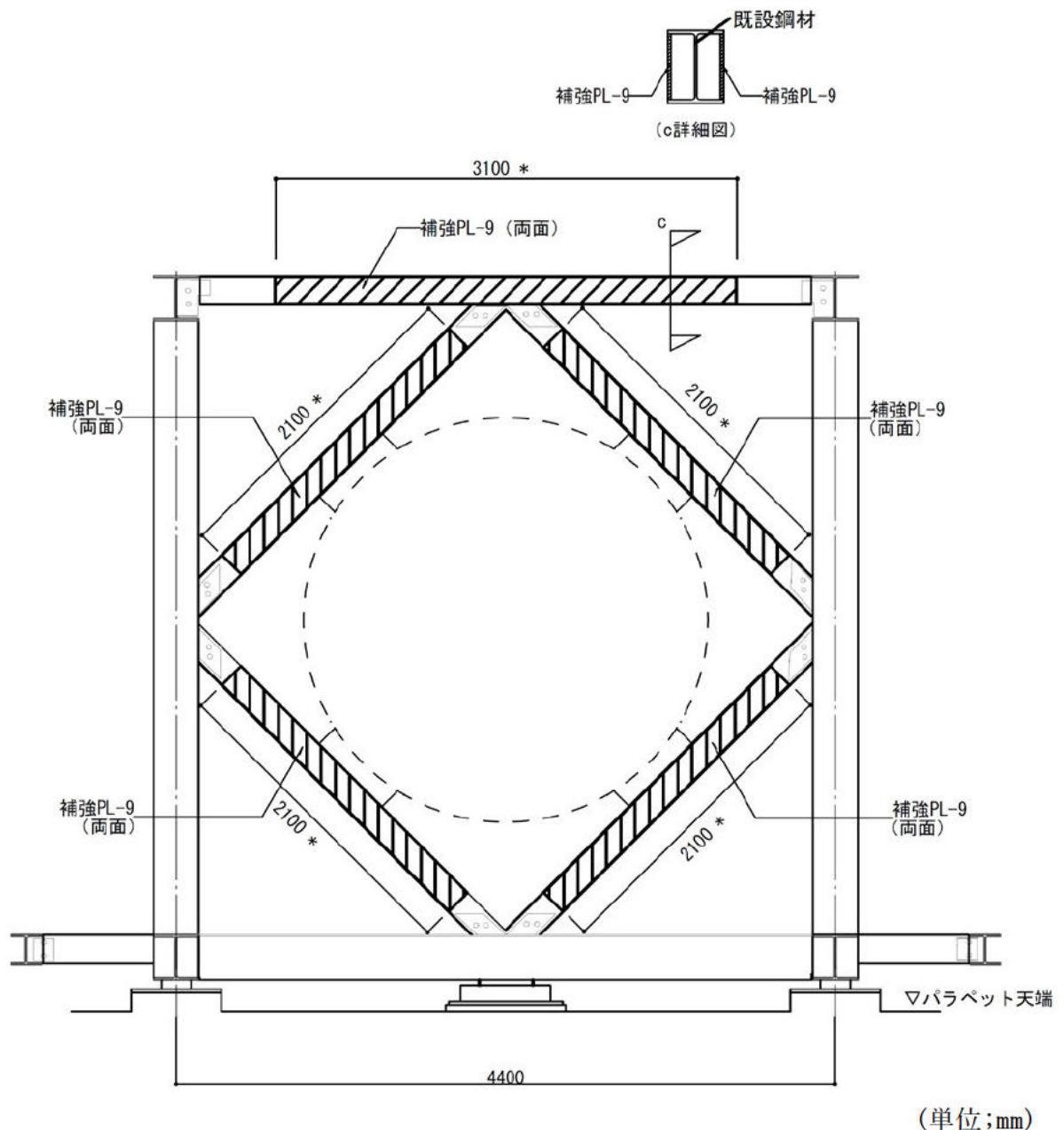
8-1通り 軸組図



軸組図  
9-1通り                            9-2, 9-3通り

(単位:mm)

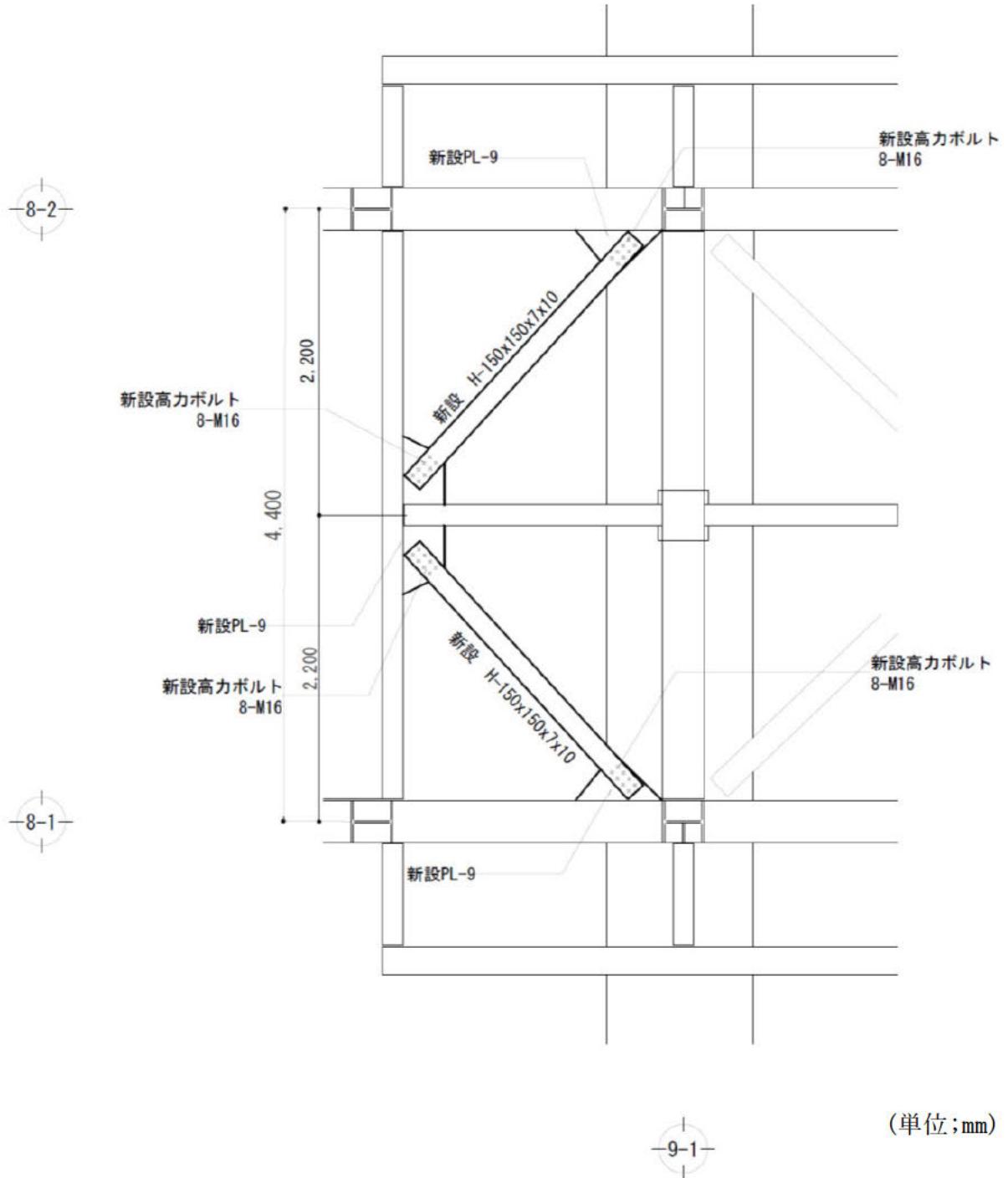
別図-3-2 排気ダクト接続架台 軸組図



(9-1) 通り

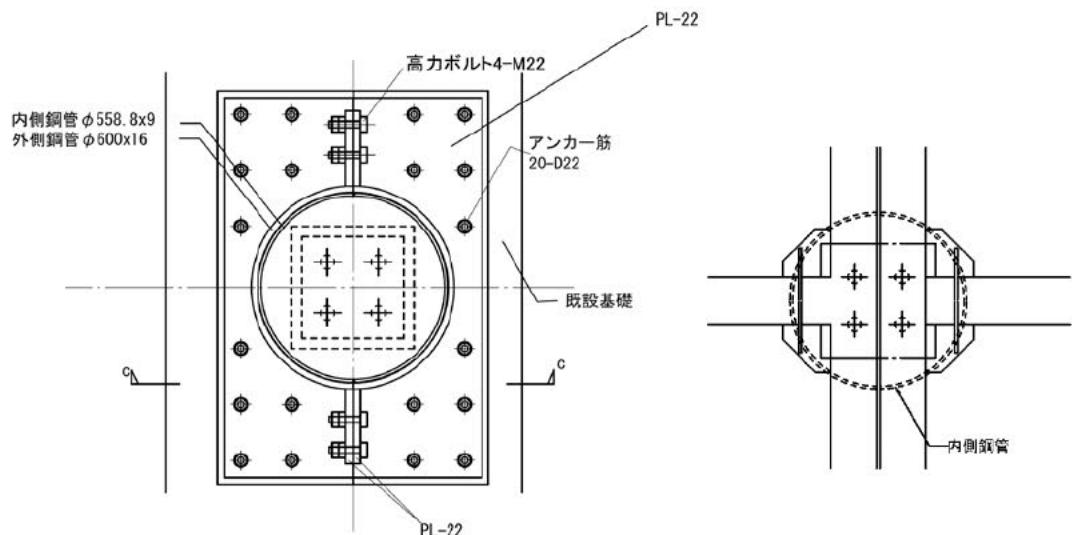
- ※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。  
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。
- ※ 9-2, 9-3 通りについても同様の補強を行う。
- \* 溶接長を示す。

別図-3-3 梁及びブレースの補強 断面詳細図



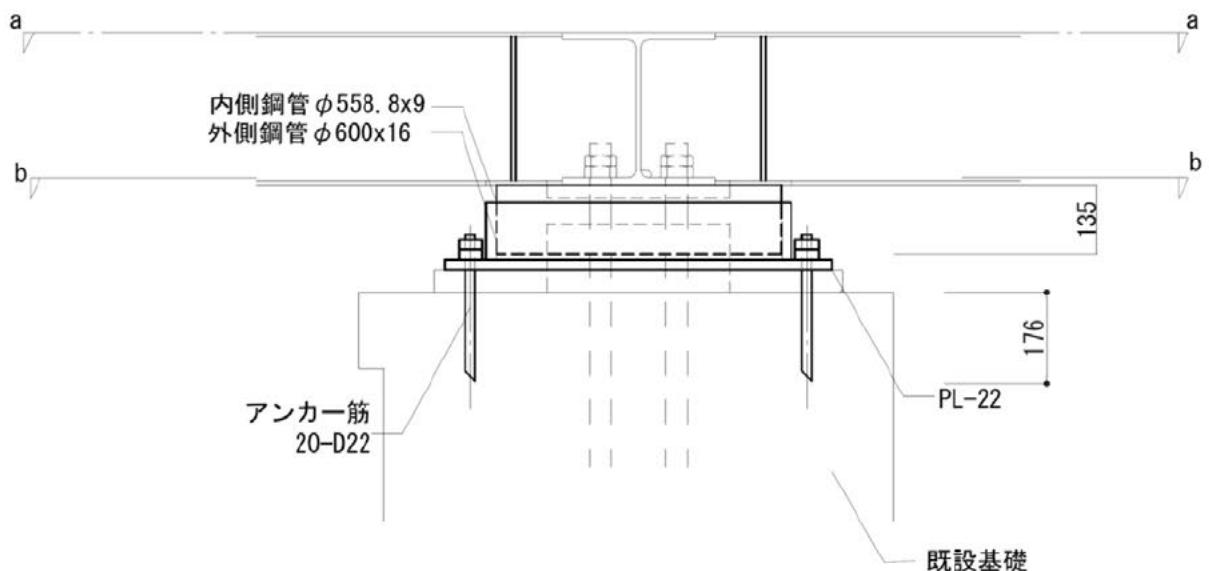
※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。  
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

別図-3-4 ブレースの新設 平面詳細図



(詳細平面図)

(b 詳細平面図)



(c 詳細断面図)

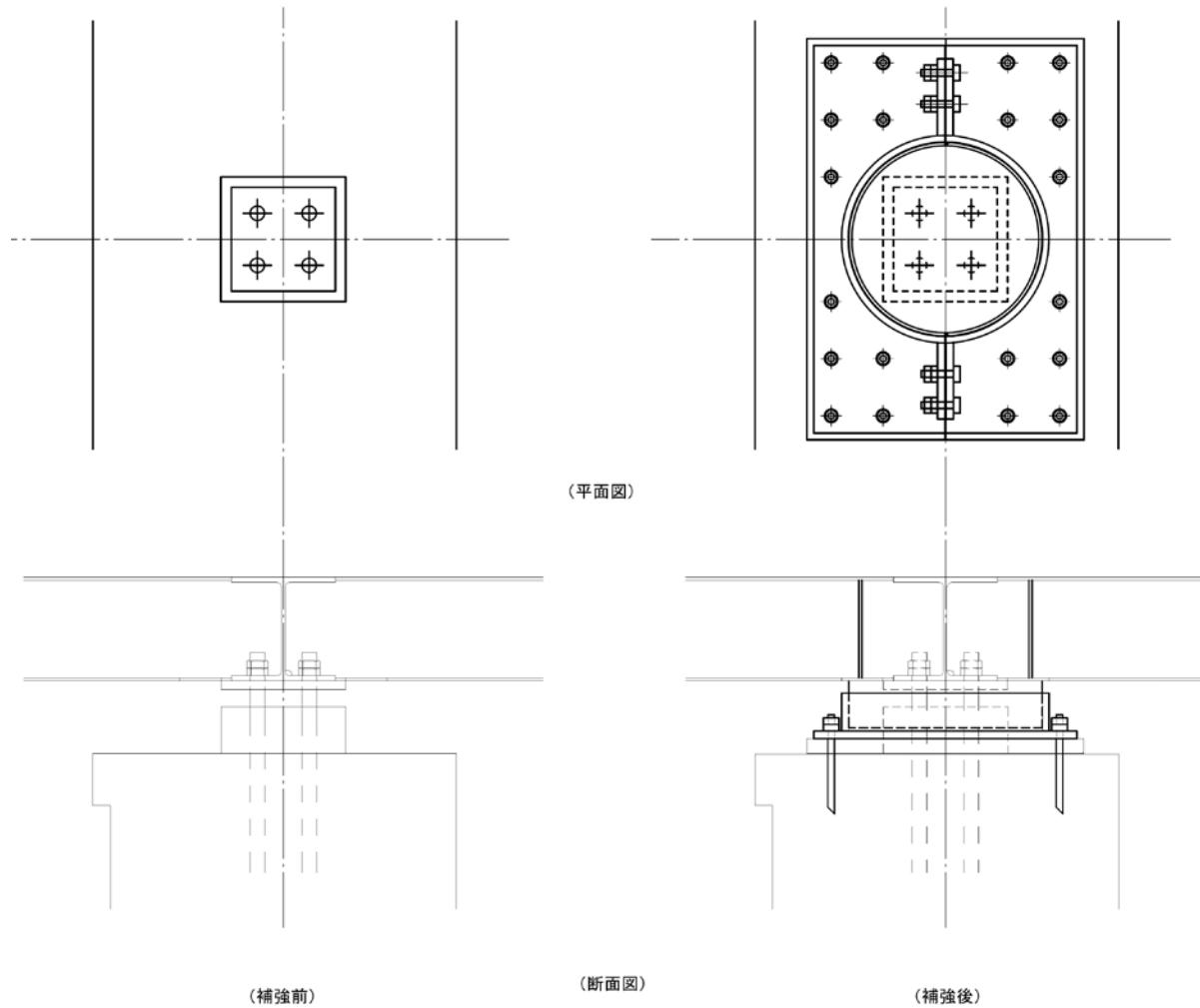
(単位:mm)

※ 既設との干渉により、補強部材の位置等を変更することがある。

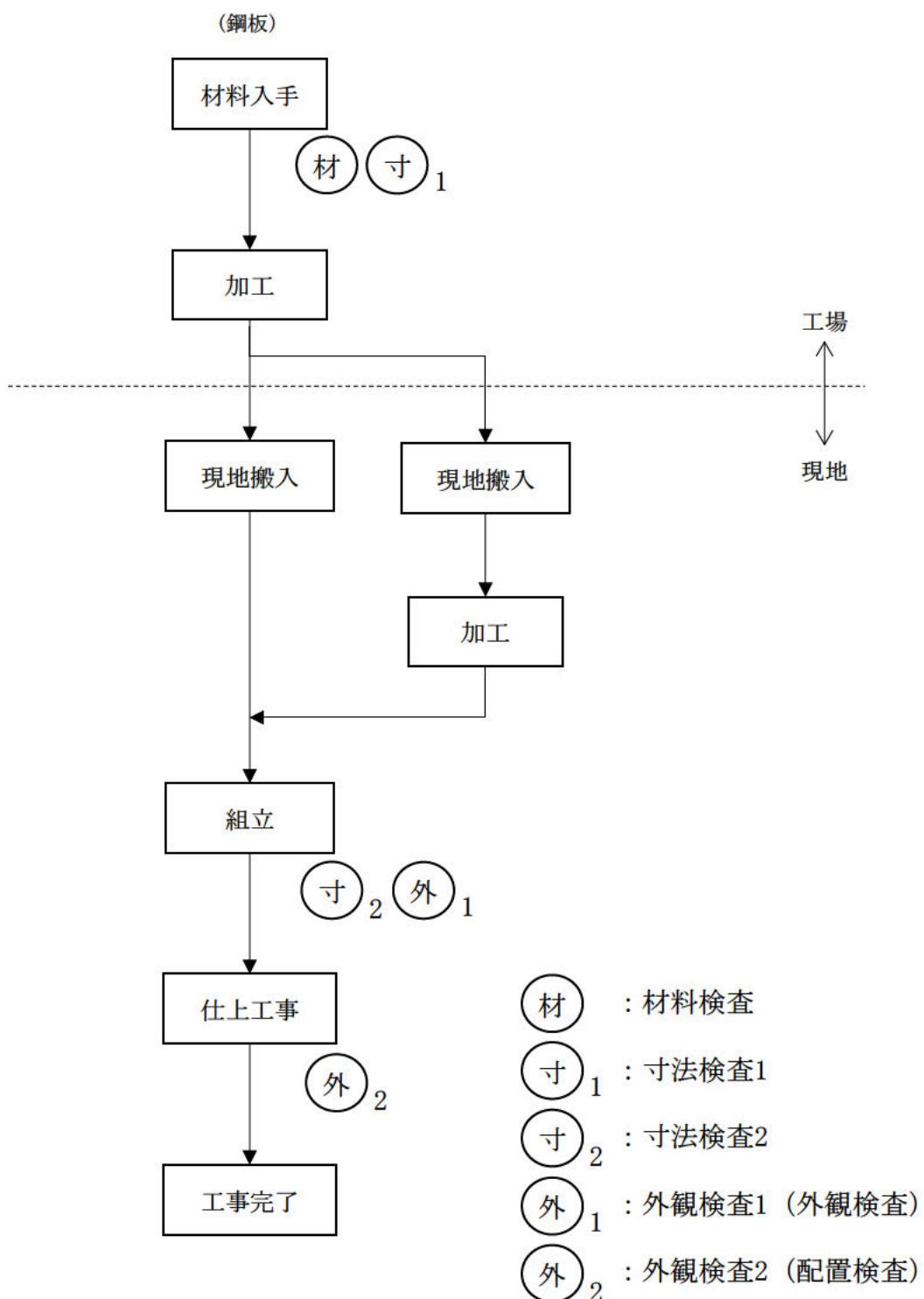
この場合、同等以上の耐力を確保した施工とする。

※ 内側钢管及び外側钢管については、分割したものを見場で接合する。

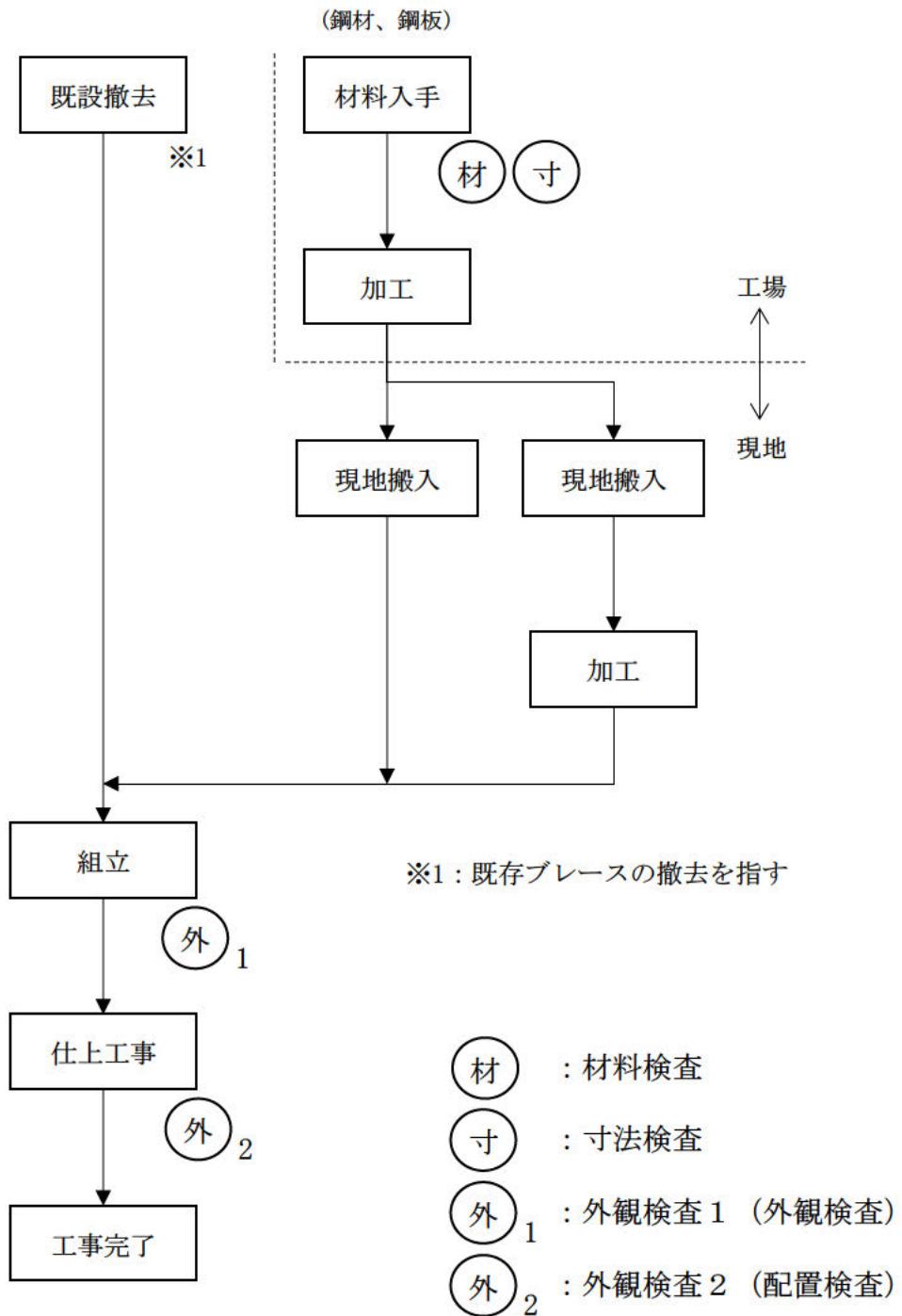
別図-3-5 支承部の補強 詳細図



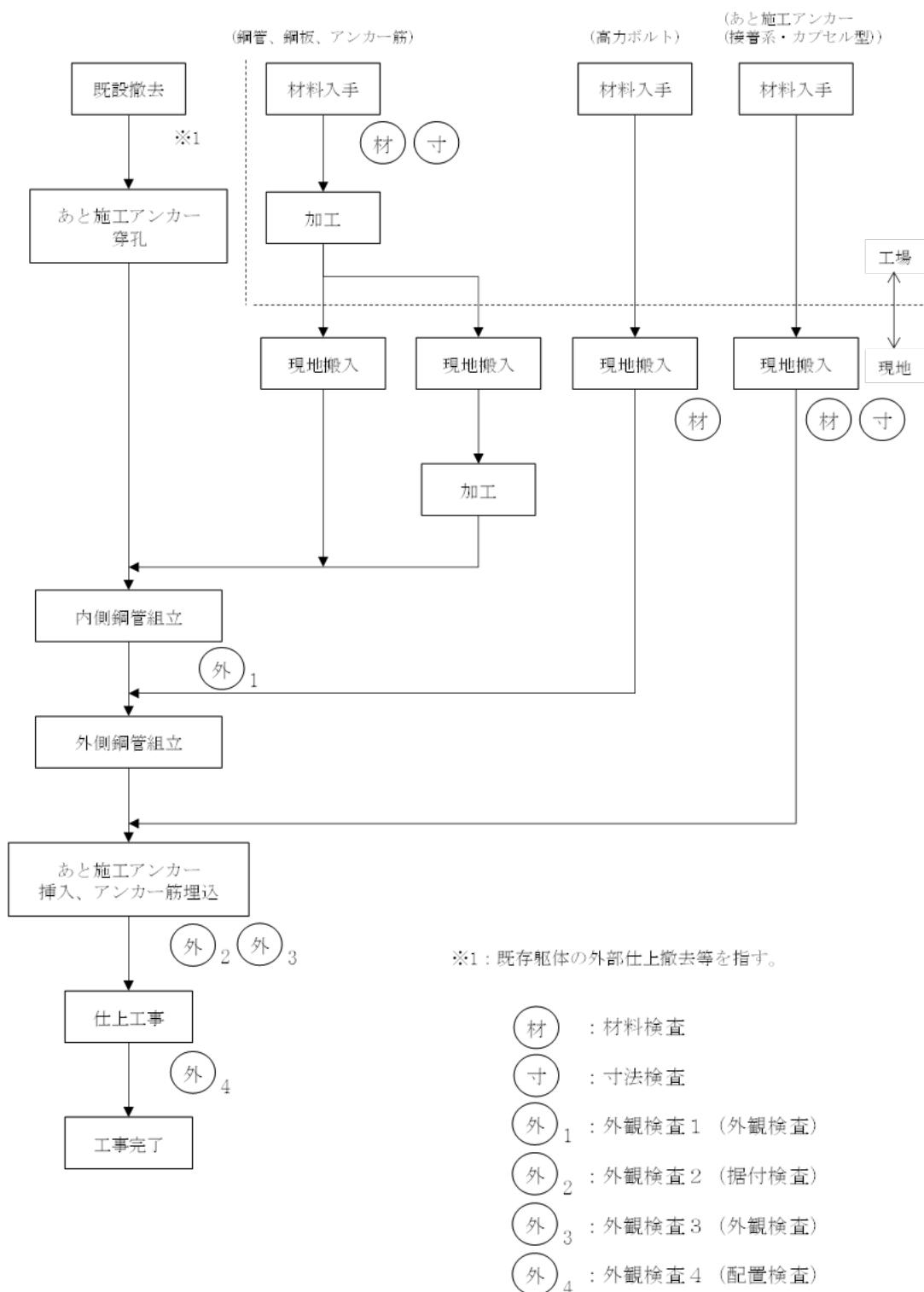
別図-3-6 支承部の補強 補強前後比較図



別図-3-7 梁及びプレースの補強工事フロー



別図-3-8 ブレースの新設工事フロー



別図-3-9 支承部の補強工事フロー

## 添付書類

1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」との適合性
2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

1. 申請に係る「再処理施設の技術基準に関する規則」  
との適合性

本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の計画」は以下に示すとおり「再処理施設の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。

技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性
		有・無	項・号	
第一条	定義	—	—	—
第二条	特殊な設計による再処理施設	無	—	—
第三条	廃止措置中の再処理施設の維持	無	—	—
第四条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—
第六条	地震による損傷の防止	有	第2項	別紙-1に示すとおり
第七条	津波による損傷の防止	無	—	—
第八条	外部からの衝撃による損傷防止	無	—	—
第九条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—
第十条	閉じ込めの機能	無	—	—
第十二条	火災等による損傷の防止	無	—	—
第十三条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—
第十四条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—
第十五条	安全避難通路等	無	—	—
第十六条	安全上重要な施設	無	—	—
第十七条	材料及び構造	無	—	—

技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性
		有・無	項・号	
第十八条	搬送設備	無	—	—
第十九条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—
第二十条	計測制御系統施設	無	—	—
第二十一条	放射線管理施設	無	—	—
第二十二条	安全保護回路	無	—	—
第二十三条	制御室等	無	—	—
第二十四条	廃棄施設	無	—	—
第二十五条	保管廃棄施設	無	—	—
第二十六条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—
第二十七条	遮蔽	無	—	—
第二十八条	換気設備	無	—	—
第二十九条	保安電源設備	無	—	—
第三十条	緊急時対策所	無	—	—
第三十一条	通信連絡設備	無	—	—
第三十二条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—
第三十三条	地震による損傷の防止	無	—	—
第三十四条	津波による損傷の防止	無	—	—
第三十五条	火災等による損傷の防止	無	—	—
第三十六条	重大事故等対処設備	有	—	—
第三十七条	材料及び構造	無	—	—
第三十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—
第三十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—

技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性
		有・無	項・号	
第四十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—
第四十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—
第四十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—
第四十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—
第四十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—
第四十五条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	無	—	—
第四十六条	電源設備	無	—	—
第四十七条	計装設備	無	—	—
第四十八条	制御室	無	—	—
第四十九条	監視測定設備	無	—	—
第五十条	緊急時対策所	無	—	—
第五十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—
第五十二条	電磁的記録媒体による手続	無	—	—



第六条（地震による損傷の防止）

安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

2 本申請は、事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力（廃止措置計画用設計地震動による地震力）に対して、耐震重要度施設である第二付属排気筒及び排気ダクト接続架台の健全性を維持するために必要となる耐力を確保するため、耐震補強工事を行うものである。耐震補強工事後の耐震性については、添付資料 6-1-2-5-3 第二付属排気筒の地震応答計算書及び、添付資料 6-1-2-5-4 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の地震応答計算書に記載している。

(

2. 申請に係る「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第44条第1項の指定若しくは同法第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第6項において読み替えて準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）附則第18条第1項により、指定があったものとみなされた再処理事業指定申請書について、令和2年4月22日付け令02原機（再）007により届出を行っているところによる。

## 第二付属排気筒排気ダクト接続架台の補強方針について

### 1. 補強の経緯

第二付属排気筒排気ダクト接続架台は建設時 B 類であり、A 類である排気ダクトの間接支持構造物として、基準地震動 S1 (146Gal) に耐えるように設計されている。新規制基準を踏まえ策定した廃止措置計画用設計地震動 Ss は最大 952Gal であり、Ss に対して耐震性を確保するため、部材の補強及び支承部の補強を行う。

### 2. 補強方針

#### (1) 部材の補強

廃止措置計画用設計地震動 Ss に対して耐震性を確保するため、梁及びブレースの補強、ブレースの新設を行い、部材の耐力（軸力、曲げ、せん断）を増大させ、耐震性を向上させる。（図 1）

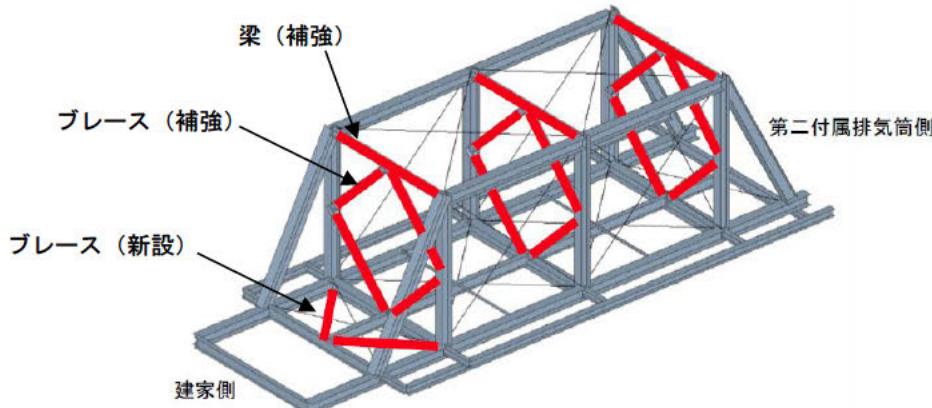


図 1 排気ダクト接続架台 部材の補強箇所

#### (2) 支承部の補強

排気ダクト接続架台の支承部は、TVF 開発棟の建家側 1 か所を NS、EW、UD 拘束のピン構造とし、第二付属排気筒側の 2 か所を NS 拘束、EW 自由としている。これにより、地震時の第二付属排気筒の変形を吸収し、部材に生じる応力を軽減させる設計としている。（図 2）

ただし、地震動の増大に伴い、TVF 開発棟の建家側の支障部のアンカーボルトに生じるせん断力がせん断耐力を超えることから補強を行う。

支承部の補強にあたっては、当該部をピン構造とするため、下部プレートと上部排気ダクト接続架台のそれぞれに補強鋼管を設置して重ね合わせ、回転できる構造とすることで、ピン構造のまま、せん断耐力を増大させる補強としている。（図 3）

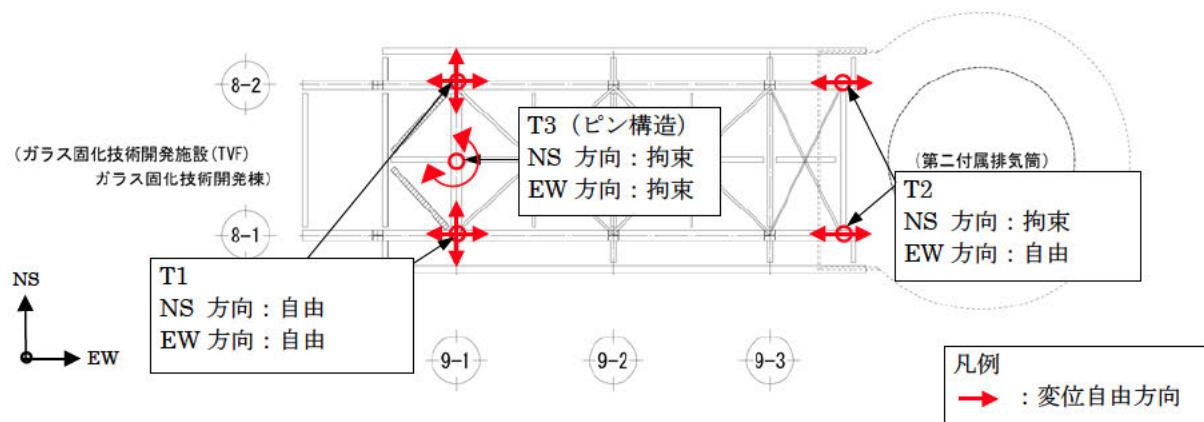


図2 支承部T1、T2及びT3の変位拘束条件

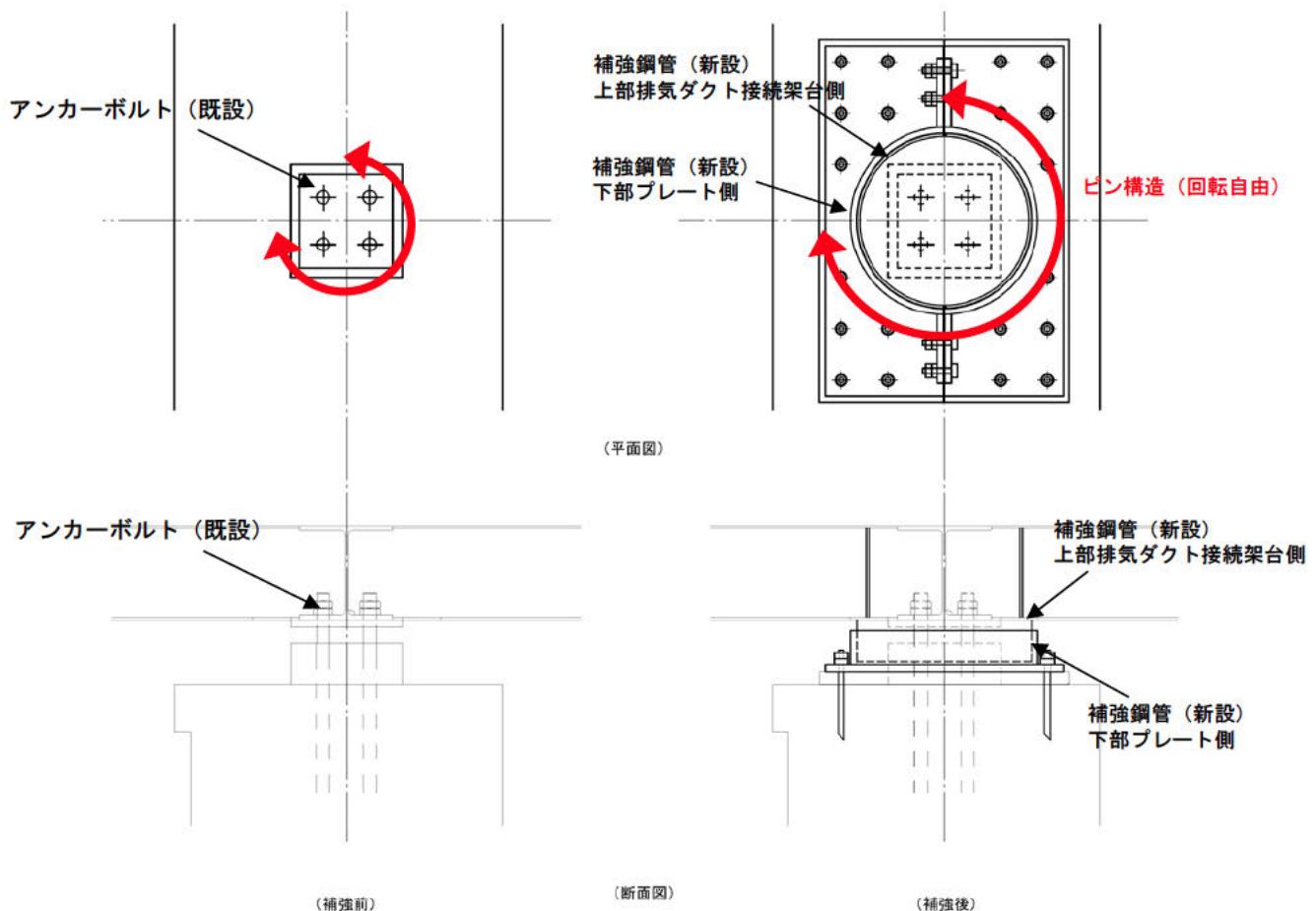


図3 支承部T3 補強前後の比較図

東海再処理施設の安全対策に係る 7 月までの面談スケジュール(案)

令和 2 年 7 月 13 日  
再処理廃止措置技術開発センター

面談項目 (○7月変更申請)		令和 2 年									
		6 月				7 月					
		1~5	~12	~19	~26	29~3	~10	~17	~24	~31	
監視チー ムコメント 対応	・TVF 機器系統図等用いた耐震計算説明		▼11			◆29					
	・廃液貯槽許容力評価(貯液量制限等)			▼18	◆29						
	・津波警報時、T20 バルブ閉対応の有効性						▽9				
	・TVF 受入槽等の液量管理について						▽9	▽13 ◇16			
	・耐震計算書の根拠(肉厚等)について						▼7				
	・外部事象の事故対処設備防護の考え方						▽9	◇16			
	・外部事象のガイドとの適合性						▽9	◇16			
	・外部火災の自衛消防隊の役割等						▽9				▽30
	・燃料輸送車両、船舶の火災源としての評価						▽9	◇16			
全体概要		▼2	▼4	◆8	▼9						
安全対策											◇27
地震に による損 傷の防 止	○TVF の耐震性を確保すべき設備の整理	▼2	▼4	◆8	▼11		◆29				
	○TVF 建家耐震評価					▼18	◆29				
	○TVF 設備耐震評価					▼18	◆29				
	-設備の耐震計算書										
	-受入槽の据付ボルトのせん断強度と安 全裕度の向上に関する検討										
	○第 2 付属排気筒耐震工事										
津波に による損 傷の防 止	-耐震計算書						▼30		◇16		
	-設計及び工事の計画						▼30		◇16		
	○TVF 建家健全性評価(波力、余震重畠)						▽30	▼2		◇16	
	○HAW 一部外壁補強						▼30			◇16	
	-設計及び工事の計画						▼30			◇16	
	-開口部浸水防止扉の健全性評価						▼30			◇16	
	○HAW・TVF 建家貫通部浸水可能性評価										
	-TVF の建家貫通部からの浸水の可能 性確認										
	-トレンチと接する建家内壁等の健全性 評価結果						▼25	▼30	▼7	◇16	
	-浸水防止扉止水処理の耐圧試験結果						▼25	▼30		◇16	
	・引き波の影響評価						◆29				

▽面談、◇監視チーム会合

面談項目 (○7月変更申請)		令和2年								
		6月				7月				
		1~5	~12	~19	~26	29~3	~10	~17	~24	~31
事故対処	○HAW・TVF 事故対処の方法、設備及びその有効性評価(緊急安全対策を含む) -基本的考え方 -有効性評価(代表例)の提示 -事象進展及び対策手順(HAW) <冷却、閉じ込め機能維持> 系統設備構成、機能喪失の範囲 対策手順及び実施の判断 -対策の有効性評価(HAW) <冷却、閉じ込め機能維持> 対策時間、事故対処設備能力、必要な資源、要員、アクセスルート、保守性の考え方 -事象進展及び対策手順(TVF) 同上 -対策の有効性評価(TVF)				▼23 ▼18 ▼18	◆29	▽9 ▽16			
外部からの衝撃による損傷の防止	竜巻	○竜巻対策の基本的考え方 ○HAW・TVF 建家健全性評価 -代表飛来物調査・選定 -飛来物に対する防護の評価 -新たな飛来物防護対策		▼11	▼18 ▼25 ▼2	◆29 ◆29 ▼2	△16 △16			
	火山	○火山対策の基本的考え方 ○HAW・TVF 建家健全性評価 -降下火砕物の評価		▼11 ▼18	◆29 ◆29					
	外部火災	○外部火災対策の基本的考え方 ○HAW・TVF 建家健全性評価 -森林火災に対する防護の評価 -近隣工場の火災爆発に対する防護の評価 -航空機墜落に対する防護の評価		▼11 ▼18 ▼23 ▼23	◆29 ◆29 ◆29 ◆29					
内部火災	○内部火災対策の基本的考え方 ○HAW・TVF の防護対象設備の整理と重要な安全機能への影響評価・対策					▼2 ▼2	▽13 △16 ▽13 △16			
溢水	○溢水対策の基本的考え方 ○HAW・TVF の防護対象設備の整理と重要な安全機能への影響評価・対策					▼2 ▼2	▽13 △16 ▽13 △16			
制御室	○制御室の安全対策の基本的考え方 ○重大事故等発生した場合でも対応可能な対策					▼2 ▼2	▽13 △16 ▽13 △16			
その他施設の安全対策	・設計津波に対して発生する可能性のある事象検討 ・想定される事象発生時の環境影響評価・対策							▽21		▽30

▽面談、△監視チーム会合

面談項目 (○7月変更申請)		令和2年							
		6月				7月			
		1~5	~12	~19	~26	29~3	~10	~17	~24
その他									
TVF 保管能力 増強	○平成 30 年 11 月変更申請の補正				▼23				◇27
TVF 溶 融炉の 結合装 置	○結合装置の製作及び交換に係る工事 (設計及び工事の計画)				▼23		▼7	◇16	
TVF 済 水配管	○浄水配管等の一部更新に係る工事 (設計及び工事の計画)						▼7	◇16	